

# 第2次 新潟県資源循環型社会推進計画

平成28年3月



## 目次

<b>第1章 総論</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画改定の趣旨 .....	1
第2節 計画の基本理念 .....	1
第3節 計画の位置づけ .....	2
第4節 計画期間 .....	2
<b>第2章 廃棄物処理の現状と課題</b> .....	<b>5</b>
第1節 一般廃棄物（ごみ） .....	5
第2節 一般廃棄物（し尿） .....	13
第3節 災害廃棄物 .....	15
第4節 産業廃棄物 .....	16
第5節 不法投棄 .....	23
第6節 循環型社会形成に関する県民の意識 .....	26
<b>第3章 循環型社会形成に向けた目標</b> .....	<b>30</b>
第1節 一般廃棄物の減量等の目標 .....	30
第2節 産業廃棄物の減量等の目標 .....	34
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>38</b>
第1節 3Rの推進 .....	39
第2節 適正処理の推進と処理基盤の整備 .....	41
第3節 不法投棄対策の推進 .....	45
<b>第5章 資源循環型社会形成に向けた各主体の役割</b> .....	<b>47</b>
<b>第6章 計画の進行管理</b> .....	<b>49</b>
<b>資料編</b> .....	<b>50</b>

## 第1章 総論

### 第1節 計画改定の趣旨

- 新潟県では、平成23年4月に、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする「新潟県資源循環型社会推進計画」（以下「前計画」という。）を策定し、県民、事業者及び市町村と連携・協力を図りながら、持続可能な循環型社会の形成を図ってきました。
- その結果、本県のごみの排出量や最終処分量は着実に減少し、再生利用も進みましたが、1人1日当たりのごみ排出量は全国平均より多い状況であるなど、循環型社会の形成に向けた課題がまだ残されています。
- 一方、国では、東日本大震災の発生、小型家電リサイクル法制定等のリサイクル制度の更なる進展、第3次循環型社会形成推進基本計画の策定（平成25年5月）等、廃棄物処理を取り巻く情勢の変化に対応するため、平成28年1月に廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理基本方針」（以下「国の基本方針」という。）を変更したところです。
- こうした状況の変化による新たな課題を踏まえ、引き続き循環型社会の実現に向けた施策を効果的かつ計画的に進めるため、「第2次新潟県資源循環型社会推進計画」を策定するものです。

### 第2節 計画の基本理念

- 本計画は、廃棄物の排出をできる限り抑制し、廃棄物となったものは再使用、再生利用、エネルギー回収の順にできる限り循環的な利用を行った上で、循環的な利用ができないものは適正な処分を確保するという環境と経済が調和した「資源を大切にす循環型の地域社会づくり」の推進を基本理念とします。
- 目指すべき「資源を大切にす循環型の地域社会」とは、
  - ・ 廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rが推進され、かけがえのない地球資源に対する尊敬の念を込めた「もったいない」の精神が県民意識として定着し、次世代に受け継がれる社会です。
  - ・ 産業活動では、最終処分される廃棄物を限りなくゼロにするため、事業者が自主的かつ積極的に、発生する廃棄物をできる限り資源として活用する資源循環ビジネスが促進され、更なる発展の基盤となる廃棄物処理施設を適切に確保する社会です。
  - ・ 再生利用できない廃棄物は適正に処理され、ごみのポイ捨てや不法投棄がなく、また、災害時においても廃棄物の適正処理が確保された、県民が安心して快適な生活を送ることができる社会です。
  - ・ 本県が有する海や山などの美しく多様な自然環境やトキなどの固有の動植物を後生に守り伝えるために、自然との共生や低炭素社会にも配慮しつつ、環境負荷の低減と地域経済の発展を両立させた持続可能な社会です。

### 第3節 計画の位置づけ

#### 1 新潟県「夢おこし」政策プラン

新潟県「夢おこし」政策プラン（以下「政策プラン」という。）は、「将来に希望の持てる魅力ある新潟県の実現」を基本理念とし、平成25年度から平成36年度までの12年間を計画期間とした新潟県の最上位の行政計画です。

「新潟県資源循環型社会推進計画」は、この政策プランの「資源を大切に作る循環型の地域社会づくり」を具体的に進める計画です。

#### 2 新潟県環境基本計画

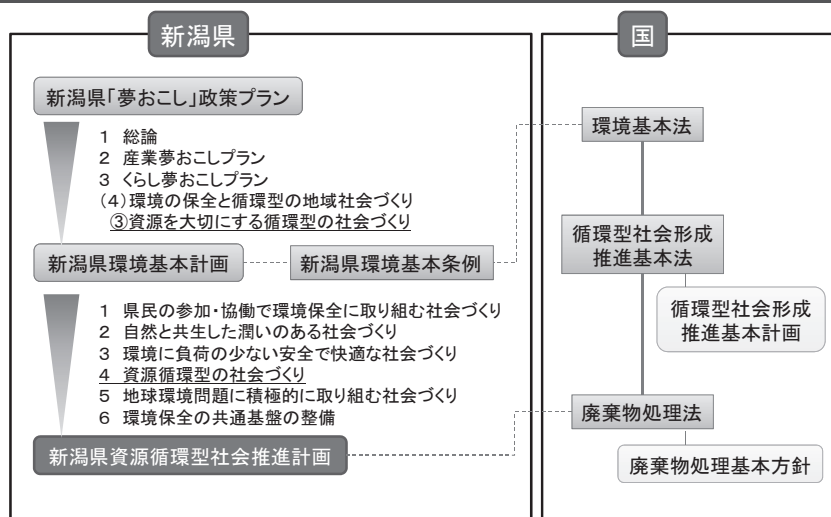
「新潟県環境基本計画」は、「新潟県環境基本条例」に基づく、本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、政策プランの政策目標の達成に向けた環境面の施策の方向性を示すものです。

「新潟県資源循環型社会推進計画」は、この基本計画のうち廃棄物関係施策を具体的に進める計画です。

#### 3 廃棄物処理法等

「新潟県資源循環型社会推進計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定により、国の廃棄物処理基本方針に即して、県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画として策定するものです。また、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、国が策定した「循環型社会形成推進基本計画」との整合性にも配慮します。

### 新潟県資源循環型社会推進計画の位置づけ



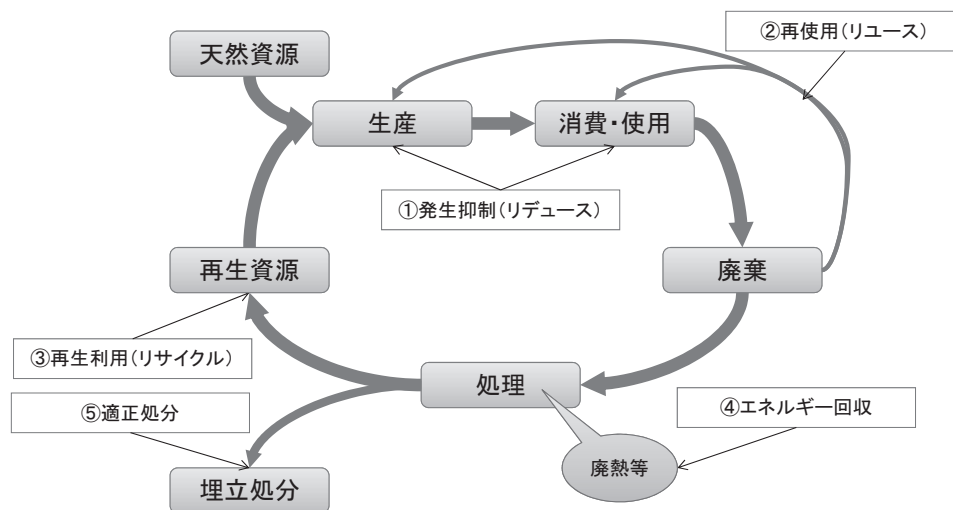
### 第4節 計画期間

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、最終年度となる平成32年度に達成すべき目標を定めます。

また、政策プランの見直し時期と整合を図るため、平成30年度に達成すべき中間目標を定めます。

## 3 Rとは

- 循環型社会の形成のため、「発生抑制」、「再使用」、「再生利用」、「エネルギー回収」の順で廃棄物の削減、循環的利用に努め、それでもなお発生する廃棄物は「適正処分」することが必要です。
- 廃棄物の「発生抑制（リデュース：Reduce）」、「再使用（リユース：Reuse）」、「再生利用（リサイクル：Recycle）」の3つのR（アール）を総称して「3 R（スリーアール）」といいます。
- また、国の第3次循環型社会形成推進基本計画では、3 Rのうち、リサイクルに比べて優先順位が高いリデュース、リユースを特に抜き出した「2 R（ツアール）」の取組を強化することとしています。



## 3 Rの行動・事業活動例

## ①発生抑制（リデュース）

- ・ マイバッグの持参（レジ袋の辞退）、マイ箸やマイボトルなどの持参、簡易包装された商品の購入（過剰包装の辞退）、食品の賞味期限に関する正しい理解・調理方法の工夫・食品の食べきりや使い切りなどによる食品ロス削減、生ごみの水切り・乾燥、耐久性に優れた商品の選択・物の修理による長期利用
- ・ 原材料の選択や製造工程・輸送工程の工夫、設計段階からの製品の長寿命化・省資源化への配慮、廃棄物の発生が少ない製品の製造、過剰包装や包装材・梱包材の削減

## ②再使用（リユース）

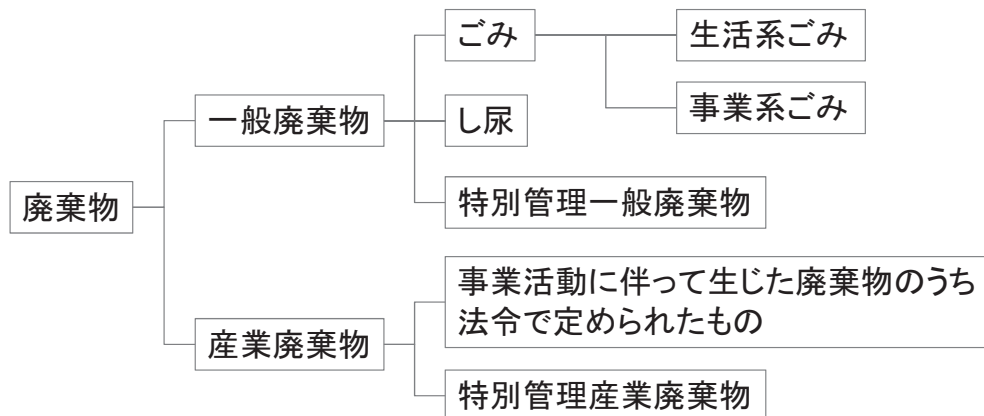
- ・ 詰替商品や繰り返し使えるリターナブル容器に入った物の選択、リース・レンタル商品の活用、不用品の交換、フリーマーケット・バザー・リユースショップの活用
- ・ 不要物品の譲渡、使用済製品や部品の再使用、容器包装資材の繰り返し使用

## ③再生利用（リサイクル）

- ・ ごみの分別の徹底、再生利用が容易な商品・再生品の選択、資源ごみ回収の積極的利用、廃家電製品の販売店や指定場所への確実な引き渡し、生ごみの堆肥化
- ・ 再生利用が容易な製品の製造、再生品の積極的利用、使用済製品の回収・再資源化、熱回収などエネルギーの再利用

## 廃棄物の定義・分類

- 廃棄物とは、占有者自らが利用し、又は他社に有償で売却することができないために不要となったものをいいます。  
廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常取引形態、取引価格の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきとされています。
- 廃棄物は、下図のように一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。



- ・ 「一般廃棄物」は、日常生活に伴って排出される「ごみ」や「し尿」であり、廃棄物処理法では、「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されています。従って、災害により発生した廃棄物（災害廃棄物）も一般廃棄物になります。
- ・ 市町村は、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有し、一般廃棄物の処理に関する計画を定めます。住民・事業者はそれに従って一般廃棄物を排出・処理しなければなりません。
- ・ 「産業廃棄物」は、事業活動に伴って排出される廃棄物で、その種類は廃棄物処理法で指定されています。
- ・ 排出事業者は、自らの責任において産業廃棄物を適正に処理しなければなりません。
- ・ 「特別管理一般廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」は、一般廃棄物及び産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれのある性状を有する廃棄物で、その種類は廃棄物処理法で指定されています。
- ・ 「海岸漂着物」については、民間団体等がボランティア活動として回収した海岸漂着物は一般廃棄物であり、海岸管理者等からの事業委託等により、受託者の事業として回収した海岸漂着物は、その種類によって、一般廃棄物又は産業廃棄物に分けられます。

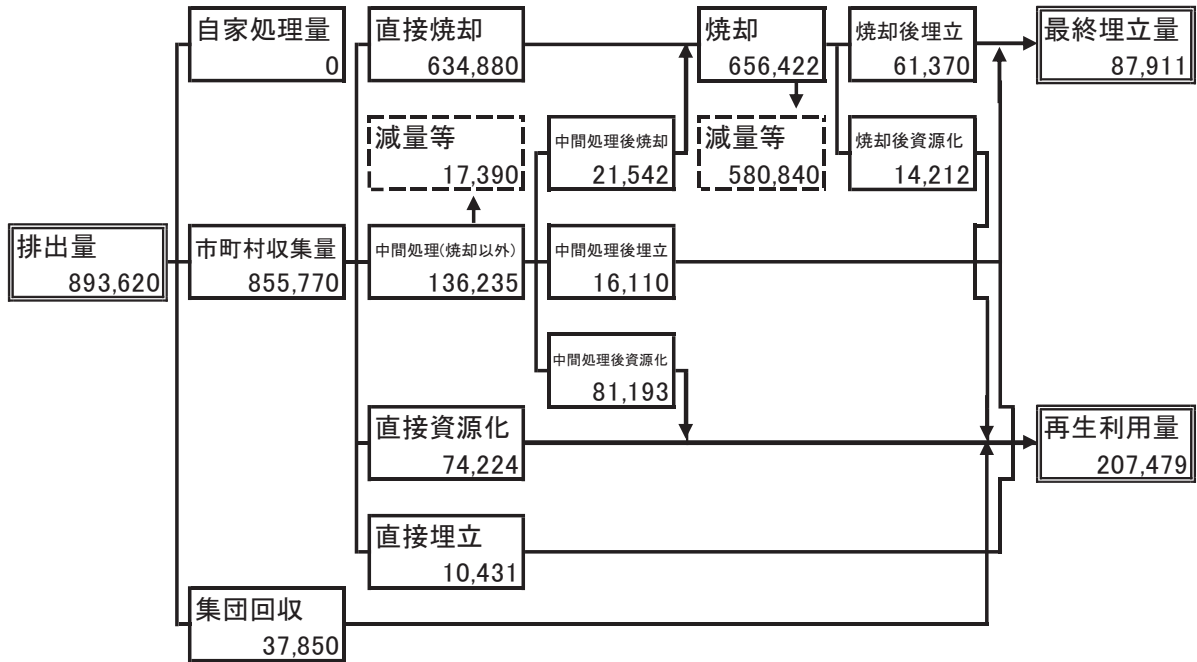
第2章 廃棄物処理の現状と課題

第1節 一般廃棄物（ごみ）の現状と課題

1 処理の流れ

平成 25 年度のごみ処理の流れは、以下のフロー図のとおりです。

【平成 25 年度のごみ処理フロー（災害廃棄物を除く）】（単位：トン）

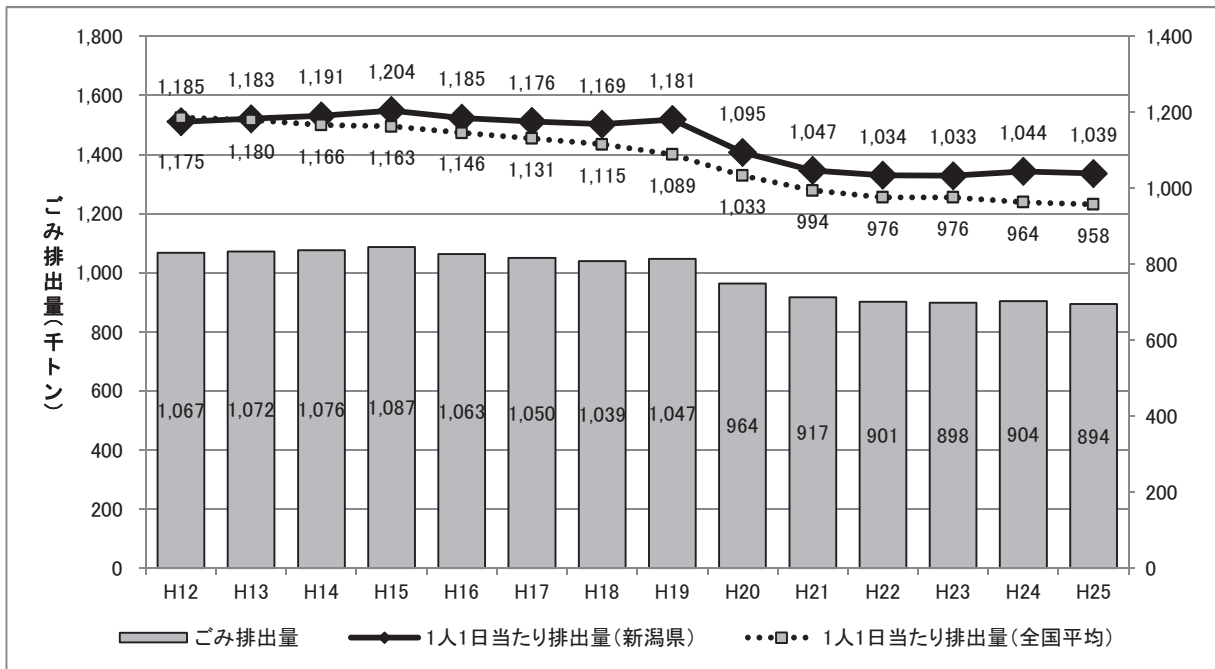


※集団回収：自治会等が行う資源ごみ回収であって、市町村が回収量等を把握しているもの  
 ※直接資源化、直接埋立：市町村等が収集後に中間処理等をせず、直接、資源化（資源ごみ等）又は埋立（不燃ごみ等）されているもの  
 ※中間処理後焼却、中間処理後埋立、中間処理後資源化：市町村等が中間処理（焼却以外）した後、焼却（破碎残さ等）、埋立（不燃物等）又は資源化（金属等）されているもの  
 ※焼却後埋立、焼却後資源化：市町村等が焼却後、埋立（焼却灰等）又は資源化（金属、焼却灰等）されているもの  
 出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 25 年度実績、環境省）

2 排出状況

- ・ ごみの排出量は、平成 15 年度をピークに、その後は市町村のごみ処理の有料化の取組などにより減少してきましたが、有料化がほぼ一巡したことから、平成 22 年度以降はやや頭打ち傾向となっています。
- ・ 平成 25 年度のごみ排出量は約 89 万 4 千トン、1 人 1 日当たりのごみ排出量は約 1,039 グラムとなっています。
- ・ 排出元別（生活系、事業系）では、本県では事業系ごみの割合が平成 25 年度は 31.1%と全国平均の 29.2%に比べて高くなっています。
- ・ ごみ種別の排出量では、本県では資源ごみの割合が平成 25 年度は 22.5%と全国平均の 16.9%に比べて高くなっています。
- ・ 市町村で焼却処理されたごみの内訳を見ると、紙・布類と食品残渣が多くを占めています。

## 【ごみ排出量と1人1日当たりごみ排出量の推移】



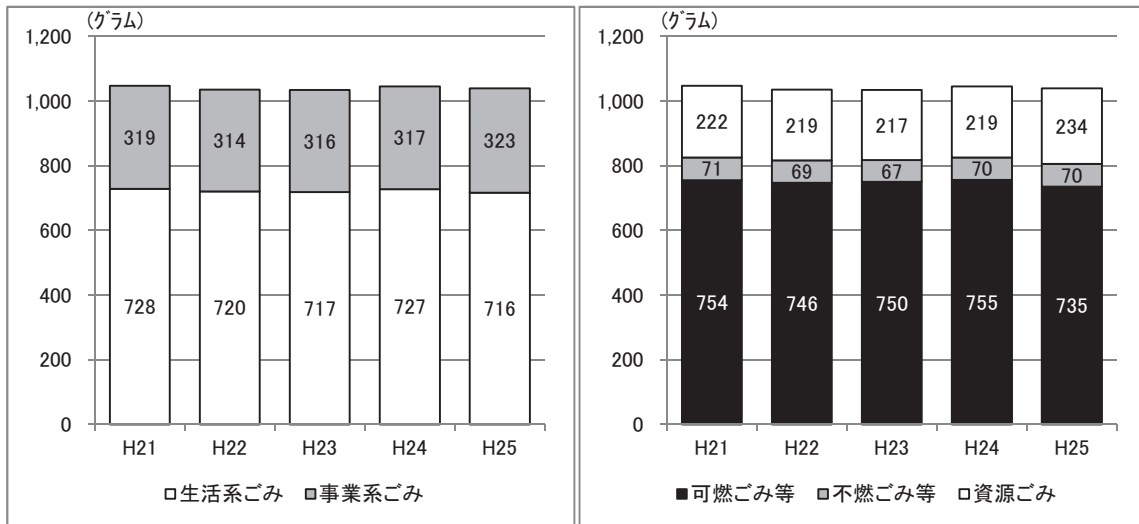
※ H19 から H20 の大幅減は、新潟市、上越市でごみ処理の有料化が導入されたことなどによるもの。

## 【ごみ処理有料化の実施状況】

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
実施数/市町村数	25/35	22/31	22/31	23/30	24/30	24/30	24/30	24/30	24/30
人口カバー率 (%)	54.8	86.7	86.8	90.7	92.4	92.5	92.6	92.6	92.7

※ 阿賀町、津南町では「有料化」は実施していないが、指定袋制により実質有料化されている。  
2町を含めると H27 の実施市町村数は 26、人口カバー率は 94.0%

## 【排出元別ごみ種別・ごみ種類別の1人1日当たりごみ排出量の推移】





【平成 25 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量の排出元別・ごみ種類別内訳】

新潟県（単位：グラム）

	可燃ごみ等	不燃ごみ等	資源ごみ	計（割合）
生活系ごみ	448	49	220	716（68.9%）
事業系ごみ	287	21	15	323（31.1%）
計（割合）	735（70.7%）	70（6.7%）	234（22.5%）	1,039

全国平均（単位：グラム）

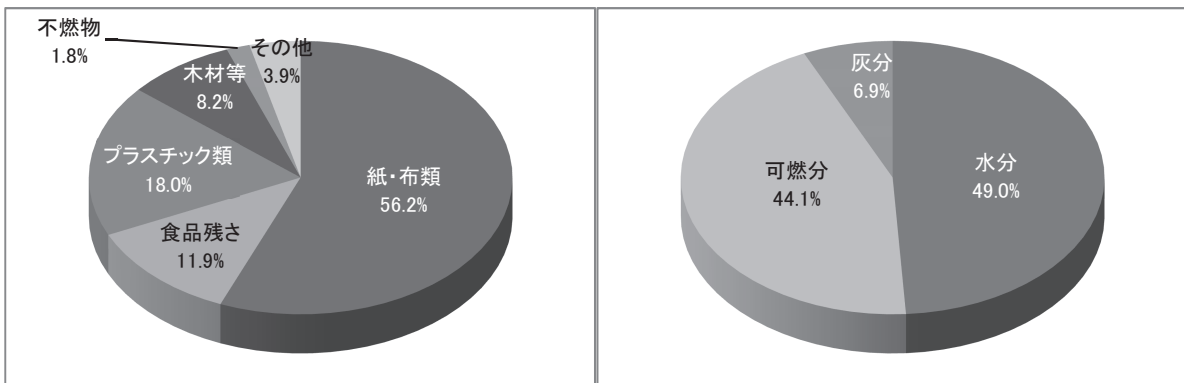
	可燃ごみ等	不燃ごみ等	資源ごみ	計（割合）
生活系ごみ	479	48	151	678（70.8%）
事業系ごみ	255	14	11	280（29.2%）
計（割合）	734（76.5%）	62（6.5%）	162（16.9%）	958

※可燃ごみ等：混合ごみ、可燃ごみの合計

※不燃ごみ等：不燃ごみ、粗大ごみ、その他（有害ごみなど）の合計

※資源ごみ：再資源化することを目的に収集されるごみで集団回収されたものを含む

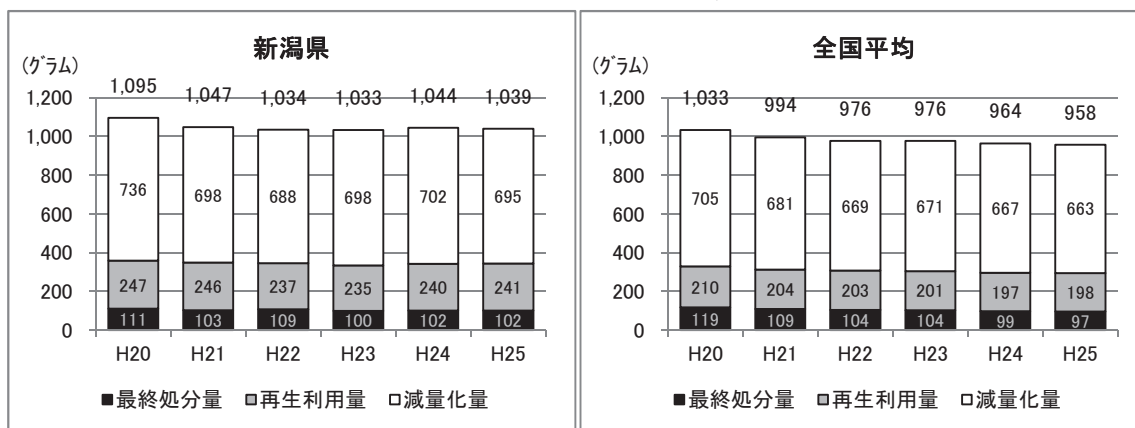
【平成 25 年度の焼却ごみの組成割合】



3 処理状況

- 平成 25 年度は、排出量 89 万 4 千トンのうち、自治会等により集団回収された資源ごみ 3 万 8 千トンを除く 85 万 6 千トンが市町村等により収集・処理されています。
- 市町村等により収集されているもののうち 59 万 8 千トン（67.0%）が焼却や中間処理により減量化され、集団回収を含む再生利用量は 20 万 7 千トン（23.2%）、最終処分量は 8 万 8 千トン（9.8%）となっています。
- 平成 20 年度に比べ、減量化及び最終処分の割合がそれぞれ 0.3 ポイント減少し、再生利用の割合が 0.6 ポイント増加しています。

## 【一般廃棄物の処理状況の推移（1人1日当たり換算）】



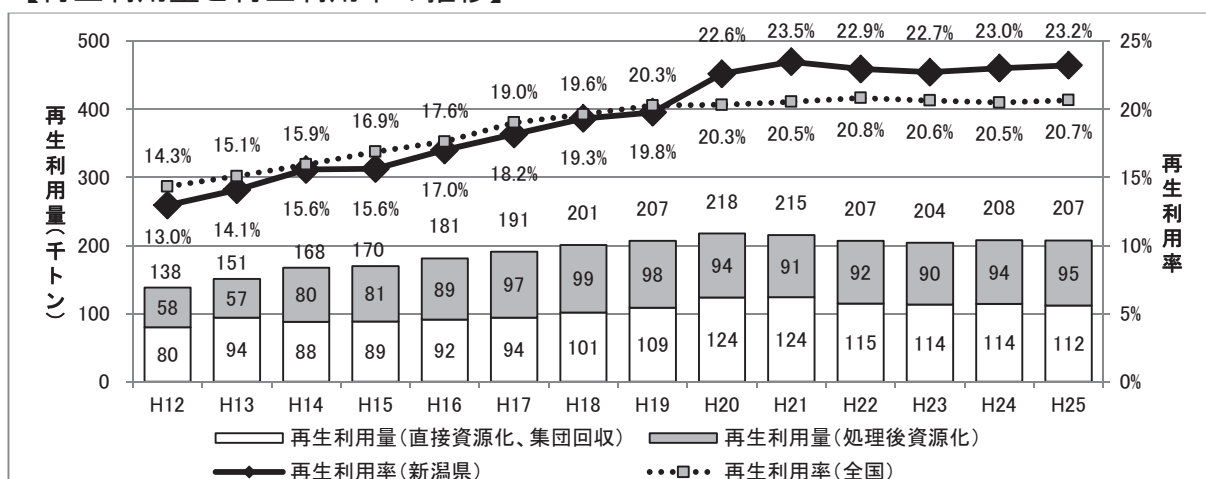
### (1) 減量化

- 平成 25 年度は排出されたごみのうち約 65 万 6 千トンが直接又は中間処理後に焼却され、58 万 1 千トン（88.5%）が減量化されています。
- また、生ごみのメタン化など、焼却以外の中間処理によっても 1 万 8 千トンが減量化されています。

### (2) 再生利用

- ごみの再生利用は、市町村による分別収集が着実に進められ、平成 25 年度の再生利用量は 20 万 7 千トンとなっており、再生利用率は 23.2%で、全国平均の 20.7%を上回っています。
- 平成 17 年までは、市町村のリサイクル施設やごみ溶融施設等の整備により、焼却や破碎などの中間処理により資源化される量が増えています。平成 20 年度には新潟市において分別方法が見直されたことなどにより、主に直接資源化されるごみの量が大きく増え、再生利用率が全国平均を上回りました。
- 平成 20 年度以降は再生利用量及び再生利用率ともやや頭打ちの状況ですが、再生利用率は全国平均より 2%以上高い水準を維持しています。

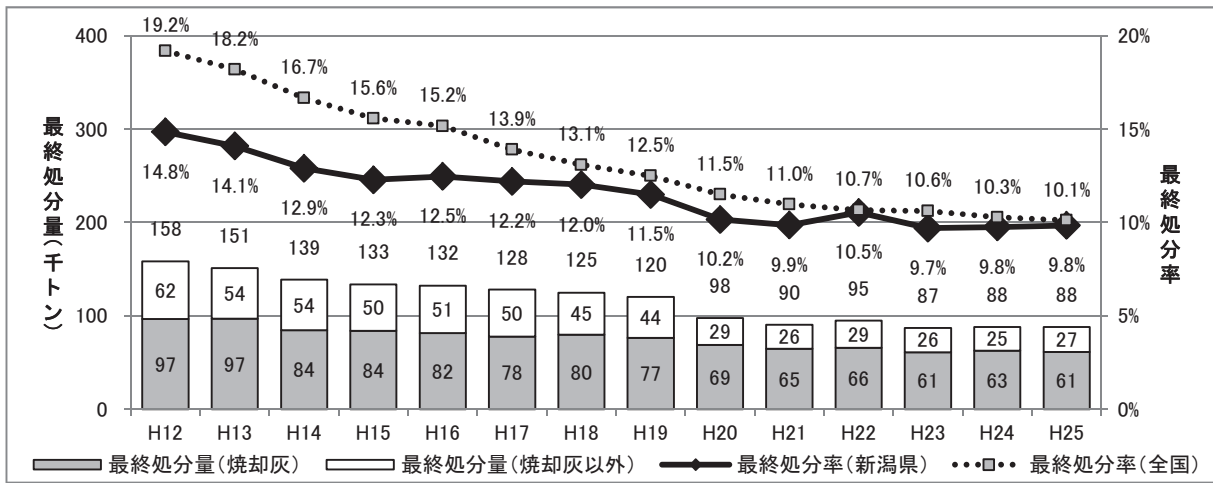
## 【再生利用量と再生利用率の推移】



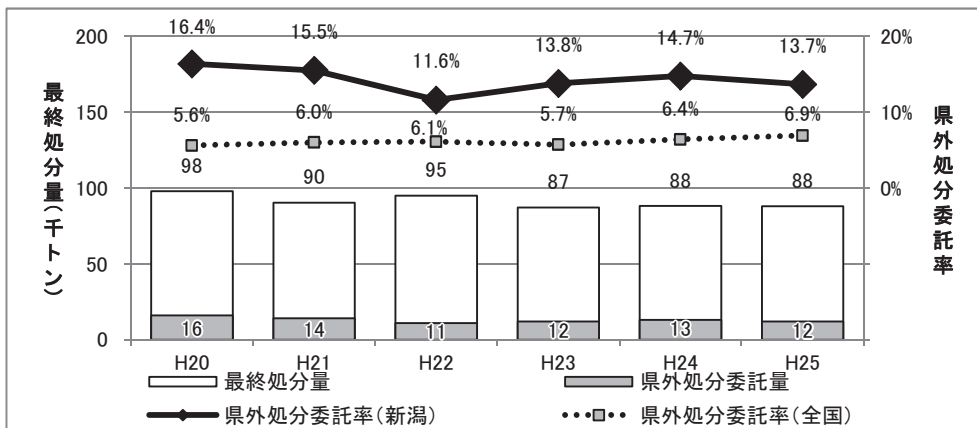
(3) 最終処分

- 最終処分量（埋立）は、年々減少し、平成 25 年度は8万8千トンとなっており、最終処分率は9.8%で、全国平均の10.1%より少ない状況です。
- 最終処分量のうち約7割が、焼却施設から排出される焼却灰となっており、直接又は焼却以外の中間処理後に埋め立てられるごみの割合は減少してきています。
- 平成 25 年度の最終処分量のうち、最終処分を目的として県内の市町村等が県外の民間処分業者等に委託した量（県外処分委託量）は1万2千トンであり、最終処分量の合計に占める県外処分委託量の割合（県外処分委託率）は13.7%と全国平均の6.9%と比べて高い状況です。

【最終処分量と最終処分率の推移】



【県外処分委託量等の推移】



【平成 25 年度の全国各県の県外処分委託量等の状況】

	千葉県	埼玉県	神奈川県	山梨県	栃木県	新潟県	全国
県外処分委託量 (千トン)	77	49	33	31	20	12	314
県外処分委託率 (%)	47.3	37.4	12.5	100	33.6	13.7	6.9

※平成 25 年度の県外処分委託量が多い都道府県のうち上位 5 県と本県の県外処分委託量・率

## 4 処理施設の状況

### (1) ごみ焼却施設等

- ・ ごみ焼却施設は、平成 26 年度末で 33 施設が稼働しています。(資料編 1-5 参照)
- ・ このうち、ごみ溶融施設が 3 施設(新潟市、三条市、南魚沼市)、ごみ炭化施設が 1 施設(糸魚川市)、灰溶融施設(焼却施設併設を含む)が 2 施設(新潟市、佐渡市)あり、ごみの溶融や炭化による再資源化も行われています。
- ・ また、29 施設において廃熱利用が行われており、そのうち 6 施設では発電設備が設置されています。
- ・ 長岡市ではごみ燃料化施設(生ごみバイオガス発電センター)を設置し、生ごみのバイオ処理による資源化が行われています。

### (2) 最終処分場

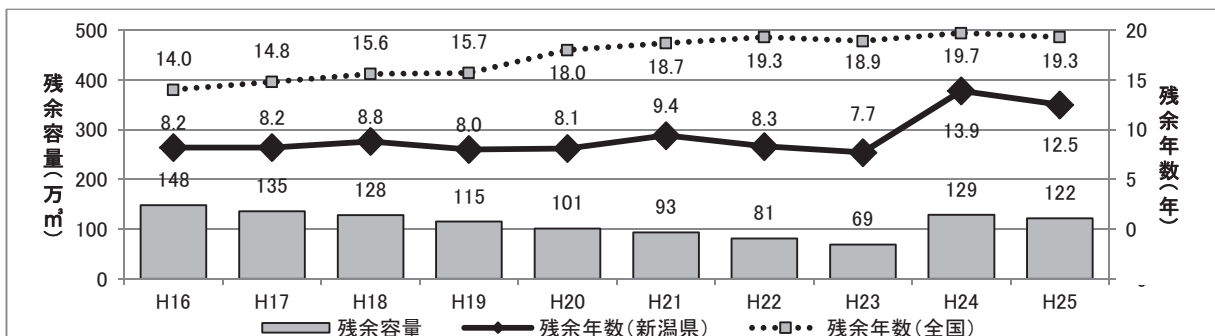
- ・ 一般廃棄物の最終処分場は、平成 26 年度末で 29 処分場が稼働しています。(資料編 1-6 参照)
  - ・ このうち、焼却灰等の埋立処分が可能な最終処分場は 27 施設あり、2 施設は安定物(金属、ガラス、プラスチック類等)に限定した埋立が可能な最終処分場です。
  - ・ 平成 25 年度末の残余容量は 122 万 m<sup>3</sup>となっており、残余年数<sup>\*</sup>は 12.5 年と全国平均の 19.3 年と比べて少ない状況です。
- ※ 残余年数=年度末の残余容量(m<sup>3</sup>)/年度内最終処分量(m<sup>3</sup>/年)
- ・ また、最終処分場を設置しておらず、県外の民間最終処分場等で埋立処分している市町村もあります。

### 【ごみ焼却施設、最終処分場の設置状況】

	施設数	処理能力(残余容量)	備考
ごみ焼却施設	33	3,691 t/日	H25 焼却量 680,805t
熱利用あり	29	3,470 t/日	H25 焼却量 648,978t(95.3%)
発電設備あり	6	1,204 t/日	H25 焼却量 293,341t(43.1%)
ごみ燃料化施設	1	65 t/日	H25 処理量 10,865t
最終処分場	27	121.7 万 m <sup>3</sup>	残余年数 12.5 年
最終処分場(安定物限定)	2	0.6 万 m <sup>3</sup>	

平成 27 年 4 月 1 日現在

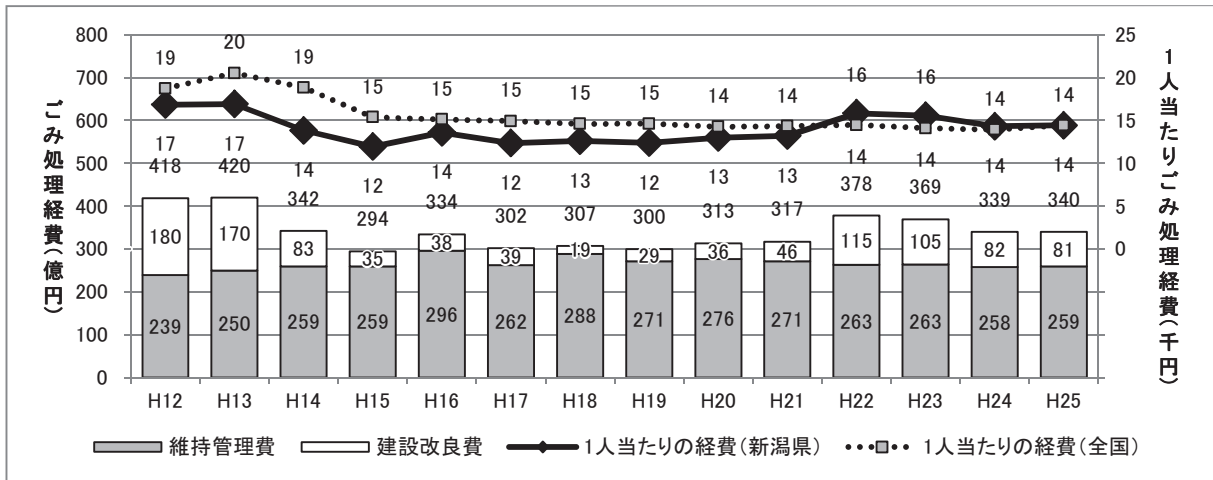
### 【最終処分場残余容量、残余年数の推移】



### 5 処理に係る経費の状況

- 平成 25 年度の市町村及び一部事務組合がごみ処理に要した経費（以下「ごみ処理経費」という。）は約 340 億円となっています。
- ごみ処理経費のうち、建設改良費は処理施設の建設や修繕の有無等により増減しますが、維持管理費は比較的安定しており、平成 25 年度は 259 億円となっています。
- また、平成 25 年度の県民 1 人当たりのごみ処理経費は約 1 万 4 千円で、概ね全国平均と同水準となっています。

【ごみ処理経費の推移】



維持管理費：施設の維持管理、ごみ収集運搬、ごみ処理の委託費等に係る経費  
 建設改良費：ごみ処理施設の改造、更新等に係る経費

### 6 海岸漂着物の状況

- 平成 21 年 7 月に海岸漂着物処理推進法が公布・施行され、県では、新潟県海岸漂着物対策推進協議会を設置し、平成 25 年度に新潟県海岸漂着物対策推進地域計画を策定しました。
- 海岸管理者等により海岸漂着物等の円滑な処理等を図るとともに、県や市町村、民間団体などの多様な主体が連携分担し、地域の実情に応じ、より効果的な回収処理、発生源対策・普及啓発を進めています。

【海岸漂着物対策事業等の実施状況】

年度	回収処理 (事業費)	発生源対策・普及啓発
H22	1,143 トン (46,405 千円)	漂着実態調査
H23	1,760 トン (170,043 千円)	漂着実態調査・発生源等調査 新聞広告
H24	223 トン (24,195 千円)	
H25	1,900 トン (161,224 千円)	スポーツ GOMI 拾い大会
H26	1,819 トン (173,391 千円)	スポーツ GOMI 拾い大会

## 1 3Rの推進

- 1人1日当たりのごみ排出量は、市町村のごみ処理の有料化の拡大等により順調に減少してきましたが、有料化がほぼ一巡し、やや頭打ち傾向となっています。
- 全国平均と比べると1人1日当たりのごみ排出量は多く、特に再生利用される資源ごみの割合、事業系ごみの割合が多くなっています。
- 焼却処理されているごみの内訳を見ると、紙・布類と食品残さが多くを占めており、一部は再生利用可能と考えられます。
- ごみの排出量の削減や市町村による分別収集の進展等により、全国平均より再生利用率は高く、最終処分率は低い値を維持していますが、いずれもやや頭打ち傾向となっています。

## 2 適正処理の推進と処理基盤の整備

- 市町村における効率的で適正な処理が推進されていますが、使用済み水銀含有製品<sup>※</sup>の適正な回収・処理など新たな課題にも適切に対応していく必要があります。
  - ※ 平成25年10月に採択された「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、水銀汚染防止法が制定、廃棄物処理法政省令が改正され、使用済み水銀含有製品の回収・処理基準が制定されています。
- ごみ焼却施設は安定的に稼働していますが、県内の67%（22施設）の施設が、平成32年までに設置後20年超又は改修後15年超となることから、計画的な更新・改修が必要です。
- 最終処分場を設置しておらず、県外の民間最終処分場等で埋立処分している市町村もあることから、県内での最終処分場の残余容量を確保していく必要があります。
- 毎年大量のごみが海岸に漂着し、その一部には危険物<sup>※</sup>も含まれていることから、引き続き、県、海岸管理者、市町村が連携して海岸漂着物の処理及び発生源対策や普及啓発を推進することが必要です。

※ 強酸性や強アルカリ性の内容物が残っているポリ容器、油類の入ったドラム缶、注射針などの医療系廃棄物、高圧ガス容器などの危険物や、塗料から鉛が検出されている特定漁具などが漂着しています。

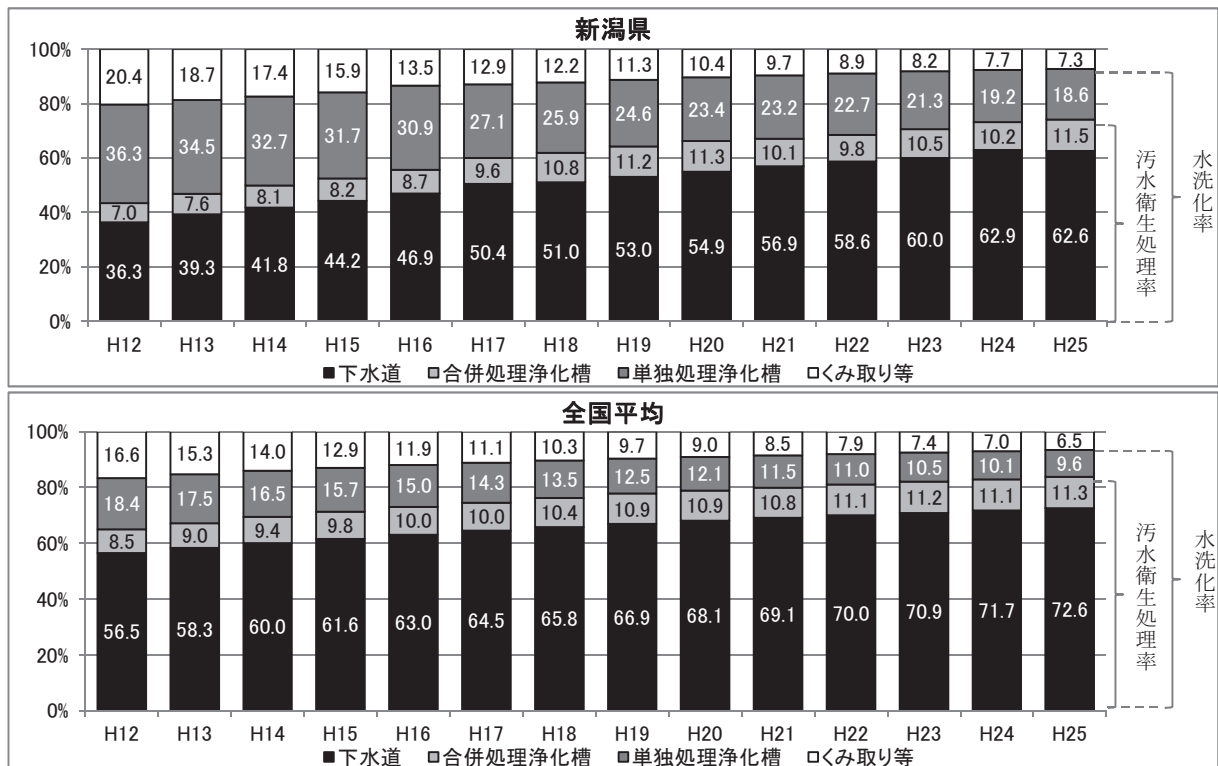
第2節 一般廃棄物（し尿）の現状と課題

1 処理状況

- ・ 本県の水洗化率（トイレが水洗化されている人口の割合）は年々増加しており、平成25年度末で県人口の92.7%に達しています。
- ・ 一方、汚水衛生処理率（トイレからの排水と生活雑排水を併せて処理している人口の割合）は、平成25年度で74.1%と全国平均の83.9%より低い状況です。これは、トイレからの排水のみを処理する単独処理浄化槽人口の割合が18.6%と全国平均の9.6%に比べて高いことが要因です。
- ・ また、市町村等で収集されるし尿及び浄化槽汚泥の量は、人口減少、下水道の普及により年々減少しており、平成25年度は51万4千kℓとなっています。

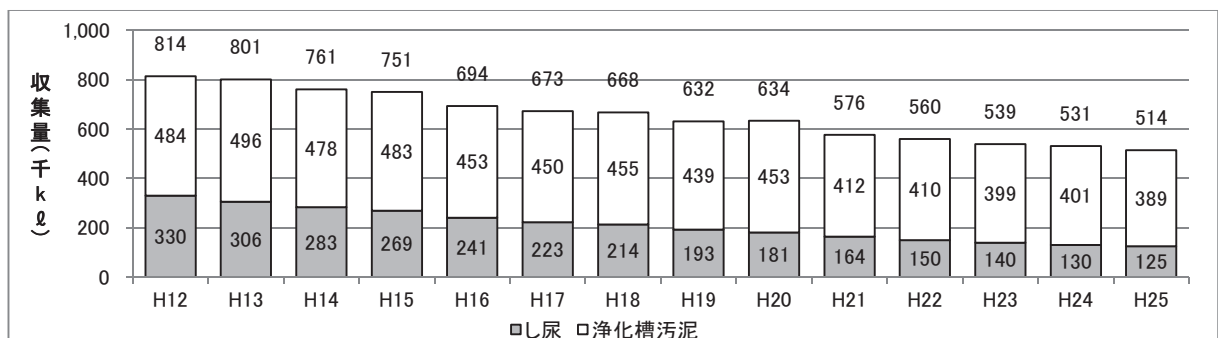
と課題  
廃棄物  
処理の  
現状

【し尿処理に占める形態別割合の推移】



※合併処理浄化槽：し尿及び生活雑排水を併せて処理する浄化槽。農業・林業・漁業集落排水処理施設を含む。  
 ※単独処理浄化槽：し尿のみを処理する浄化槽。平成13年4月以降、原則として新設は禁止されている。

【し尿等の収集量の推移】



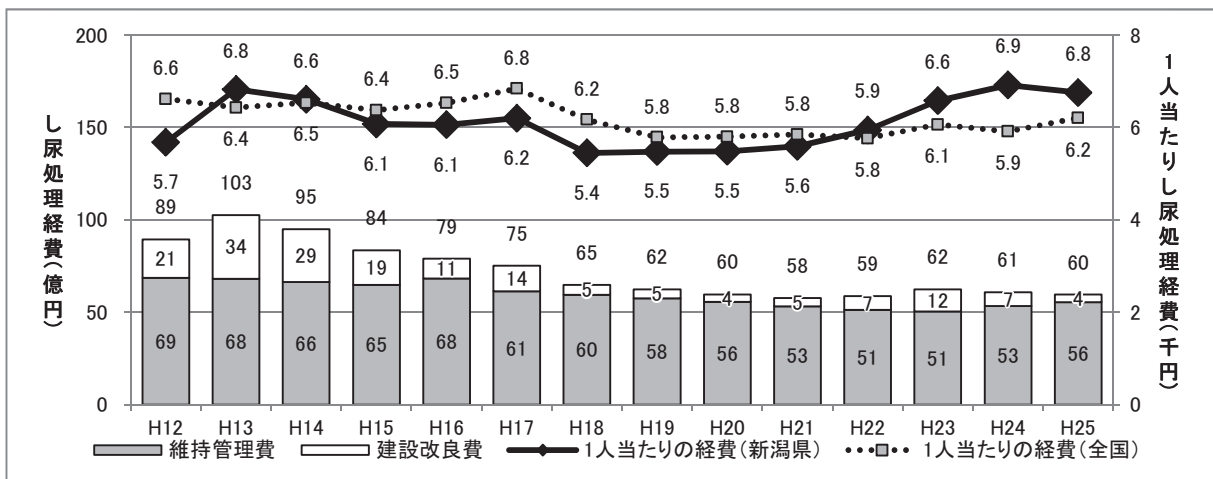
## 2 処理施設の状況

- ・ し尿処理施設は、平成 26 年度末で 23 施設が稼働しています。(資料編 1-7 参照)
- ・ このうち、汚泥や生ごみの処理を併せて行う汚泥再生処理センターが 7 施設、既存の下水道施設を活用した共同処理を行うためのし尿前処理施設が 5 施設となっています。

## 3 処理に係る経費の状況

- ・ 平成 25 年度の市町村及び一部事務組合がし尿及び浄化槽汚泥の処理に要した経費（以下「し尿処理経費」という。）は約 60 億円となっています。
- ・ し尿等の処理量の減少に伴い、し尿処理経費も減少しましたが、近年は横ばい傾向となっています。
- ・ また、平成 25 年度の県民 1 人当たりのし尿処理経費は 6.8 千円で、概ね全国平均と同水準となっています。

【し尿処理経費の推移】



維持管理費：施設の維持管理、し尿収集運搬、し尿処理の委託費等に係る経費

建設改良費：し尿処理施設の改造、更新等に係る経費

1人当たりの経費：処理人口（浄化槽、汲み取りの人口）1人当たりのし尿処理経費

### 課題

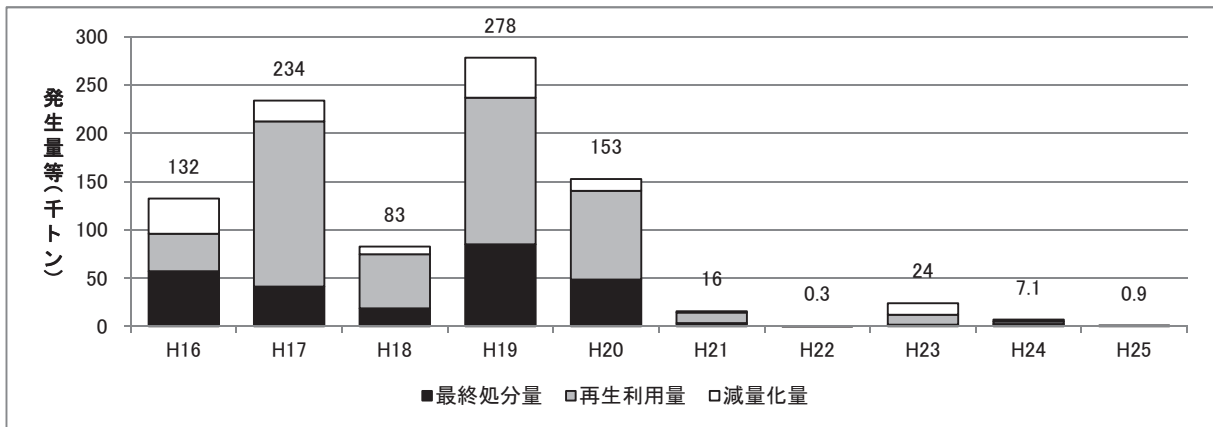
- 下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備が進んでいますが、全国平均に比べて単独処理浄化槽の割合が高く、汚水衛生処理率は低い状況です。
- 市町村等で収集されるし尿及び浄化槽汚泥の量は、人口減少、下水道の普及により年々減少していることから、より効率的なし尿処理を行っていく必要があります。



第3節 災害廃棄物の現状と課題

- 県では、新潟県地域防災計画に基づき、発生した災害廃棄物の処理に当たっては、分別の実施による再生利用、焼却処理による減量化の徹底に努め、最終処分量の削減を図っています。
- また、平成16年度の「7・13新潟豪雨水害」や「新潟県中越大震災」、平成19年度の「新潟県中越沖地震」などこれまでの災害での教訓を踏まえ、市町村・一部事務組合や関係4団体と協定を締結するなど、広域応援体制を整備しています。

【災害廃棄物の発生・処理状況】



【災害発生時の応援協定締結状況】

協定名	締結年月日	相手方	概要
災害時における一般廃棄物の収集運搬に係る無償救援等に関する協定	H16. 6. 16	新潟県環境整備事業協同組合	し尿収集、災害廃棄物収集の支援
災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定	H18. 10. 23	県内市町村、一部事務組合	職員の派遣、処理施設での処理等の応援
災害時における浄化槽の応急復旧等に関する協定	H18. 10. 23	一般社団法人新潟県浄化槽整備協会	浄化槽の応急復旧を応援
災害廃棄物の処理に関する応援協定	H18. 10. 23	一般社団法人新潟県産業廃棄物協会	災害廃棄物の収集、運搬及び処分を応援
災害時における被災建築物の解体撤去等に関する応援協定	H19. 12. 19	一般社団法人新潟県解体工事業協会	被災建築物の解体撤去等を応援

課題

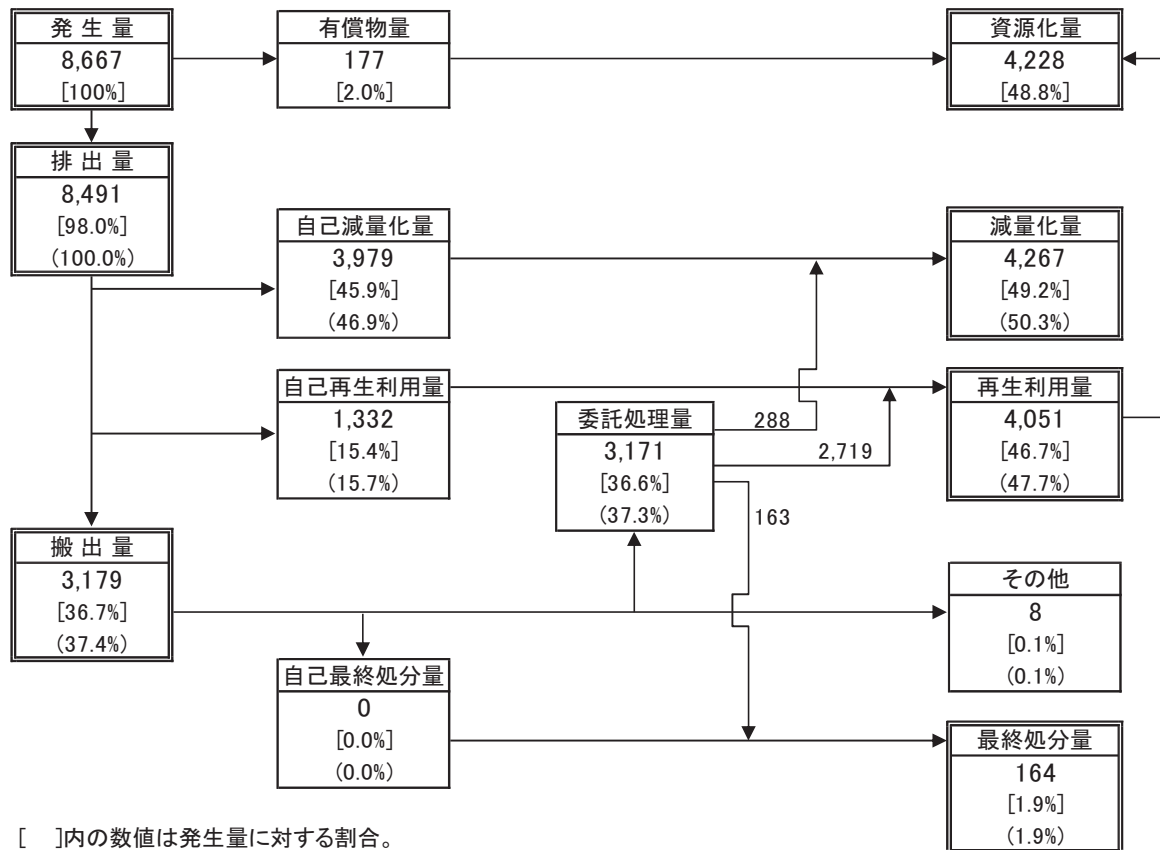
- 県と全市町村・一部事務組合、関係団体とで災害廃棄物の処理に関して応援協定を締結して処理体制を整備していますが、東日本大震災の教訓も踏まえ、大規模災害に備えた県域を越えた連携・協力体制の整備が必要です。

## 第4節 産業廃棄物の現状と課題

### 1 処理の流れ

平成25年度の産業廃棄物の処理の流れは、以下のフロー図のとおりです。

【平成25年度の産業廃棄物処理フロー】（単位：千トン）



- ※有償物量：発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量
- ※自己減量化量：自ら中間処理等を行い減量化された量
- ※自己再生利用量：自ら利用、又は自ら中間処理等を行い他者に有償で売却した量
- ※自己最終処分量：自らが設置する最終処分場に埋め立てた量
- ※委託処理量：中間処理及び最終処分を委託した量
- ※その他：調査時において保管等されている量

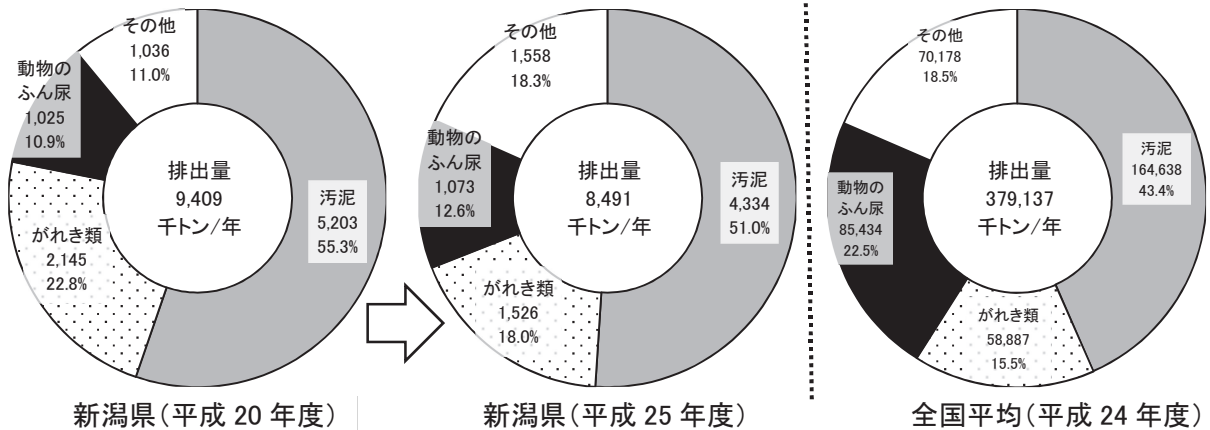
出典：平成26年度新潟県産業廃棄物実態調査報告書（平成25年度実績） 平成27年2月 新潟県県民生活・環境部

### 2 排出状況

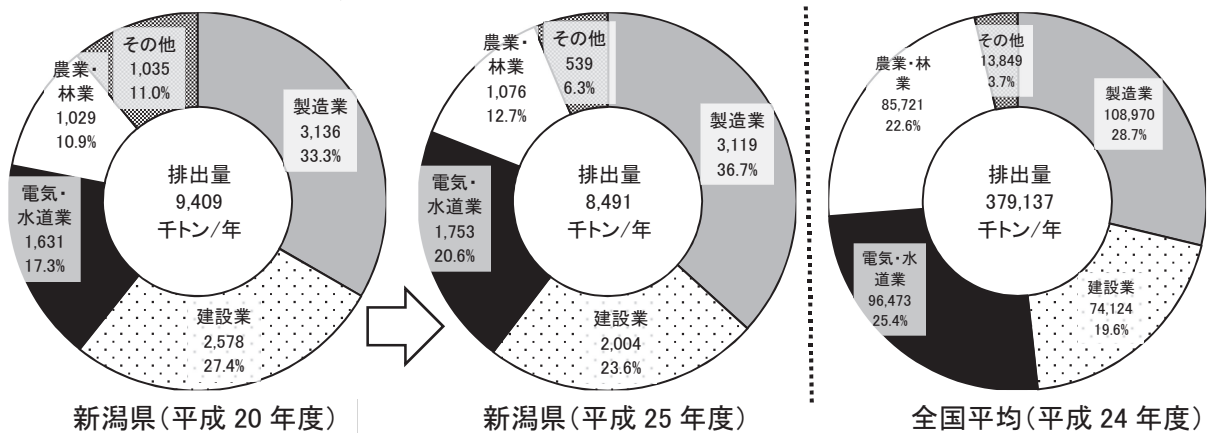
- ・ 平成25年度の排出量は849万1千トンで、平成20年度と比べ91万8千トン減少しました。その主な要因は中越大震災、中越沖地震に伴う災害復旧工事の減などによるものと推定されます。
- ・ 種類別の排出量は、汚泥が433万4千トン（51.0%）で最も多く、次のがれき類が152万6千トン（18.0%）、動物のふん尿が107万3千トン（12.6%）で、この3種類で全体の81.7%を占めています。
- ・ 全国と比べると、汚泥、がれき類の排出割合が高く、動物のふん尿の排出割合が低くなっています。

- 業種別に見ると、製造業が311万9千トン（36.7%）で最も多く、次に建設業が200万4千トン（23.6%）、電気・水道業が175万3千トン（20.6%）、農業・林業が107万6千トン（12.7%）であり、この4つの業種で全体の93.7%を占めています。
- 全国と比べると、製造業、建設業の排出割合が高く、電気・水道業、農業・林業が低くなっています。

【産業廃棄物の種類別排出量】



【産業廃棄物の業種別排出量】



### 3 処理状況

- 排出量849万1千トンのうち、426万7千トン（50.3%）が脱水や乾燥、焼却処理等により減量化され、再生利用量は405万1千トン（47.7%）、最終処分量は16万4千トン（1.9%）となっています。
- 平成20年度に比べ、排出量に占める減量化量の割合は2.5ポイント減少し、最終処分量の割合は0.1ポイント、再生利用量の割合は2.4ポイント増加しています。

## 【産業廃棄物の排出、処理状況】

新潟県（単位：千トン）

	排出量	減量化量	再生利用量	最終処分量	その他※
平成 20 年度 (排出量全体に占める 処理量の構成比)	9,409 (100%)	4,972 (52.8%)	4,266 (45.3%)	170 (1.8%)	1 (0.0%)
平成 25 年度 (排出量全体に占める 処理量の構成比)	8,491 (100%)	4,267 (50.3%)	4,051 (47.7%)	164 (1.9%)	8 (0.1%)
差	△918	△706	△215	△6	7

※その他：調査時において保管等されている量

全国平均（単位：千トン）

	排出量	減量化量	再生利用量	最終処分量
平成 20 年度 (排出量全体に占める 処理量の構成比)	403,661 (100%)	170,453 (42.2%)	216,507 (53.6%)	16,701 (4.1%)
平成 24 年度 (排出量全体に占める 処理量の構成比)	379,137 (100%)	158,466 (41.8%)	207,569 (54.7%)	13,102 (3.5%)

### (1) 減量化

- 平成 25 年度の減量化量は 426 万 7 千トン、排出量に占める割合は 50.3% で、全国平均（平成 24 年度）の 41.8% に比べて高くなっています。
- 種類別にみると、汚泥が 352 万 4 千トンで減量化量全体の 82.6% を占めています。
- 汚泥は排出量が多い反面、排出事業者又は処理業者による脱水や乾燥、焼却処理等によって大幅に減量化されています。

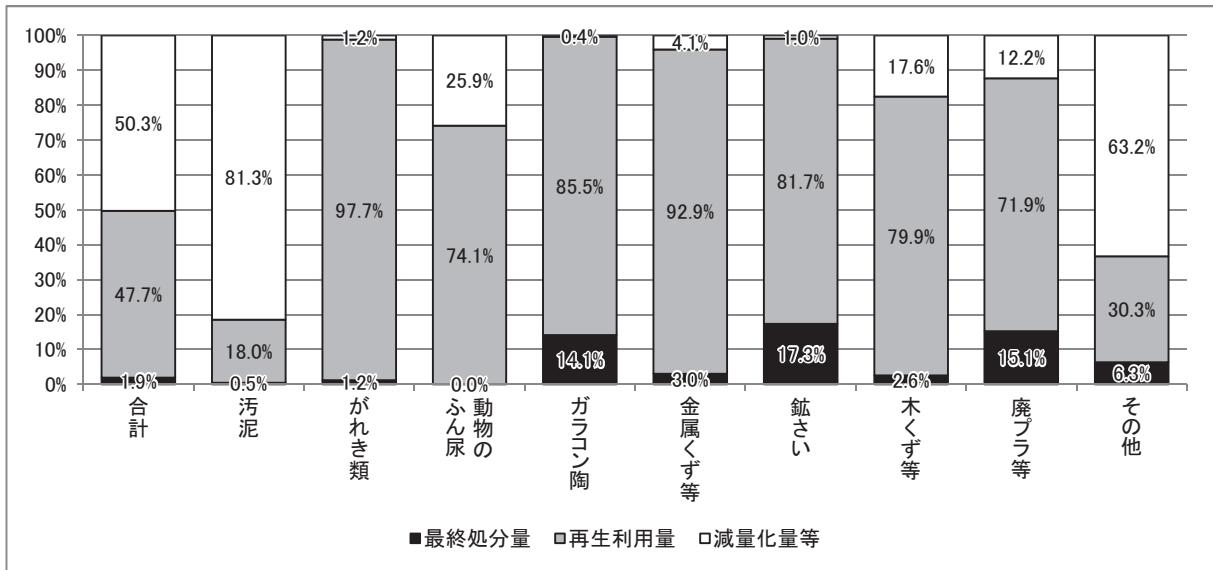
### (2) 再生利用

- 平成 25 年度の再生利用量は 405 万 1 千トン、排出量に占める割合は 47.7% で、全国平均（平成 24 年度）の 54.7% に比べて低くなっています。これは、水分が多く減量化率が高い汚泥の排出量の割合が全国平均に比べて高いことなどが原因と考えられます。
- 種類別にみると、がれき類が 149 万 1 千トンで再生利用量全体の 36.8% を占めて最も多く、以下、動物のふん尿が 19.6%、汚泥が 19.3% となっています。

### (3) 最終処分

- 平成 25 年度最終処分量は 16 万 4 千トン、排出量に占める割合は 1.9% で、全国平均（平成 24 年度）の 3.5% に比べて低くなっています。
- 種類別にみると、その他産業廃棄物（混合廃棄物等）が 3 万 7 千トンで全体の 22.6% と最も多く、以下、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずが 22.0%、汚泥が 12.8% となっています。

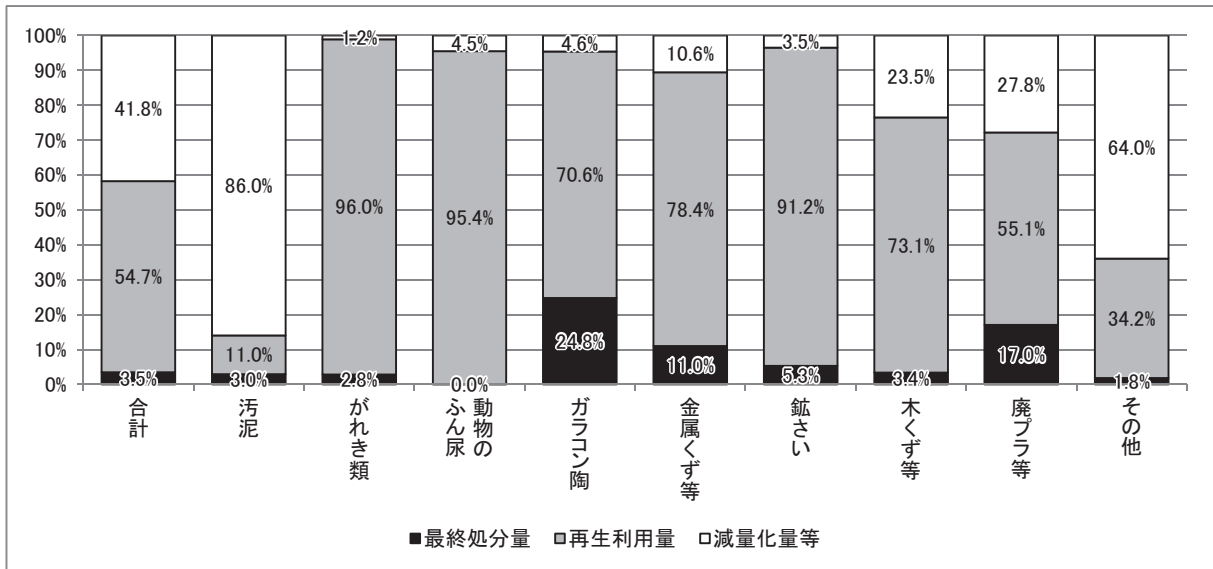
【産業廃棄物種類別の排出量に対する減量化量、再生利用量、最終処分量の構成比】  
新潟県（平成25年度）



	合計	汚泥	がれき類	動物のふん尿	ガラコン陶	金属くず等	鋳さい	木くず等	廃プラ等	その他
排出量	8,491	4,334	1,526	1,073	255	197	104	273	139	590
減量化量等	4,267	3,524	18	278	1	7	1	48	17	373
再生利用量	4,051	782	1,491	795	218	183	85	218	100	179
最終処分量	164	21	18	0	36	6	18	7	21	37

注) ガラコン陶：ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず  
 金属くず等：金属くず、ばいじん、燃え殻の合計  
 木くず等：木くず、紙くず、動植物性残さ、動物系固形不要物の合計  
 廃プラ等：ゴムくず、廃プラスチック類、繊維くずの合計  
 (単位：千トン)

全国平均（平成24年度）



## 4 広域移動の状況

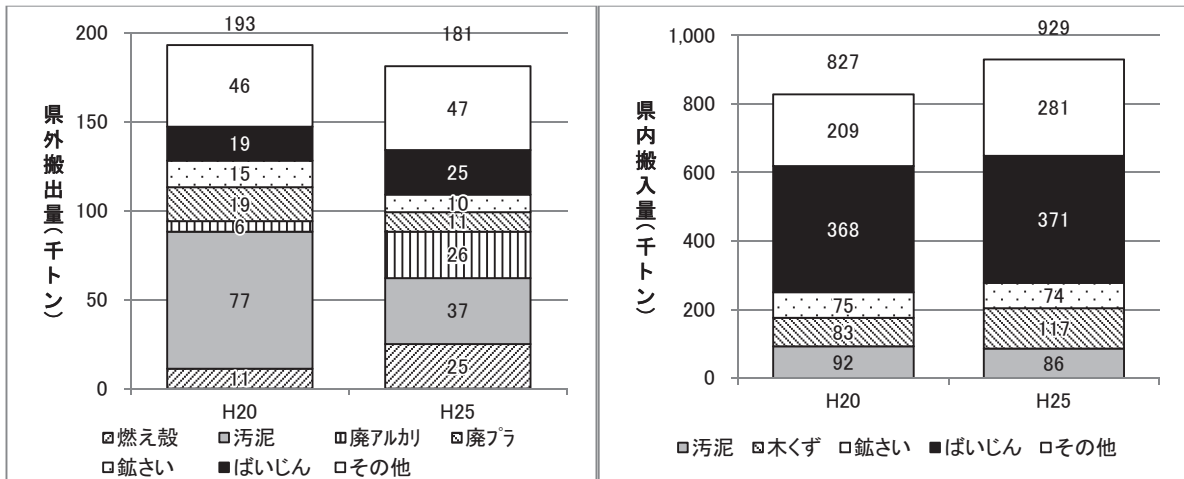
### (1) 県外への搬出状況

- 平成 25 年度に県内から県外に排出された産業廃棄物は 18 万 1 千トンで、平成 20 年度に比べ 1 万 2 千トン減少しています。
- 種類別にみると、汚泥が 3 万 7 千トンで最も多く、以下、廃アルカリが 2 万 6 千トン、燃え殻、ばいじんがそれぞれ 2 万 5 千トンとなっています。

### (2) 県内への搬入状況

- 平成 25 年度に県外から県内へ搬入された産業廃棄物は 92 万 9 千トン<sup>\*</sup>で、平成 20 年度に比べ 10 万 2 千トン増加しています。  
※「新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例」に基づき処理業者から提出された県外産業廃棄物の処分計画協議書における計画量
- 種類別にみると、ばいじんが 37 万 1 千トンで最も多く、以下、木くずが 11 万 7 千トン、汚泥が 8 万 6 千トンとなっています。
- 県内には大手セメント工場があり、県外から県内へ搬入される産業廃棄物の約 8 割程度が、セメント原燃料として再生利用されています。

【産業廃棄物の広域移動の状況】



## 5 処理施設の状況

### (1) 中間処理施設の設置状況

- 産業廃棄物の中間処理施設の設置数は、平成 26 年度末で 535 施設となっています。

【中間処理施設設置数 (平成 26 年度末)】

汚泥脱水	廃プラ破碎	焼却施設					木くず等破碎	その他	合計
		汚泥	廃油	廃プラ	その他	小計			
81	68	9	8	6	33	56	289	41	535

(2) 最終処分場の設置状況

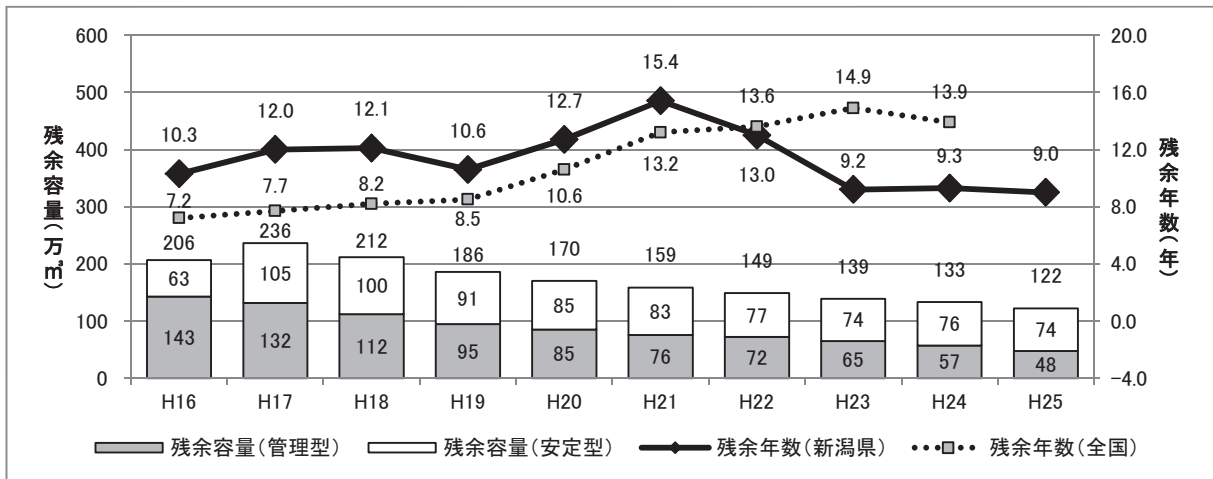
- 産業廃棄物の最終処分場は、平成 26 年度末で安定型処分場<sup>\*</sup>が 20、管理型処分場<sup>\*</sup>が 8 の合計 28 処分場が稼動しています。

※ 安定型最終処分場：廃棄物の飛散及び流出を防止する構造で、排水の処理を必要としない産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）の埋立施設

※ 管理型最終処分場：底部等を遮水し、排水の処理も行う構造で、一定基準を超える有害な廃棄物以外の産業廃棄物の埋立施設

- 最終処分場の残余年数は、平成 25 年度で 9.0 年（管理型：4.6 年、安定型：23.2 年）と全国（平成 24 年度）の 13.9 年を下回っています。

【産業廃棄物最終処分場の残余容量及び残余年数の推移】



注) 残余年数=年度末の残余容量(m³)/年度内最終処分量(m³/年)

6 産業廃棄物税の状況

- 県では、平成 16 年度から「産業廃棄物税」を創設し、納税義務者である排出事業者の産業廃棄物の排出抑制を促すとともに、その税収を活用して「産業廃棄物の発生抑制と再生利用の促進」、「産業廃棄物の適正処理」、「産業廃棄物最終処分場の設置促進」のための施策を実施しています。

【産業廃棄物税基金の状況】

(単位：千円)

	H16-H22	H23	H24	H25	H26
積立額	1,283,572	292,083	269,583	212,792	313,003
取崩額	581,992	71,946	81,187	78,810	178,696
発生抑制等事業	233,693	38,381	43,737	39,330	58,705
適正処理等事業	348,299	33,565	37,450	39,480	119,991
処分場設置促進事業 <sup>*</sup>	0 (641,786)	0 (146,042)	0 (134,792)	0 (106,396)	0 (156,501)
基金残高 <sup>*</sup>	701,580 (641,786)	921,717 (787,828)	1,110,113 (922,620)	1,244,095 (1,029,016)	1,378,402 (1,185,517)

※ ( )内は、処分場設置促進事業に充当するため、基金に積み立てられた額であり、平成 26 年度までは未執行

## 《主な産業廃棄物税基金充当事業》

- ・発生抑制等事業：3R取組企業支援事業、3R取組企業育成事業
- ・適正処理等事業：産業廃棄物不法投棄等原状回復事業、廃棄物不法処理未然防止事業、廃棄物適正処理推進事業
- ・処分場設置促進事業：最終処分場の周辺環境整備への助成

### 課題

#### 1 3Rの推進

- 今後、昭和40年代に建てられた建物が改築期を迎え、改築等にもなって排出されるアスベストや混合材など、再生利用しにくい廃棄物の発生による最終処分量の増加が懸念されます。
- 最終処分場の残余容量が将来的に不足することが懸念されることから、減量化、再生利用の取組により、最終処分される産業廃棄物の量を減らしていくことが必要です。

#### 2 適正処理の推進と処理基盤の整備

- 排出事業者が安心して委託できる処理業者を容易に選択できる機会を提供するため、優良な処理業者を育成することが必要です。
- 今後、アスベストが使われた可能性のある建物の解体が平成40年前後にピークを迎えると考えられることから、解体に伴って排出されるアスベスト廃棄物の適正処理が課題となります。
- 各事業者が保管しているPCB廃棄物について、新潟県PCB廃棄物処理計画に定める期限（PCB廃棄物特別措置法に定める処理期限は、同法の改正により平成28年7月から平成39年3月に延長）内に処理する必要があります。
- 水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀含有産業廃棄物の処理方法等が定められることから、今後は、新しい基準に沿った適正な処理が求められます。
- 最終処分場の残余容量が将来的に不足することが懸念されることから、将来を見越した最終処分場の計画的な整備が求められています。

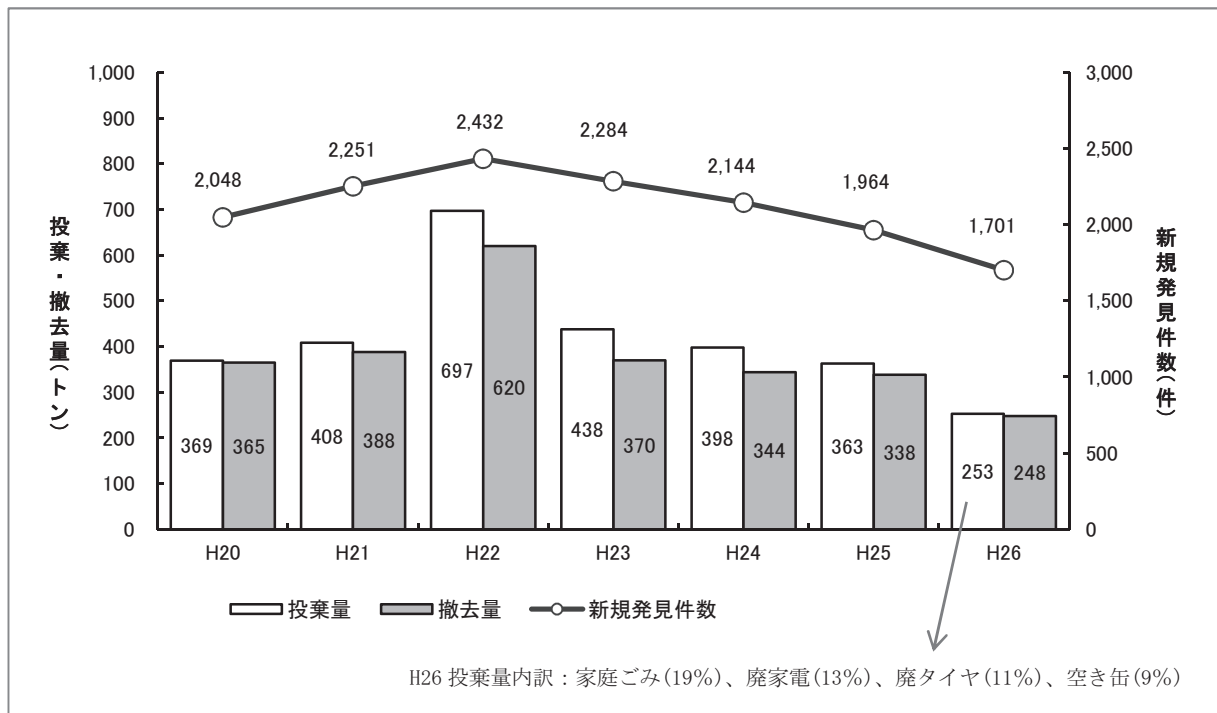


### 第5節 不法投棄の現状と課題

#### 1 一般廃棄物の不法投棄の状況

- 一般廃棄物の不法投棄については、平成20年度から統計調査を開始しました。調査開始当初から平成22年度までは、市町村の監視体制強化を反映して不法投棄発見件数が増加していましたが、平成23年度以降は監視強化の成果により減少傾向となっています。
- 平成26年度の不法投棄発見件数は1,701件であり、投棄物の内訳をみると、多い順に家庭ごみ、廃家電、廃タイヤ、空き缶となっており、これら4種で全体の約半分を占めています。
- 平成26年度の不法投棄量253トンのうち98%にあたる248トンは撤去されていますが、原因者による撤去は0.4%にとどまり、それ以外のほとんどは市町村や国、県等の行政により撤去されています。

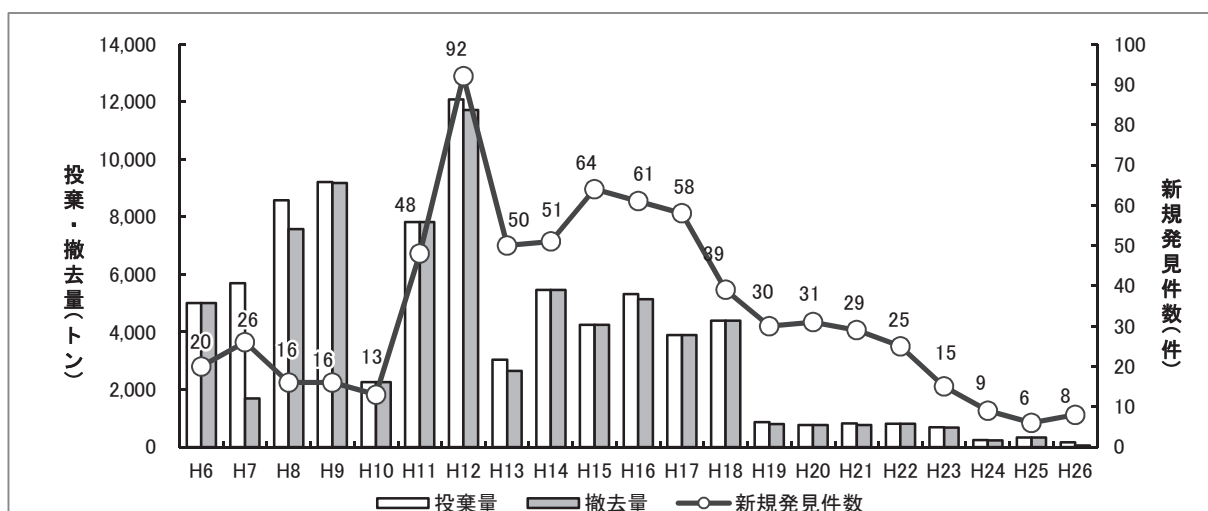
【一般廃棄物の不法投棄発見件数、投棄量等の推移】



#### 2 産業廃棄物の不法投棄の状況

- 産業廃棄物の不法投棄の発見件数は、平成12年度にピークを迎えましたが、法令の厳格化や行政監視の徹底により、その後は減少傾向となっています。
- 平成26年度の不法投棄発見件数は8件であり、これまでの投棄物の内訳をみると、建設系のがれき類と木くずで全体の概ね2/3を占めています。
- これまでの投棄物は、原因者によりほぼ全量が撤去されています。

## 【産業廃棄物の不法投棄発見件数、不法投棄量等の推移】



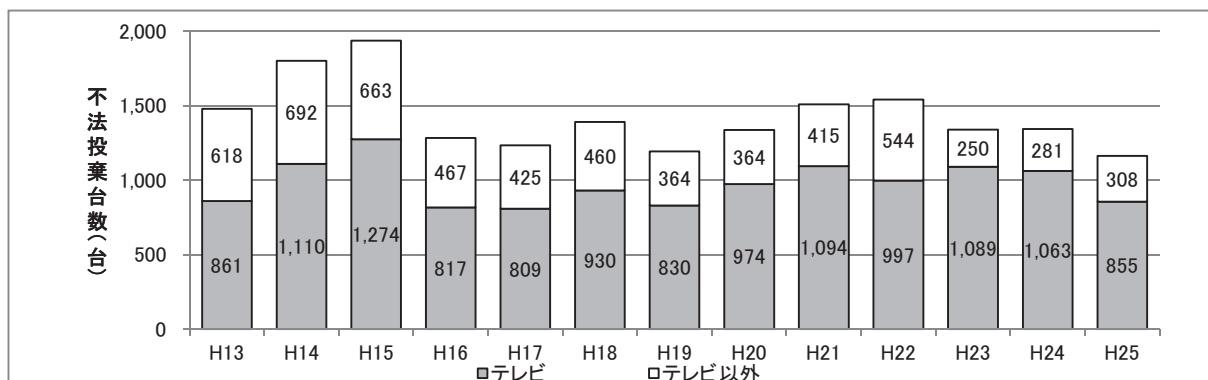
年度	投棄量					撤去量	撤去率	未撤去量
	合計	がれき類	木くず	廃プラ	その他			
～21	79,399	25,961	25,092	5,887	22,459	73,305	92.3%	6,094
22	813	284	32	16	481	813	100.0%	0
23	686	157	175	2	352	672	98.0%	14
24	237	42	52	6	137	236	99.6%	1
25	332	326	0	2	4	332	100.0%	0
26	163	0	53	19	91	55	33.7%	108
計	81,630	26,770	25,404	5,932	23,524	75,413	92.4%	6,217

(単位：トン)

### 3 廃家電の不法投棄の状況

- ・ 家電リサイクル法の対象機器である廃家電（エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）の不法投棄は、平成13年の家電リサイクル法の施行直後は増加しましたが、その後は減少しています。
- ・ また、地上波デジタル放送開始を受け、平成20年頃から一時的にテレビの不法投棄が増加しましたが、現在は減少傾向となっています。

## 【廃家電の不法投棄台数の推移】



4 不法投棄対策の状況

- ・ 毎年、春・秋の年2回「不法投棄ストップ！県民ウイークにいがた」で関係機関や団体が連携して啓発事業等を集中的に実施し、相乗効果を図っています。
- ・ 廃棄物特別監視員等の配置、市町村職員への立入検査権付与、監視カメラの設置など行政による監視体制を強化し、併せて不法投棄監視県民ネットワークや不法投棄ホットラインなどを活用し、県民総ぐるみの監視体制を構築しています。
- ・ 不法投棄された廃棄物については、原因者に強く撤去を求めるとともに、生活環境保全上の支障が生じる場合は、行政代執行により撤去しています。

【行政代執行による撤去状況】

年度	場所	種類等	実施内容
10	三条市（旧栄町）、燕市	廃油等	ドラム缶 6,400 本
12	長岡市（旧栃尾市）	廃タイヤ	29 万本
13	新発田市（旧豊浦町）	廃タイヤ	8.5 万本
	新発田市（旧紫雲寺町）	廃タイヤ	6.5 万本
14	聖籠町	廃タイヤ	25 万本
15	聖籠町	廃タイヤ	6 万本
	南魚沼市（旧大和町）	廃タイヤ	2.6 万本
16	新潟市（旧新津市）	廃タイヤ	18 万本（ほかに新潟市が2万本を撤去）
	刈羽村	燃え殻	50 トン
17	刈羽村	燃え殻	130 トン
	上越市（旧三和村）	燃え殻 木くず	4,445 トン（燃え殻） 2,012 トン（木くず）
20	新潟市（旧巻町） ※新潟市が実施	燃え殻 廃油等	約 13,000 トン（燃え殻） ドラム缶 7,000 本（廃油等）
	出雲崎町	燃え殻	約 50 トン
26	上越市（旧名立町）	廃油等	ドラム缶 2,218 本

課題

- 産業廃棄物、一般廃棄物ともに、不法投棄発見件数、投棄量は少なくなってきました。特に、平成 24 年度以降の産業廃棄物の不法投棄発見件数は一桁台と、低い水準で推移していますが、根絶には至っていません。
- 廃棄物の不法投棄について、自社所有地に埋め立てるなど、悪質化、巧妙化の傾向が見られます。
- 不法投棄そのものではありませんが、不法投棄につながるおそれの高い悪質な不適正保管や、違法な不用品回収業者などへの適切な対応が求められています。

## 第6節 循環型社会形成に関する県民の意識

循環型社会の形成に関する県民の意識を把握するため、アンケート調査を実施しました。その結果は次のとおりです。

なお、問2～5は、平成22年度のアンケート調査結果と比較しました。

【調査方法】 インターネット調査（民間調査会社の会員の無作為抽出調査）

【実施期間】 平成27年2月11日(水)～15日(日)（5日間）

【モニター】 20代～60代以上の各世代男女50人ずつ 計500人

### 【参考：H22 調査概要】

調査方法：インターネット調査（民間調査会社の会員の無作為抽出調査）

実施期間：平成22年9月22日(水)～23日(木)（1日間）

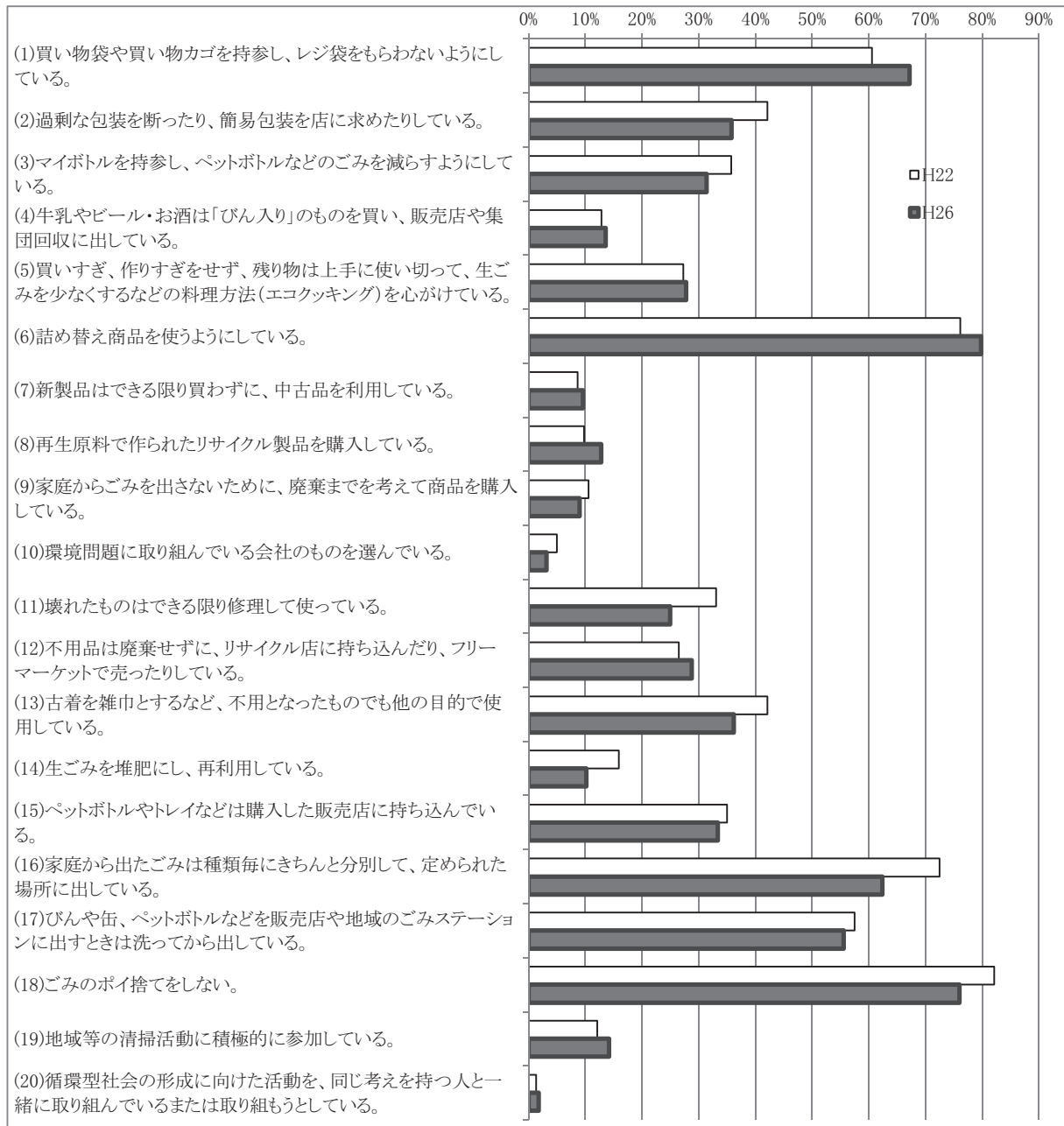
モニター：20代～60代以上の各世代男女52人ずつ 計520人

### 【調査結果】

問1 あなたのお住まいの地域はどこですか。該当する地域を1つ選んでください。

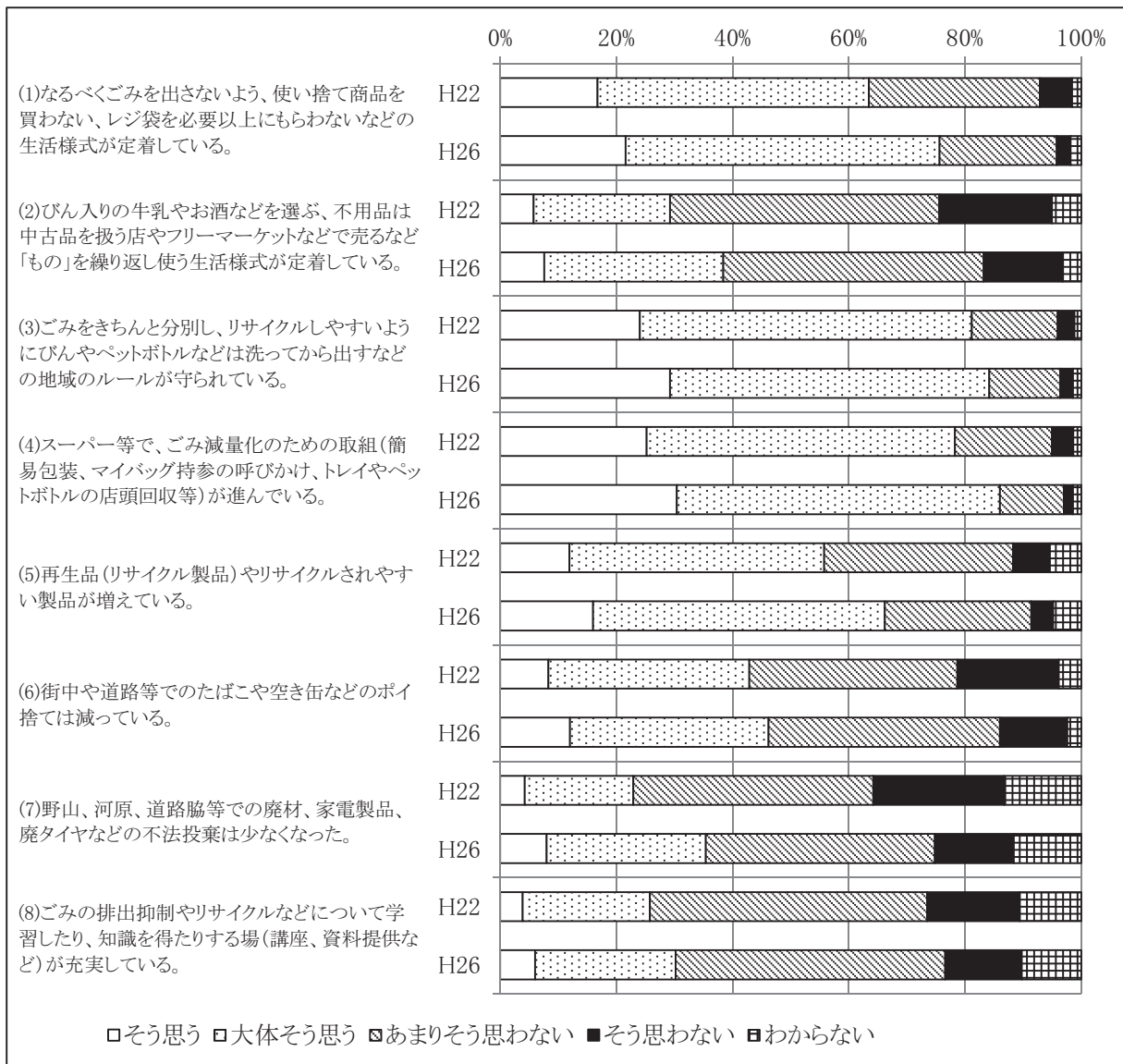
下越（村上市、胎内市、新発田市、阿賀野市、五泉市、粟島浦村、関川村、聖籠町、阿賀町）	10.4%
新潟（新潟市）	49.2%
県央（三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村）	11.8%
中越（長岡市、柏崎市、見附市、小千谷市、出雲崎町、刈羽村）	15.4%
魚沼（十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町）	3.2%
上越（上越市、妙高市、糸魚川市）	9.2%
佐渡（佐渡市）	0.8%

問2 あなたは、日ごろ、循環型社会を形成するために心がけていることはありますか。次の中からあなたが心がけていることをいくつか選んでください。



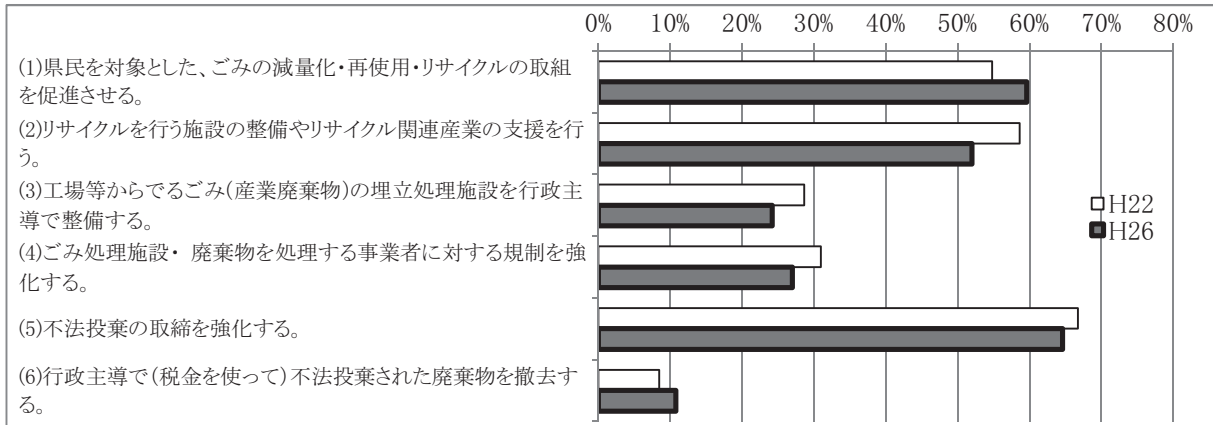
- ・ H22 調査と比較して、(1) レジ袋の削減についての回答率が向上しており、レジ袋削減県民運動の成果が現れています。また、(6) 詰替商品の使用の回答率も向上しています。
- ・ H22 調査と同様に、(16) ごみ分別、(17) 資源物を洗って出す、(18) ごみのポイ捨てをしないなどの社会のルールを守る項目の回答率が高くなっています。

問3 あなたの周りでの循環型社会への取組等の状況について、どう思いますか。それぞれ該当する番号を1つ選んでください。



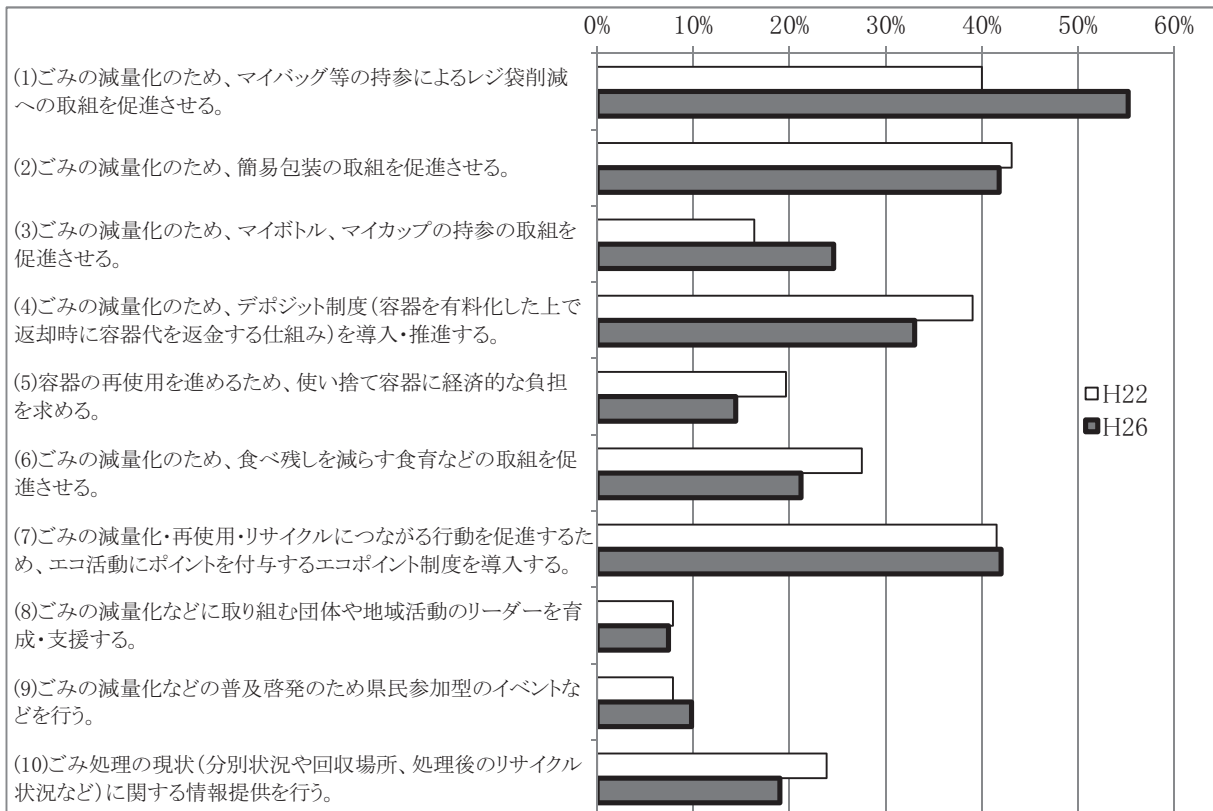
- ・ 全設問において H22 調査より、肯定的な回答割合が向上しており、循環型社会への気運が醸成されつつあります。
- ・ H22 調査と同様に、(1)リデュースに係る生活様式の定着、(3)ごみの分別の徹底、(4)スーパー等での取組について、肯定的な回答割合が高く、(2)リユースに係る生活様式の定着、(6)ごみのポイ捨て減少、(7)不法投棄の減少、(8)環境学習の充実について、肯定的な回答割合が低い状況です。
- ・ また、(7)不法投棄の減少、(8)環境学習の充実については、「わからない」と感じている人も多くなっています。

問4 循環型社会を形成するための行政の取組として、あなたが重要だと思うことを次の中から3つまで選んでください。



- ・ H22 調査と同様に、(1) 県民対象の取組促進、(2) リサイクル産業への支援、(5) 不法投棄の取締強化が約 50%以上の回答率となっています。
- ・ H22 調査と比較して、(1) 県民対象の取組促進が更に増えており、県民への 3 R に係る普及啓発が重要と考えられています。

問5 ごみの減量化・再使用・リサイクルを促進するための行政の取組として、あなたが重要だと思うことを次の中から3つまで選んでください。



- ・ H22 調査と同様に、(1) レジ袋削減の促進、(2) 簡易包装の促進、(7) エコポイント制度の導入が約 40%以上の回答率となっています。
- ・ H22 調査と比較して、(1) レジ袋削減の促進、(3) マイボトル・マイカップの促進が大きく伸びており、身近な取組の促進が重要と考えられています。

### 第3章 循環型社会形成に向けた目標

前計画の目標の達成状況や現状の課題及び国の基本方針を踏まえて、平成 32 年度までに達成すべき数値目標を設定します。また、政策プランの見直し時期と整合を図るため、平成 30 年度の中間目標を定めます。

#### 第1節 一般廃棄物の減量等の目標

##### 1 前計画の目標達成状況

- ・ 排出量及び1人1日当たりごみ排出量は、基準年（平成 20 年度）と比べ着実に減少してきていますが、平成 25 年度実績値では中間目標の達成までには至っていません。
- ・ 再生利用率は、基準年（平成 20 年度）から増加していますが、再生利用量及び再生利用率とも平成 25 年度実績値では中間目標の達成までには至っていません。
- ・ 排出量の減少と再生利用の拡大により、最終処分量は減少しており、平成 25 年度の最終処分率では目標を達成しています。

	基準年 (H20)	中間目標 (H24)	H25 実績	目標 (H27)
排出量 (千トン)	964	866 以下	894	801 以下
1人1日当たりのごみ 排出量 (g/人・日)	1,095	1,016 以下	1,039	957 以下
再生利用量 (千トン)	218	217 以上	207	216 以上
再生利用率 (%)	22.6	25.0 以上	23.2	27.0 以上
最終処分量 (千トン)	98	87 以下	88	79 以下
最終処分率 (%)	10.2	10.1 以下	9.8	9.9 以下

注) ごみ排出量：1年間に市町村等において直接又は委託により収集運搬又は処分を実施したごみの量（災害廃棄物を除く）  
1人1日あたりのごみ排出量：ごみ排出量 / (人口×365又は366日)  
再生利用量：排出量のうち、直接又は中間処理後に再生利用された量  
再生利用率：再生利用量 / 排出量×100(%)  
最終処分量：排出量のうち、直接又は中間処理後に最終処分場に埋め立てられた量  
最終処分率：最終処分量 / 排出量×100(%)



2 一般廃棄物（ごみ）の減量等の目標

(1) 排出量

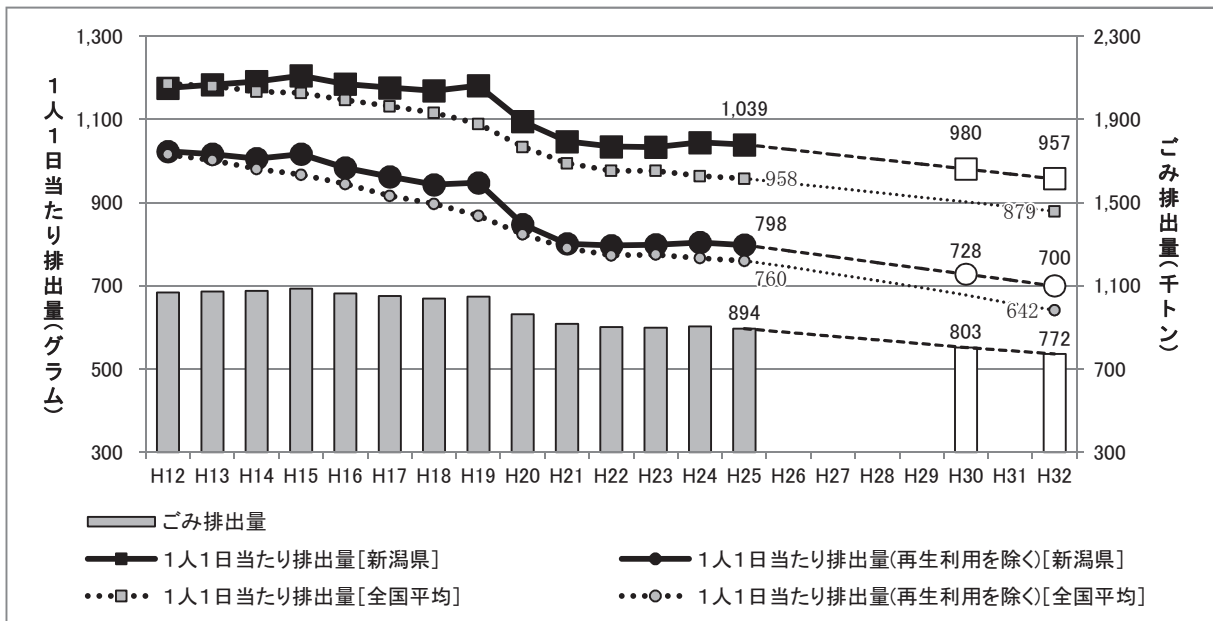
[国の基本方針における目標]

- 平成 32 年度 排出量 → 平成 24 年度実績に対し約 12%削減  
 (1 人 1 日当たりのごみ排出量※：879 グラム (平成 25 年度比 8 %削減))  
 (再生利用を除く)※：642 グラム (平成 25 年度比 16%削減)  
※一般廃棄物処理事業実態調査の結果及び国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を基に推計

[本県の目標]

- 本県の平成 25 年度の 1 人 1 日当たり排出量は 1,039 グラムであり、全国平均の 958 グラムを上回っています。これは、排出されるごみのうち、再生利用されるごみの量が多いことが主な要因ですが、再生利用分を除いた 1 人 1 日当たり排出量でも本県の 798 グラムに対し全国平均では 760 グラムとなっており、全国との差の圧縮が課題となっています。
- また、県内市町村のごみ処理有料化がほぼ一巡したことなどから、本県の 1 人 1 日当たり排出量は平成 22 年度以降、横ばいの状況となっています。
- こうした状況を踏まえ、再生利用の取組を伸ばしつつ排出削減を着実に図っていくため、平成 32 年度における目標を以下のとおりとします。

1 人 1 日当たりのごみ排出量： 957 グラム (平成 25 年度比 8 %削減)  
 再生利用を除く 1 人 1 日当たりのごみ排出量：700 グラム (平成 25 年度比 12%削減)



循環型社会形成に向けた目標

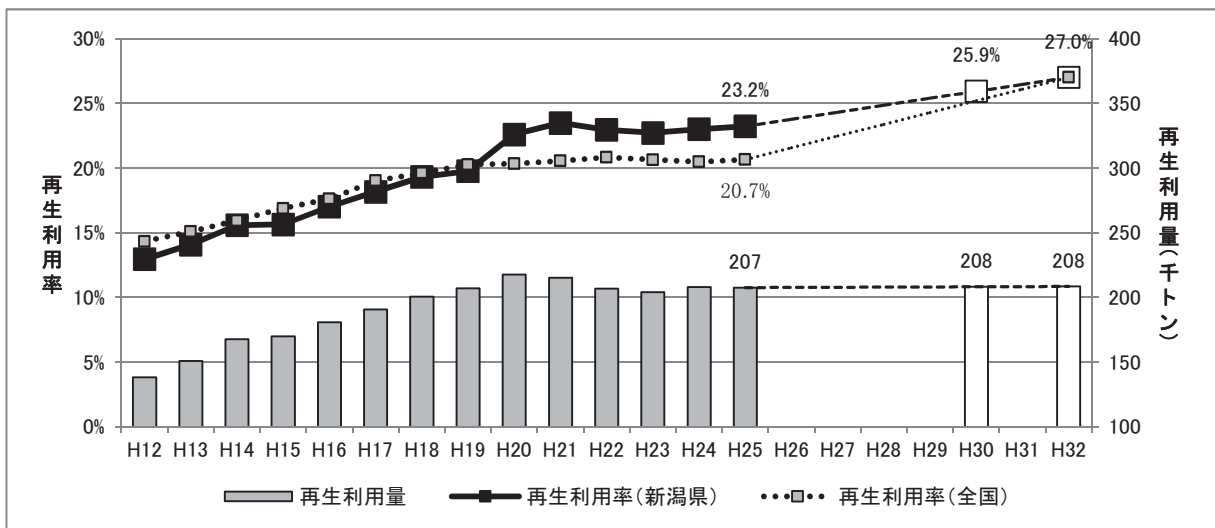
## (2) 再生利用量

[国の基本方針における目標]

- 平成 32 年度 再生利用率 → 27% (平成 25 年度比 6.3 ポイント増加)

[本県の目標]

- 本県の平成 25 年度の再生利用率は 23.2% であり、全国平均の 20.7% を上回っています。一方で、県内では取組の進んでいる市町村とその他の市町村との間に差が生じていることから、分別収集の拡充などにより全体的な底上げを図る必要があります。
- こうした状況を踏まえ、平成 32 年度における再生利用率の目標を引き続き 27% (平成 25 年度比 3.8 ポイント増加) に置き、市町村と協力しながら取組を進めます。



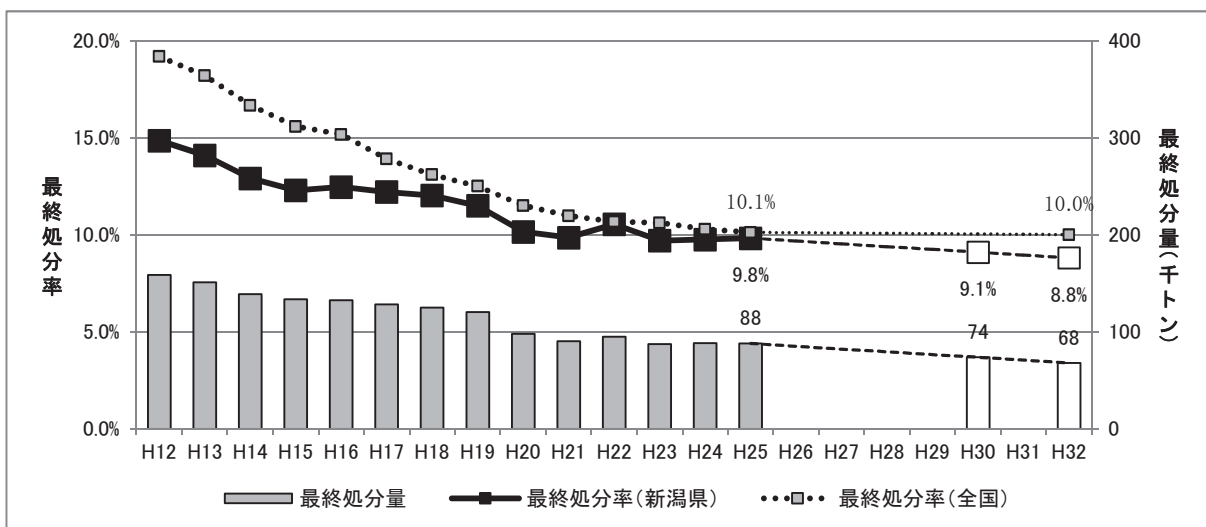
(3) 最終処分量

[国の基本方針における目標]

- 平成 32 年度 最終処分量 → 平成 24 年度実績に対し約 14%削減  
(最終処分率：10.0% (平成 25 年度比 0.1 ポイント削減))

[本県の目標]

- 本県の平成 25 年度の最終処分率は 9.8%であり、全国平均の 10.1%より進んでいます。
- こうした状況と今後の排出抑制及び再生利用の取組効果も勘案し、平成 32 年度における最終処分率の目標を 8.8% (平成 25 年度比 1.0 ポイント削減) とし、取組を進めます。



循環型社会形成に向けた目標

【一般廃棄物の目標】

	基準年	中間目標	目標
	25 年度	30 年度	32 年度
1 人 1 日当たりのごみ排出量 (グラム)	1,039	980 以下	957 以下
再生利用を除く			
1 人 1 日当たりのごみ排出量 (グラム)	798	728 以下	700 以下
(参考) ごみ排出量* (千トン)	894	803 以下	772 以下
再生利用率 (%)	23.2	25.9 以上	27.0 以上
(参考) 再生利用量 (千トン)	207	208 以上	208 以上
最終処分率 (%)	9.8	9.1 以下	8.8 以下
(参考) 最終処分量 (千トン)	88	74 以下	68 以下

※ 1 人 1 日当たりのごみ排出量に国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口と年間の日数を乗じたもの

## 第2節 産業廃棄物の減量等の目標

### 1 前計画の目標達成状況

- 排出量は、基準年（平成20年度）と比べ大幅に減少し、中間目標を達成しました。ただし、排出量は景気動向等に左右される傾向が見られ、平成25年度にかけての大幅減の主な要因は中越大震災、中越沖地震に伴う災害復旧工事の減などによるものと推定されます。
- 再生利用率は、基準年（平成20年度）の45.3%から、平成25年度実績では47.7%に増加し、中間目標をほぼ達成しています。
- 最終処分率は、基準年（平成20年度）の1.8%から、平成25年度実績では1.9%とほぼ横ばいとなっており、中間目標の達成までには至っていません。

	基準年	中間目標	H25	目標
	(H20)	(H24)	実績	(H27)
排出量（千トン）	9,409	9,322 以下	8,491	9,256 以下
再生利用量（千トン）	4,266	4,474 以上	4,051	4,443 以上
再生利用率（%）	45.3	48 以上	47.7	48 以上
最終処分量（千トン）	170	167 以下	164	166 以下
最終処分率（%）	1.8	1.8 以下	1.9	1.8 以下

注) 排出量 : 事業場内等で発生した産業廃棄物の量（抽出調査を基に推計）  
再生利用量 : 排出量のうち、排出事業者又は処理業者等で再生利用された量  
（焼却等による減量化を含まない。抽出調査を基に推計）  
再生利用率 : 再生利用量 / 排出量 × 100 (%)  
最終処分量 : 排出量のうち、直接又は中間処理後に最終処分場に埋め立てられた量（抽出調査を基に推計）  
最終処分率 : 最終処分量 / 排出量 × 100 (%)

## 2 産業廃棄物の減量等の目標

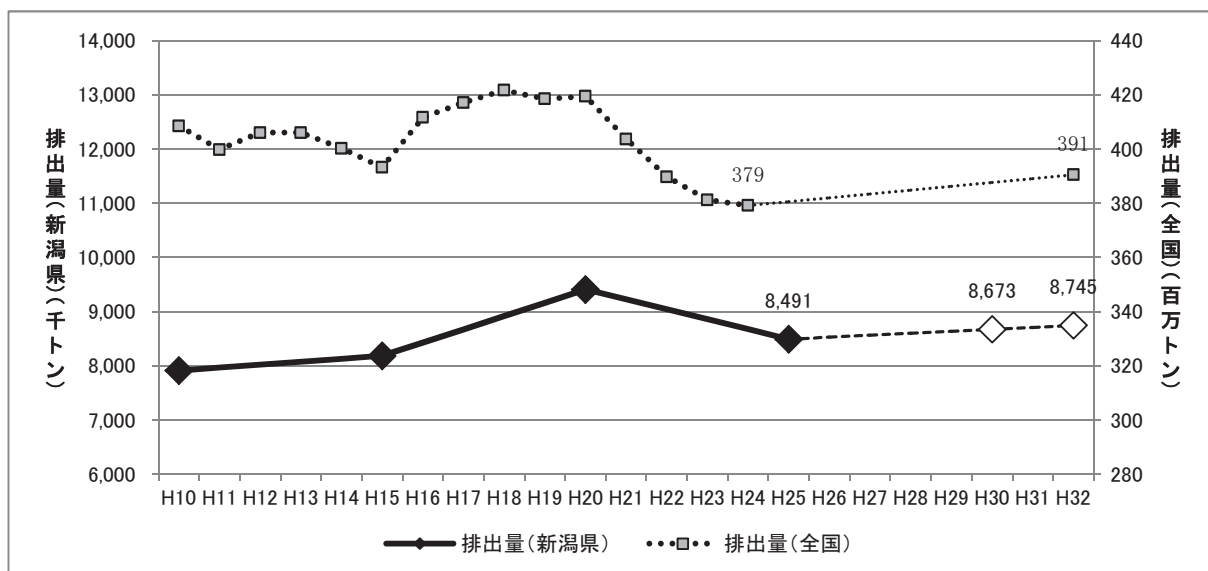
### (1) 排出量

[国の基本方針における目標]

- 平成 32 年度 排出量 → 平成 24 年度実績に対し増加を約 3 %に抑制

[本県の目標]

- 各種経済指標や事業所の将来推計などをもとに今後の排出量を推計すると、製造業、電気・水道業、下水道業からの排出量は微増で推移する一方、鉱業、建設業からの排出量は減少が見込まれており、全体的な排出量は横ばいからやや減少で推移すると思われます。
- しかしながら、排出量は景気動向等に左右される面が大きいことから、国の目標に準じ、東京オリンピック・パラリンピック等による影響等も勘案した上で、平成 32 年度における排出量の目標を平成 25 年度実績に対し3 %増加以内に抑えることとし、取組を進めます。



循環型社会形成に向けた目標

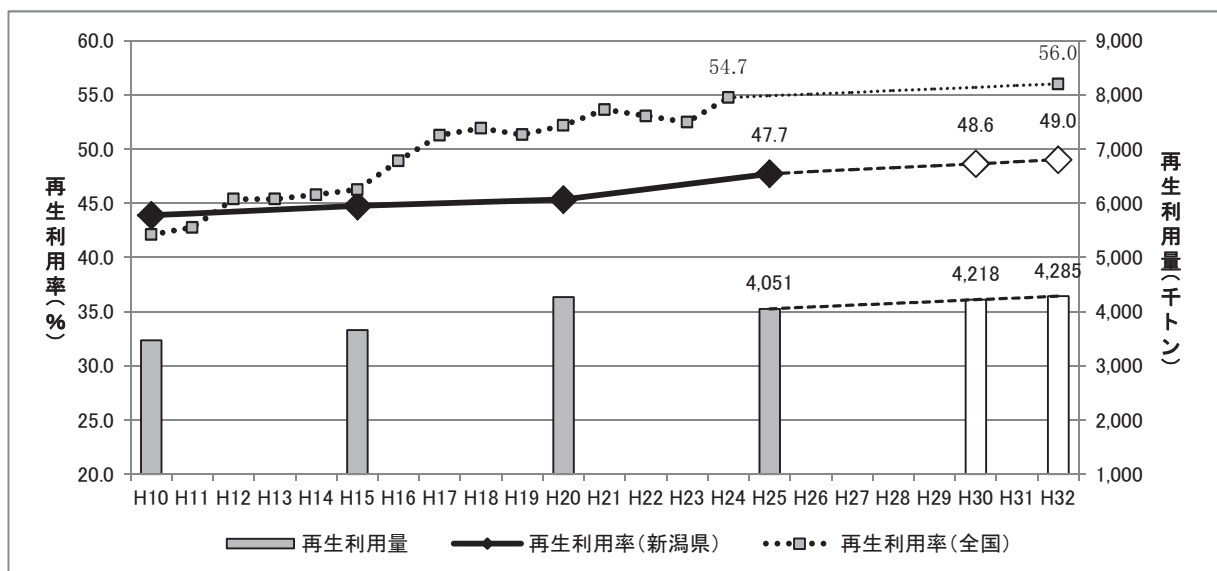
## (2) 再生利用量

[国の基本方針における目標]

- 平成 32 年度 再生利用率 → 56% (平成 24 年度比 1.3 ポイント増加)

[本県の目標]

- 本県の今後の排出量の推計を種類別にみると、下水道整備の進展により下水道汚泥（減量化率が高く、再生利用率が低い）が増加する一方で、がれき類（再生利用率の高い）は減少が見込まれ、全体的な再生利用率の押し下げ要因となっています。
- 一方で、県内での再生利用の取組も進んできており、汚泥や木くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず等の比較的再生利用率の低かった分野での着実な改善がみられます。
- こうした状況を踏まえ、平成 32 年度における再生利用率の目標を 49% (平成 25 年度比 1.3 ポイント増加) とし、取組を進めます。



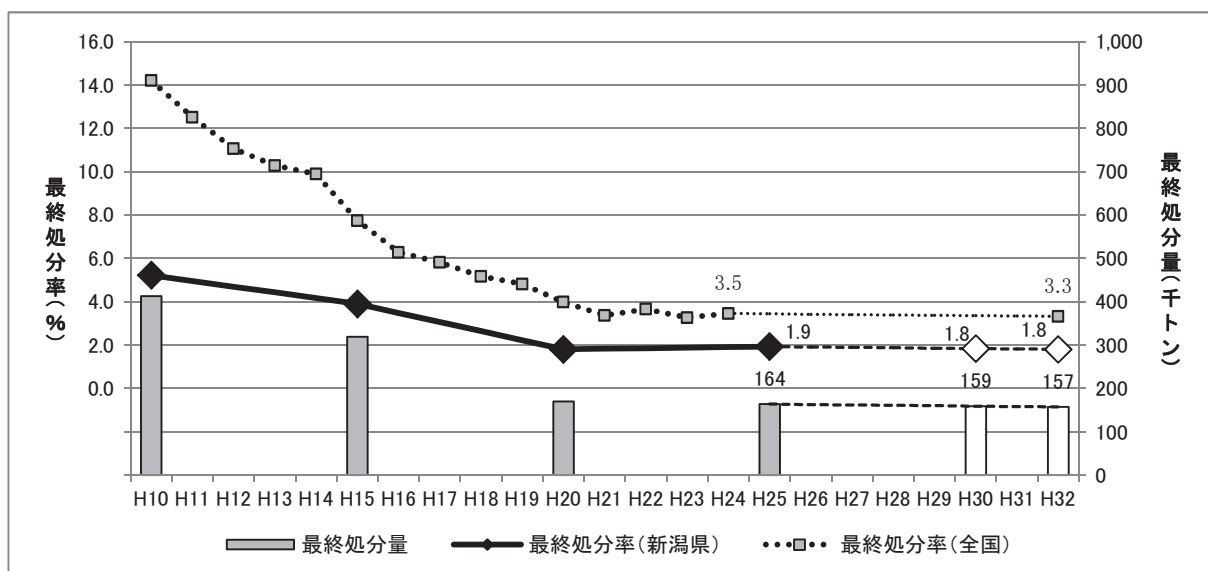
(3) 最終処分量

[国の基本方針における目標]

- 平成 32 年度 最終処分量 → 平成 24 年度実績に対し約 1 %削減  
(最終処分率：3.3% (平成 24 年度比 0.2 ポイント削減))

[本県の目標]

- 本県の平成 25 年度最終処分率は 1.9%であり、全国平均の 3.4%と比べてかなり低い水準となっていますが、一方で、今後はアスベスト含有廃材などの再生利用しにくい廃棄物の増加も見込まれます。
- こうした状況を踏まえ、平成 32 年度における最終処分率の目標を引き続き 1.8% (平成 25 年度比 0.1 ポイント削減) に置き、現在の水準を維持していくことを目指します。



循環型社会形成に向けた目標

【産業廃棄物の目標】

	基準年	中間目標	目標
	25 年度	30 年度	32 年度
排出量 (千トン)	8,491	8,673 以下	8,745 以下
再生利用率 (%)	47.7	48.6 以上	49.0 以上
(参考)再生利用量 (千トン)	4,051	4,218 以上	4,285 以上
最終処分率 (%)	1.9	1.8 以下	1.8 以下
(参考)最終処分量 (千トン)	164	159 以下	157 以下

---

## 第4章 施策の展開

- 前章で設定した目標を達成し、「資源を大切に作る循環型の地域社会づくり」をより一層推進するため、県民、事業者、NPO・関係団体、市町村などと連携・協力を図りながら、以下のとおり施策を推進します。

### 3Rの推進

3R推進に向けた啓発・県民運動の推進

廃棄物の発生抑制、循環的利用の推進

循環型社会ビジネスの促進

### 適正処理の推進と処理基盤の整備

一般廃棄物の適正処理の推進と処理基盤の整備

災害廃棄物の適正処理の推進と処理基盤の整備

産業廃棄物の適正処理の推進と処理基盤の整備

### 不法投棄対策の推進

未然防止の充実・強化

早期発見・早期対応の促進

原状回復の推進



## 第1節 3Rの推進

- 減量化、再生利用の取組を更に推進し、最終処分量の削減を図るため、低炭素社会にも配慮しつつ、県民、事業者、NPO・関係団体、市町村などと連携・協力して、3Rの取組を推進します。

### 1 3R推進に向けた啓発・県民運動の推進

(県民・NPO・事業者・行政等と連携した取組)

#### (1) 3R推進県民運動の展開

県民、事業者、市町村等と連携して、「環境にやさしい買い物運動」や「レジ袋削減県民運動」にとどまらず、リサイクルに先立つ2R（リデュース、リユース）に比重を置いて、食品ロス削減や生ごみ一絞りに、マイカップ・マイボトル持参、過剰包装抑制などの取組促進により、さらに県民の3R推進の輪の拡大を図ります。



「エコニャン」

#### (2) 3R啓発・環境教育の推進

県民、事業者等の3R活動の優良事例など、3Rに関する情報をわかりやすく提供し、県民の3Rへの意識の醸成に努めます。

また、学校や地域における環境教育・環境学習を推進します。



3R推進フォーラム

#### (3) 地域で循環する3R活動の取組拡大

地域の関係主体が互いに連携し、地域で発生する食品廃棄物を飼料化・肥料化し地域で利用するなど、地域で循環可能な資源は地域で循環させる活動を推進します。

## 2 廃棄物の発生抑制、循環的利用の推進

### (1) 生活に伴う廃棄物の発生抑制、循環的利用の促進

市町村がそれぞれの地域の実情に応じて実施するごみ処理の有料化、県民にわかりやすいごみの分別収集など、循環型社会実現に向けた取組を促進します。

特に可燃ごみの多くを占める紙類、食品残さについては、分別の徹底や食品ロス削減などに係る優良な取組事例の情報提供などにより、市町村の発生抑制、循環的利用に係る取組を促進します。

最終処分量の多くを占める燃え殻の再生利用を促進するほか、広域的に集める又は循環させることにより再生利用が可能・容易になるものについて、市町村への働きかけなど総合調整に努めます。

## (2) 事業活動に伴う廃棄物の発生抑制、循環的利用の推進

市町村が行う事業者への事業系一般廃棄物の減量化指導や減量化計画の策定などへの助言のほか、業界団体等と連携した発生抑制、循環的利用に係る取組の強化を図ります。

多量に産業廃棄物を排出する事業者における減量化・再資源化を徹底します。

## (3) バイオマス<sup>\*</sup>の利活用の推進

「新潟県バイオマス活用推進計画」に基づき、廃棄物系バイオマスの利活用を推進します。特に再生利用の遅れている生ごみについては、地域で循環可能な資源として、排出削減、再生利用への意識醸成に努めます。

<sup>\*</sup> 再生可能な生物由来の資源のうち、石油などの化石資源を除いたもの

## (4) 各種リサイクル法の円滑な取組推進

国、市町村等と連携して、容器包装、家電、自動車、建設、食品、小型家電に係る各種リサイクル法を円滑に運用し、資源循環を推進します。

## 3 循環型社会ビジネスの促進

### (1) 3Rに取り組む事業者の育成強化

先進的リサイクル技術の開発や波及効果の高い排出抑制・リサイクル施設の整備等への補助や貸付などにより、3Rに取り組む事業者を支援します。

県内事業者からのリサイクル対策等の相談に対応するリサイクルアドバイザーの活用などにより、3Rを推進する事業者を育成します。

優れた3Rに取り組む事業所の情報を発信し、3Rへの気運醸成を図ります。



優良リサイクル事業所表彰

### (2) 再生品等の利活用推進

優れた再生品、再生利用技術について、WEBサイトなどを活用して情報発信するとともに、公共事業等における積極的な利用に努めます。

## 第2節 適正処理の推進と処理基盤の整備

- 現在の取組を基本に、新たな課題にも適切な対応を進めるとともに、災害廃棄物の処理体制の強化、安定した埋立処分容量の確保に向けた取組を推進します。

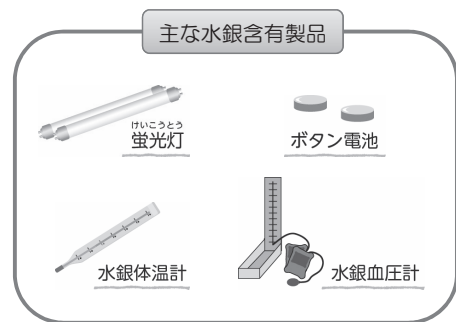
### 1 一般廃棄物の適正処理の推進と処理基盤の整備

#### (1) 一般廃棄物の適正処理

一般廃棄物の処理について統括的責任を有する市町村に、「一般廃棄物処理計画」を策定し、適正処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう働きかけます。

#### (2) 使用済み水銀含有製品、適正処理困難廃棄物等の適正回収・処理の推進

平成25年10月に採択された「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、第二の水俣病を経験した本県として、県民への水銀含有製品の適正使用・適正廃棄の啓発、家庭・事業所から排出される使用済み水銀含有製品の適正な回収・処理の一層の徹底など、水銀を減らす社会に向けた取組を市町村等の協力を得ながら率先して推進します。



また、市町村施設で処理困難な廃棄物やアスベスト含有家庭用品については、市町村や排出事業者による処理ルートに沿った適正な処理を促進します。

#### (3) 一般廃棄物処理施設の計画的な整備

「インフラ長寿命化基本計画」※に基づき、市町村による一般廃棄物処理施設の長寿命化計画の策定を促進します。

※ 社会インフラの老朽化対策を推進するため、平成25年11月に国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議がとりまとめたもの

一般廃棄物処理施設の整備にあたっては、より効率的、広域的な観点で整備が進むよう市町村への技術支援、総合調整に努めるとともに、防災拠点としての活用も考慮したエネルギー回収設備の導入を促進します。

最終処分場の残余容量を確保するため、市町村による最終処分場の整備に向けた取組を促進します。

#### (4) 一般廃棄物処理施設の適切な維持管理

一般廃棄物処理施設での排ガス、排水等の自主検査の徹底指導及び立入検査による監視を継続し、ダイオキシン類等の有害物質の排出抑制や適正な維持管理の指導を行います。

## (5) 地域の実情に応じた汚水処理施設・設備の整備推進

「新潟県汚水処理施設整備構想」(以下「県構想」という。)に基づき地域の実情に応じた汚水処理施設(下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等)の整備を促進します。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽等への転換を促進するとともに、合併処理浄化槽の整備に当たっては、市町村設置型<sup>※</sup>合併処理浄化槽の設置を推進します。

<sup>※</sup> 市町村が合併処理浄化槽を設置、維持管理し、必要経費を住民から徴収する仕組み

また、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」<sup>※</sup>を参考に、地域の実情に応じた、より経済的・効率的な汚水処理施設の整備に向け、県構想の見直しを進めます。

<sup>※</sup> 都道府県構想の徹底した見直しを加速させ、より効率的な汚水処理施設の整備及び運営が進むよう、平成 26 年 1 月に国土交通省、農林水産省、環境省の 3 省が連携してとりまとめたもの

## (6) 海岸漂着物対策の推進

「新潟県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、県、海岸管理者、市町村が連携した海岸漂着物の回収・処理を進めるとともに、発生抑制の取組を推進します。



海岸漂着物回収

## 2 災害廃棄物の適正処理の推進と処理基盤の整備

### (1) 災害廃棄物処理計画の策定

災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、再生利用等により、最終処分量を低減させる必要があることを踏まえ、非常災害時に備えた「災害廃棄物処理計画」、非常災害時の「災害廃棄物処理実行計画」の策定など、市町村による災害廃棄物対策を促進します。

### (2) 災害時の廃棄物処理体制の整備

災害廃棄物の適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理するため、市町村における一般廃棄物処理施設の耐震化及び応急復旧対策を促進するとともに、県内市町村間の広域処理体制、関係団体との協力体制の整備・充実を図ります。

### (3) 大規模災害時の広域処理体制の整備

大規模災害時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、膨大な災害廃棄物が発生することから、隣接他県、国と連携して、県域を越えた広域処理・支援体制の整備を推進します。

### 3 産業廃棄物の適正処理の推進と処理基盤の整備

#### (1) 監視・指導の強化、優良化の推進

計画的に事業者へ立入検査を実施するとともに、産業廃棄物巡視員の配置や市町村職員への立入検査権限付与により強化した監視体制を維持していきます。

産業廃棄物処理に関する講習会の実施等により、排出事業者の適正処理への意識向上を図ります。

優良な処理事業者の育成を推進するとともに、排出事業者が安心して委託できる優良な処理業者を容易に選択できる機会を提供します。

県外廃棄物の最終処分場への流入規制を継続し、最終処分容量の確保に努めます。

#### (2) 有害物質対策

焼却施設や最終処分場でのダイオキシン類の自主検査の徹底指導及び立入検査による監視を継続するとともに、適正な維持管理の指導を行い、排出抑制に努めます。

アスベスト廃棄物については、今後、アスベストが使われた可能性のある建物の解体が平成40年前後にピークを迎えることから、排出されるアスベスト廃棄物の適正処理を徹底します。

PCB廃棄物については、新たな処理体制、処理期限に対応するため、「新潟県PCB廃棄物処理計画」に基づき、使用中のPCB使用製品を含むPCB廃棄物等全体を網羅的に把握するなど、処理期限内に確実に処分が行われるよう必要な指導等を行います。

水銀含有産業廃棄物の適正廃棄の啓発、退蔵品<sup>\*</sup>の早期処理に向けた取組を推進します。

<sup>\*</sup> 使用していないが保管されているもの。医療機関や学校などでは水銀体温計・血圧計などが退蔵されていると推定されます。



#### (3) 民間処理施設の整備促進

事業者による産業廃棄物の再資源化に係る施設整備及びエネルギー回収設備の導入を促進するとともに、事業者による最終処分場の整備に向けた取組を促進します。

施設の整備にあたっては、住民の理解と協力を得て、適切に事業を進めるよう指導します。

#### (4) 公共関与による廃棄物広域最終処分場の整備

民間の最終処分場だけでは、十分な最終処分容量を確保できない状況を踏まえ、これを補完するため、上・中・下越において、公益財団法人新潟県環境保全事業団による公共関与による広域最終処分場の整備を推進し、必要な容量の確保に努めます。

上越地区においては、現在、上越市が行っている地域住民との合意形成の進捗状況を見極めながら、できる限り早期に整備が図られるよう取組を推進します。

下越地区においては、下越地区産業廃棄物広域処理対策推進協議会、新潟市及び関係市町村、関係団体等と連携し、候補地選定に向けた取組を推進します。

なお、中越地区で整備を進めている「エコパークいずもぎき」の第3期処分場については、平成30年度中の供用開始に向けて整備促進を図ります。

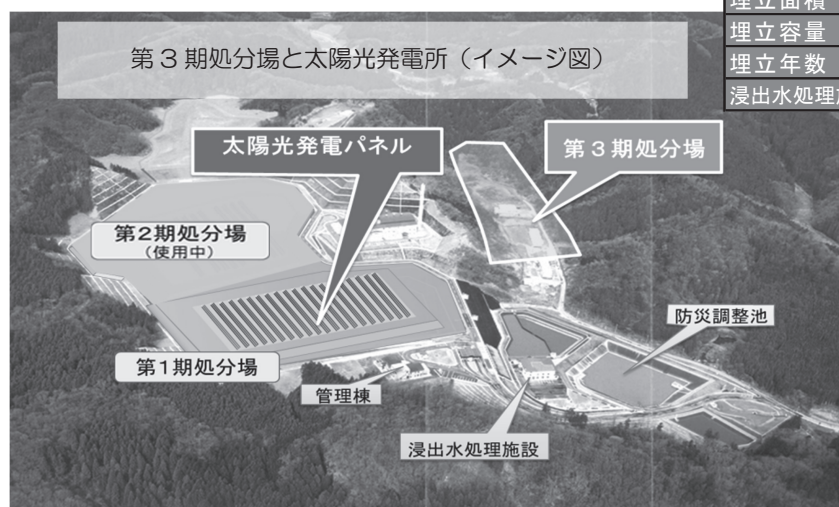
#### エコパークいずもぎきの状況

中越地区の公共関与による産業廃棄物最終処分場「エコパークいずもぎき（運営：新潟県環境保全事業団）」について、既設処分場の残余容量が残り少なくなっていることから、平成30年度中の供用開始を目指し、第3期処分場の整備を進めています。

また、埋立が終了した第1期処分場の跡地を有効活用するため、太陽光発電所を誘致、平成28年度の発電開始を予定しています。

第3期処分場の概要

項目	第3期処分場	既設処分場
埋立面積	5.27 ha	9.7ha
埋立容量	93.74万 $\text{m}^3$	148.4万 $\text{m}^3$
埋立年数	概ね13年	17年
浸出水処理施設	520 $\text{m}^3$ /日	560 $\text{m}^3$ /日



### 第3節 不法投棄対策の推進

- 廃棄物の不法投棄がいったんなされると、原状を回復するためには多大な時間や労力、そして多額の費用が必要となることから、不法投棄の未然防止や早期発見の努力を積み重ねながら、最終的に不法投棄ゼロを目指します。

#### 1 未然防止の充実・強化

##### (1) 県民・事業者への啓発活動の充実・強化

不法投棄が、社会のルールやマナーに反する行為にとどまらない犯罪行為であることを、廃棄物の排出者等に周知徹底するとともに、県民・事業者への啓発活動を充実・強化し、広く不法投棄根絶への理解と協力を求めています。



「エコニャン」

##### (2) きめ細かな事業者指導

廃棄物の排出者や処理事業者が行う廃棄物の処理が、不法投棄につながるものがないよう、不適正保管や違法収集のおそれが認められる段階から、これらの者に対し、廃棄物の適正処理についてきめ細かく指導し、不法投棄の未然防止に努めます。

#### 2 早期発見・早期対応の促進

##### (1) 監視強化

廃棄物特別監視員など行政による監視パトロールを実施するとともに、不法投棄の発見、廃棄物の保管状況の継続的確認のため、無人自律航空機（UAV）やヘリコプター（3機関連携スカイパトロール）の活用など、監視体制の充実を図ります。



無人自律航空機（UAV）

##### (2) 県民総ぐるみの監視体制の充実

多くの団体、企業及び県民により組織される「産業廃棄物不法投棄監視県民ネットワーク」をはじめとする様々な行動主体との連携、協力体制を一層強化し、県民総ぐるみの監視体制を充実させることで、より多くの目で継続的に不法投棄を監視していきます。



産業廃棄物不法投棄監視県民ネットワーク会議

---

### (3) 関係機関との連携の推進

市町村や国、警察などと連携し、相互に情報を共有するなどして不法投棄の発見を促進する環境を整備し、早期発見・早期対応に努めます。

## 3 原状回復の推進

### (1) 不法投棄廃棄物の撤去指導の徹底

廃棄物が不法投棄された場合は、原因者を特定していくとともに、当該原因者に対して廃棄物の撤去を指導します。また、指導に従わない場合には、原因者に対して改善命令を発出するなどして原状回復を図ります。

### (2) 関係機関や団体と連携した撤去の推進

比較的小規模な不法投棄については、「地区廃棄物不法処理防止連絡協議会」※による撤去を支援するなど、関係機関や団体との連携を密にした投棄物の撤去を推進します。

※ 各環境センターの管轄区域ごとに置かれ、県、市町村、警察、処理事業者や排出事業者等の団体で構成されており、不法投棄等の情報収集、パトロール、啓発活動などを実施しているほか、不法投棄等の原状回復事業も行っています。



不法投棄物の撤去活動

### (3) 行政代執行の的確な実施

不法投棄により生じた生活環境の保全上の支障が原因者等により除去されない場合、行政による代執行を的確に実施し、支障の除去を図ります。



第5章 資源循環型社会形成に向けた各主体の役割

1 県民

- ごみは全ての県民が排出者となることから、ごみの排出抑制や循環的利用など3Rの推進は、県民総参加で取り組む必要があります。「もったいない」の精神で、商品等の購入時から廃棄に至るまでの各段階で、さらに3Rを意識して行動することが大切です。

3Rの行動・事業活動例

発生抑制（リデュース）	マイバッグの持参（レジ袋の辞退）、マイ箸やマイボトルなどの持参、簡易包装された商品の購入（過剰包装の辞退）、食品の賞味期限に関する正しい理解・調理方法の工夫・食品の食べきりや使い切りなどによる食品ロス <sup>*</sup> 削減、生ごみの水切り・乾燥、耐久性に優れた商品の選択・物の修理による長期利用
再使用（リユース）	詰替商品や繰り返し使えるリターナブル容器に入った物の選択、リース・レンタル商品の活用、不用品の交換、フリーマーケット・バザー・リユースショップの活用
再生利用（リサイクル）	ごみの分別の徹底、再生利用が容易な商品・再生品の選択、資源ごみ回収の積極的利用、廃家電製品の販売店や指定場所への確実な引き渡し、生ごみの堆肥化

<sup>\*</sup> 本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品

- 地域における循環型社会形成に向け、事業者・団体・行政の行う各種3R活動へ多くの県民が参加することが期待されます。
- 不法投棄、ポイ捨てを許さず、不法投棄、不適正処理を見つけた場合は早期通報に努めましょう。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不法投棄ホットライン（県庁）：<small>さんばいなく(そ)お-</small> 0120-381-790（FAXも同じ番号）</li> <li>・ 環境110番（県警本部）：<small>ゴミナシ</small> 025-285-5374 又は最寄りの交番へ</li> </ul>
---

2 事業者

- 事業者は、自ら排出する廃棄物の発生抑制に努める必要があります。次に、廃棄物の適正な循環的利用に努めた上で、処分しなければならない廃棄物については、排出者責任に基づき、適正な処理を確保する必要があります。
- 処理を委託するときは、廃棄物の発生から最終処分が終了するまで適正処理が行われていることを排出者においても確認するなど、廃棄物の不適正な処理が行われるリスクを低減することが重要です。
- 製品や容器を製造・販売する事業者は、拡大生産者責任<sup>\*</sup>の原則に基づき、3Rの推進に必要な措置に努めることが重要です。  
※ 生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任を負うという考え方
- 持続的な循環型社会の形成に向けて、自主的に取り組むとともに、地域や行政が取り組む活動への協力が期待されます。

資源循環型社会形成に向けた各主体の役割に

### 3 Rの行動・事業活動例

発生抑制（リデュース）	原材料の選択や製造工程・輸送工程の工夫、設計段階からの製品の長寿命化・省資源化への配慮、廃棄物の発生が少ない製品の製造、過剰包装や包装材・梱包材の削減
再使用（リユース）	不要物品の譲渡、使用済製品や部品の再使用、容器包装資材の繰り返し使用
再生利用（リサイクル）	再生利用が容易な製品の製造、再生品の積極的利用、使用済製品の回収・再資源化、熱回収などエネルギーの再利用

### 3 NPO・民間団体

- 県民や事業者などにより構成されるNPO法人・その他の民間団体は、地域における3Rの推進のため、自主的な3R活動の展開とともに、県民・事業者・行政等の各主体の活動を結びつけるつなぎ手としての役割が期待されます。
- イベントの開催や環境学習などを通じた3R推進の普及啓発活動の担い手としての役割が期待されます。

### 4 市町村

- 一般廃棄物の処理について、廃棄物処理法に基づく統括的処理責任を負うことから、住民の理解と協力のもと、分別収集やごみ処理の有料化などの一般廃棄物の排出抑制、循環的利用に向けた取組の推進とともに、処分しなければならない一般廃棄物については適正に処理を行う、地域での主体的な役割が求められます。
- 地域における取組の主たる推進者として、3Rの推進や適正処理に関する情報提供、普及啓発、環境教育などにより、住民、事業者、団体の取組を促進することが求められます。
- 不法投棄の根絶に向け、未然防止、早期発見・早期対応が求められます。

### 5 県

- 県民、事業者、団体、市町村等と協働し、循環型社会の形成に向けた取組の広域的調整に努めます。
- 普及啓発や環境教育の推進、情報提供などによる、県民、事業者、NPO等の3Rに関する取組を推進します。
- 市町村の一般廃棄物処理に関する技術的な助言と支援を行います。
- 産業廃棄物の適正処理に向けた排出事業者や処理業者への指導を徹底するとともに、産業廃棄物税収の活用などにより、産業廃棄物の発生抑制、適正処理、処分場整備促進等に係る事業を推進します。
- 不法投棄の根絶に向け、未然防止、早期発見・早期対応を推進します。

## 第6章 計画の進行管理

- 本県の最上位の行政計画である政策プランでは、2年ごとに中間評価、4年ごとに見直しを行うこととしているため、本計画においても、政策プランに合わせた進捗管理を行います。
- 平成30年度の間目標の達成状況を踏まえ、計画の見直しを行います。
- また、社会経済情勢の変化、廃棄物関連制度に係る大きな改正等があった場合には、必要に応じて、計画の適切な見直しを行います。
- 本計画の推進について、より多くの県民から協力していただくため、わかりやすい広報に努めます。

---

## 資料編 目次

### 1 一般廃棄物

1-1 都道府県別ごみ処理状況（平成 25 年度）	5 1
1-2 市町村別ごみ処理状況（平成 25 年度）	5 4
1-3 都道府県別し尿処理状況（平成 25 年度）	5 7
1-4 市町村別し尿処理状況（平成 25 年度）	5 8
1-5 市町村及び一部事務組合が設置するごみ焼却施設等及び位置図 （平成 27 年 4 月 1 日現在）	5 9
1-6 市町村及び一部事務組合が設置する最終処分場及び位置図 （平成 27 年 4 月 1 日現在）	6 1
1-7 市町村及び一部事務組合が設置するし尿処理施設等及び位置図 （平成 27 年 4 月 1 日現在）	6 3

### 2 産業廃棄物

2-1 産業廃棄物の業種別・種類別排出量（平成 25 年度）	6 5
2-2 産業廃棄物の業種別・種類別再生利用量（平成 25 年度）	6 6
2-3 産業廃棄物の業種別・種類別最終処分量（平成 25 年度）	6 7
2-4 建設廃棄物の再資源化等の状況	6 8
2-5 産業廃棄物処理業の許可状況	6 8
2-6 産業廃棄物処理業における行政処分状況	6 8

### 3 その他

3-1 バイオマスの利活用状況	6 9
-----------------	-----

## 1-1 都道府県別ごみ処理状況（平成25年度）

## (1) 排出状況

都道府県	総人口 (人)	ごみ排出量									
		(t/年)	生活系			事業系			(t/年)	(t/年)	(t/年)
			(t/年)	可燃 (t/年)	不燃 (t/年)	資源 (t/年)	可燃 (t/年)	不燃 (t/年)			
北海道	5,460,194	2,019,207	1,407,764	778,032	185,927	443,805	611,443	453,960	110,707	46,776	
青森県	1,370,288	534,819	363,635	276,836	34,955	51,844	171,184	150,870	17,497	2,817	
岩手県	1,312,383	452,666	309,321	222,187	19,270	67,864	143,345	133,125	7,285	2,935	
宮城県	2,327,276	865,164	600,492	440,268	21,262	138,962	264,672	220,553	36,214	7,905	
秋田県	1,072,450	392,034	264,357	206,148	11,519	46,690	127,677	112,689	12,176	2,812	
山形県	1,151,413	387,237	276,574	203,595	16,258	56,721	110,663	101,760	5,582	3,321	
福島県	1,963,872	777,051	563,548	429,354	35,877	98,317	213,503	206,376	6,168	959	
茨城県	2,983,811	1,094,551	801,112	619,842	62,473	118,797	293,439	231,035	9,579	52,825	
栃木県	2,011,431	690,098	512,992	374,598	36,559	101,835	177,106	167,922	6,005	3,179	
群馬県	2,022,333	775,107	578,845	448,565	35,540	94,740	196,262	183,360	7,699	5,203	
埼玉県	7,287,000	2,414,255	1,871,041	1,311,975	126,826	432,240	543,214	529,740	6,393	7,081	
千葉県	6,249,179	2,179,806	1,588,509	1,105,390	130,983	352,136	591,297	501,426	19,045	70,826	
東京都	13,195,114	4,572,285	3,464,428	2,346,668	233,600	884,160	1,107,857	1,104,252	1,767	1,838	
神奈川県	9,100,237	3,008,291	2,303,686	1,497,376	94,292	712,018	704,605	688,864	8,233	7,508	
新潟県	2,356,615	893,620	616,015	385,247	41,873	188,895	277,605	246,549	18,377	12,679	
富山県	1,091,948	405,329	280,347	201,497	18,577	60,273	124,982	100,492	4,828	19,662	
石川県	1,163,790	422,364	272,021	204,722	23,264	44,035	150,343	116,224	24,086	10,033	
福井県	808,996	285,639	209,630	145,633	24,376	39,621	76,009	68,947	6,074	988	
山梨県	862,122	310,438	224,456	166,013	19,297	39,146	85,982	80,008	2,825	3,149	
長野県	2,157,449	667,111	474,470	302,993	25,915	145,562	192,641	183,643	3,694	5,304	
岐阜県	2,054,775	696,217	505,257	361,556	38,232	105,469	190,960	174,135	8,424	8,401	
静岡県	3,807,508	1,273,877	923,272	705,628	48,776	168,868	350,605	326,902	8,300	15,403	
愛知県	7,494,346	2,572,076	1,951,104	1,339,263	139,413	472,428	620,972	581,325	25,055	14,592	
三重県	1,833,056	656,900	475,462	332,187	49,540	93,735	181,438	168,398	11,301	1,739	
滋賀県	1,421,467	456,649	333,561	229,708	32,967	70,886	123,088	117,764	4,553	771	
京都府	2,636,347	884,106	542,768	393,575	43,314	105,879	341,338	286,577	31,784	22,977	
大阪府	8,876,996	3,299,582	1,943,690	1,426,099	111,370	406,221	1,355,892	1,327,804	18,688	9,400	
兵庫県	5,651,521	2,010,569	1,367,451	968,555	97,025	301,871	643,118	591,183	40,013	11,922	
奈良県	1,404,418	470,501	325,240	241,761	30,836	52,643	145,261	139,170	4,291	1,800	
和歌山県	1,013,459	382,687	267,652	203,694	19,474	44,484	115,035	103,084	8,292	3,659	
鳥取県	586,847	216,607	129,805	95,100	7,244	27,461	86,802	57,105	2,245	27,452	
島根県	712,345	246,547	173,143	127,573	11,546	34,024	73,404	56,055	7,561	9,788	
岡山県	1,945,873	688,621	458,112	342,168	26,843	89,101	230,509	213,967	10,973	5,569	
広島県	2,876,954	946,830	609,067	427,661	52,637	128,769	337,763	299,529	32,796	5,438	
山口県	1,443,874	553,902	377,070	268,691	24,124	84,255	176,832	151,730	18,291	6,811	
徳島県	783,118	274,147	207,456	144,952	22,371	40,133	66,691	65,890	464	337	
香川県	1,010,940	330,083	232,371	151,374	22,983	58,014	97,712	90,907	6,749	56	
愛媛県	1,437,797	478,203	360,409	258,240	36,993	65,176	117,794	107,302	5,329	5,163	
高知県	755,012	259,826	190,360	145,566	15,401	29,393	69,466	67,908	1,079	479	
福岡県	5,115,924	1,853,311	1,219,564	967,407	59,460	192,697	633,747	573,813	48,389	11,545	
佐賀県	852,638	275,076	195,895	153,038	16,045	26,812	79,181	70,355	2,238	6,588	
長崎県	1,420,236	497,695	339,393	259,647	23,355	56,391	158,302	145,368	7,347	5,587	
熊本県	1,826,076	565,188	396,602	294,635	16,059	85,908	168,586	159,522	4,732	4,332	
大分県	1,198,767	415,962	288,315	213,886	18,670	55,759	127,647	117,813	5,912	3,922	
宮崎県	1,142,864	404,061	270,874	191,124	24,062	55,688	133,187	107,191	6,026	19,970	
鹿児島県	1,701,475	581,396	407,615	305,659	32,100	69,856	173,781	147,121	12,739	13,921	
沖縄県	1,441,361	436,428	282,009	232,225	15,703	34,081	154,419	141,114	3,338	9,967	
全国	128,393,895	44,874,119	31,756,760	22,447,911	2,235,186	7,073,663	13,117,359	11,970,827	651,143	495,389	

可燃：混合ごみ、可燃ごみの合計

不燃：不燃ごみ、粗大ごみ、その他の合計

資源：資源ごみ、集団回収の合計

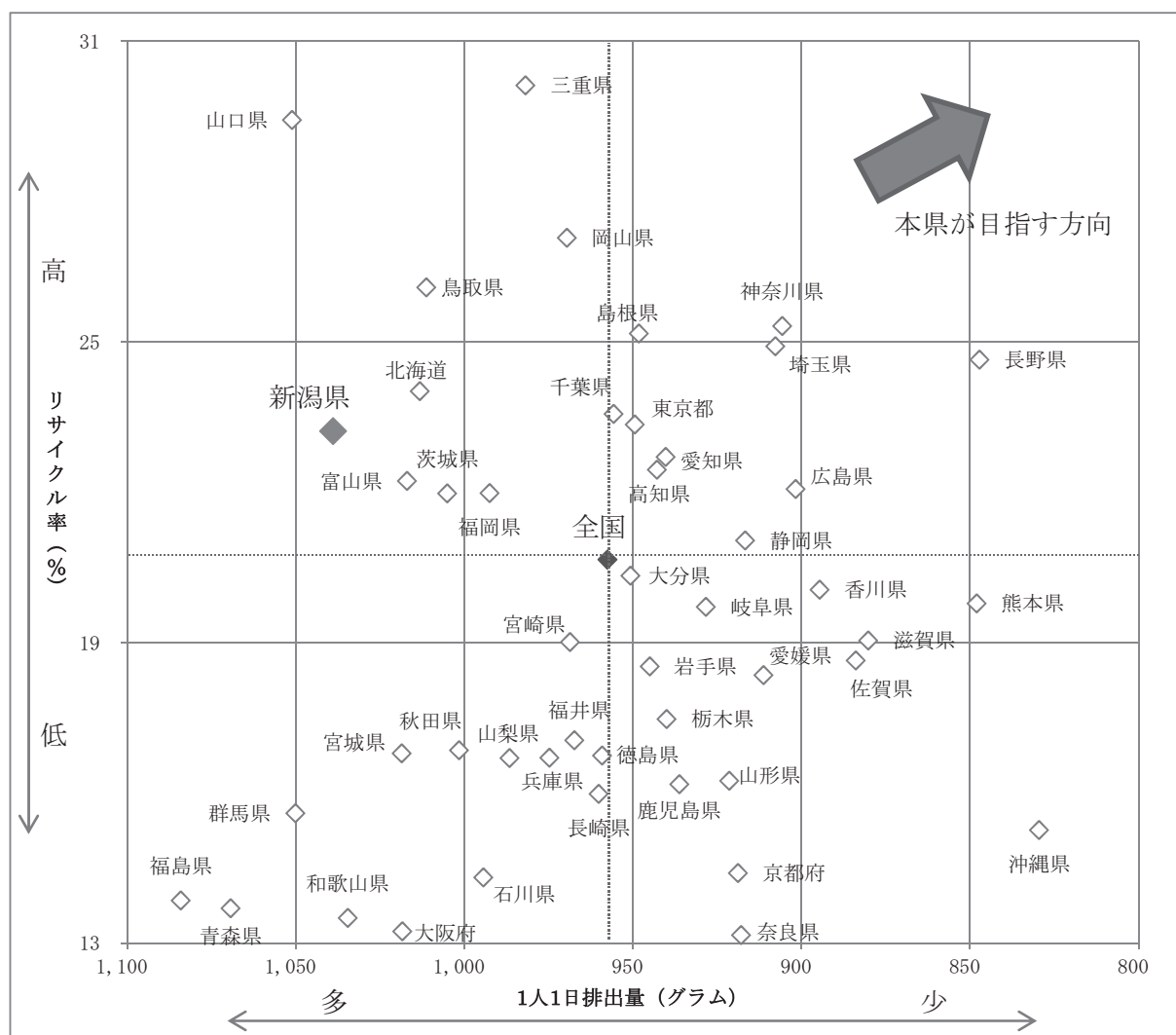
出典：一般廃棄物処理実態調査（平成25年度実績、環境省）

## (2) 処理状況等

都道府県	ごみ排出量				1人1日当たり ごみ排出量			
	(t/年)	減量化量 (t/年)	率	再生利用量 (t/年)	率	最終処分量 (t/年)	率	(g/人・日)
北海道	2,019,207	1,124,988	55.7%	484,934	24.0%	409,285	20.3%	1,013
青森県	534,819	378,171	70.7%	73,270	13.7%	83,378	15.6%	1,069
岩手県	452,666	318,387	70.3%	83,864	18.5%	50,415	11.1%	945
宮城県	865,164	604,058	69.8%	145,297	16.8%	115,809	13.4%	1,018
秋田県	392,034	287,684	73.4%	66,084	16.9%	38,266	9.8%	1,002
山形県	387,237	279,229	72.1%	62,904	16.2%	45,104	11.6%	921
福島県	777,051	586,358	75.5%	107,678	13.9%	83,015	10.7%	1,084
茨城県	1,094,551	757,779	69.2%	240,563	22.0%	96,209	8.8%	1,005
栃木県	690,098	507,456	73.5%	120,593	17.5%	62,049	9.0%	940
群馬県	775,107	565,151	72.9%	120,902	15.6%	89,054	11.5%	1,050
埼玉県	2,414,255	1,681,616	69.7%	601,509	24.9%	131,130	5.4%	908
千葉県	2,179,806	1,503,439	69.0%	513,677	23.6%	162,690	7.5%	956
東京都	4,572,285	3,145,897	68.8%	1,067,684	23.4%	358,704	7.8%	949
神奈川県	3,008,291	1,981,765	65.9%	761,621	25.3%	264,905	8.8%	906
新潟県	893,620	598,230	66.9%	207,479	23.2%	87,911	9.8%	1,039
富山県	405,329	278,020	68.6%	90,087	22.2%	37,222	9.2%	1,017
石川県	422,364	303,929	72.0%	60,461	14.3%	57,974	13.7%	994
福井県	285,639	207,989	72.8%	48,706	17.1%	28,944	10.1%	967
山梨県	310,438	227,573	73.3%	51,838	16.7%	31,027	10.0%	987
長野県	667,111	444,276	66.6%	164,408	24.6%	58,427	8.8%	847
岐阜県	696,217	500,926	71.9%	137,241	19.7%	58,050	8.3%	928
静岡県	1,273,877	926,166	72.7%	268,036	21.0%	79,675	6.3%	917
愛知県	2,572,076	1,773,366	68.9%	583,973	22.7%	214,737	8.3%	940
三重県	656,900	409,023	62.3%	197,839	30.1%	50,038	7.6%	982
滋賀県	456,649	319,620	70.0%	86,968	19.0%	50,061	11.0%	880
京都府	884,106	629,920	71.2%	127,328	14.4%	126,858	14.3%	919
大阪府	3,299,582	2,439,496	73.9%	437,009	13.2%	423,077	12.8%	1,018
兵庫県	2,010,569	1,416,819	70.5%	335,828	16.7%	257,922	12.8%	975
奈良県	470,501	348,399	74.0%	61,963	13.2%	60,139	12.8%	918
和歌山県	382,687	279,265	73.0%	51,709	13.5%	51,713	13.5%	1,035
鳥取県	216,607	141,685	65.4%	56,506	26.1%	18,416	8.5%	1,011
島根県	246,547	162,020	65.7%	62,050	25.2%	22,477	9.1%	948
岡山県	688,621	460,012	66.8%	186,448	27.1%	42,162	6.1%	970
広島県	946,830	619,373	65.4%	208,938	22.1%	118,519	12.5%	902
山口県	553,902	344,662	62.2%	163,007	29.4%	46,233	8.3%	1,051
徳島県	274,147	194,759	71.0%	45,920	16.8%	33,468	12.2%	959
香川県	330,083	227,944	69.1%	66,212	20.1%	35,927	10.9%	895
愛媛県	478,203	339,760	71.0%	87,766	18.4%	50,677	10.6%	911
高知県	259,826	189,583	73.0%	58,327	22.4%	11,916	4.6%	943
福岡県	1,853,311	1,252,735	67.6%	407,438	22.0%	193,138	10.4%	993
佐賀県	275,076	206,674	75.1%	51,282	18.6%	17,120	6.2%	884
長崎県	497,695	370,153	74.4%	79,547	16.0%	47,995	9.6%	960
熊本県	565,188	395,896	70.0%	111,825	19.8%	57,467	10.2%	848
大分県	415,962	295,489	71.0%	84,599	20.3%	35,874	8.6%	951
宮崎県	404,061	276,564	68.4%	76,832	19.0%	50,665	12.5%	969
鹿児島県	581,396	417,717	71.8%	94,063	16.2%	69,616	12.0%	936
沖縄県	436,428	343,580	78.7%	66,606	15.3%	26,242	6.0%	830
全国	44,874,119	31,063,601	69.2%	9,268,819	20.7%	4,541,700	10.1%	958

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 25 年度実績、環境省）

## (3) 散布図



## 1-2 市町村別ごみ処理状況（平成 25 年度）

### （1）排出状況

市町村	総人口 (人)	ごみ排出量								
		生活系 (t/年)	生活系			事業系			可燃 (t/年)	不燃 (t/年)
可燃 (t/年)	不燃 (t/年)		資源 (t/年)	可燃 (t/年)	不燃 (t/年)	資源 (t/年)				
新潟市	806,352	316,249	226,802	135,133	13,207	78,462	89,447	78,989	9,673	785
長岡市	281,286	93,280	63,406	25,384	5,697	32,325	29,874	26,218	0	3,656
三条市	102,664	43,936	25,753	18,974	1,260	5,519	18,183	16,532	758	893
柏崎市	89,269	31,251	20,664	13,787	848	6,029	10,587	9,939	648	0
新発田市	101,708	41,940	23,450	17,476	1,078	4,896	18,490	17,579	911	0
小千谷市	37,836	14,786	9,242	5,807	773	2,662	5,544	5,292	124	128
加茂市	29,760	12,091	11,335	9,067	635	1,633	756	756	0	0
十日町市	58,174	20,947	12,568	8,738	602	3,228	8,379	6,871	371	1,137
見附市	42,034	13,327	8,910	6,072	424	2,414	4,417	4,241	106	70
村上市	65,717	25,335	17,580	13,847	590	3,143	7,755	6,774	981	0
燕市	82,711	35,612	23,873	16,130	2,784	4,959	11,739	8,581	1,878	1,280
糸魚川市	46,646	16,990	14,090	9,694	995	3,401	2,900	2,883	17	0
妙高市	35,225	14,397	8,312	5,855	122	2,335	6,085	4,101	24	1,960
五泉市	54,323	21,814	16,799	13,035	1,723	2,041	5,015	4,900	82	33
上越市	202,079	69,975	48,553	21,664	4,133	22,756	21,422	19,764	1,658	0
阿賀野市	45,295	15,814	12,033	8,384	807	2,842	3,781	3,781	0	0
佐渡市	61,027	22,461	17,213	13,908	1,629	1,676	5,248	4,882	276	90
魚沼市	39,768	14,712	9,644	7,233	1,152	1,259	5,068	4,679	289	100
南魚沼市	60,305	23,499	14,588	11,056	1,552	1,980	8,911	7,974	223	714
胎内市	30,867	12,752	7,816	5,790	307	1,719	4,936	3,624	157	1,155
聖籠町	14,201	4,937	3,176	2,355	227	594	1,761	1,734	27	0
弥彦村	8,584	3,002	2,070	1,579	125	366	932	646	24	262
田上町	12,621	5,145	4,874	3,976	361	537	271	271	0	0
阿賀町	12,742	5,160	4,030	3,250	402	378	1,130	1,065	65	0
出雲崎町	4,883	1,243	1,008	512	74	422	235	235	0	0
湯沢町	8,321	4,829	2,932	2,620	100	212	1,897	1,767	50	80
津南町	10,690	4,006	2,128	1,723	33	372	1,878	1,511	31	336
刈羽村	4,801	1,911	1,305	827	86	392	606	603	3	0
関川村	6,389	2,012	1,656	1,226	99	331	356	355	1	0
粟島浦村	337	207	205	145	48	12	2	2	0	0
合計	2,356,615	893,620	616,015	385,247	41,873	188,895	277,605	246,549	18,377	12,679

可燃：混合ごみ、可燃ごみの合計

不燃：不燃ごみ、粗大ごみ、その他の合計

資源：資源ごみ、集団回収の合計

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 25 年度実績、環境省）



## (2) 処理状況等

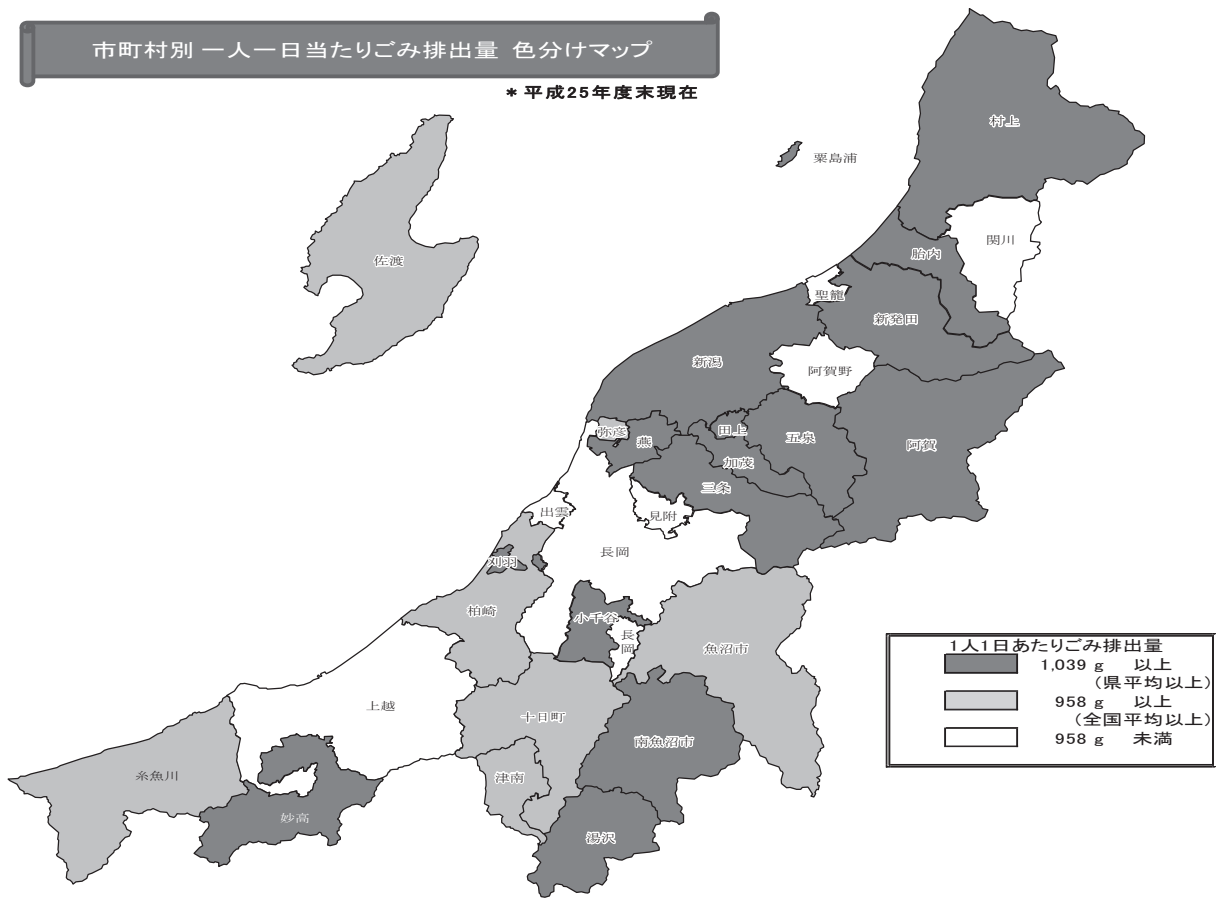
市町村	ごみ排出量							1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)
	(t/年)	減量化量 (t/年)	率	再生利用量 (t/年)	率	最終処分量 (t/年)	率	
新潟市	316,249	200,880	63.5%	86,156	27.2%	29,213	9.2%	1,075
長岡市	93,280	60,213	64.6%	24,080	25.8%	8,987	9.6%	909
三条市	43,936	33,648	76.6%	7,587	17.3%	2,701	6.1%	1,172
柏崎市	31,251	21,665	69.3%	6,358	20.3%	3,228	10.3%	959
新発田市	41,940	31,384	74.8%	5,374	12.8%	5,182	12.4%	1,130
小千谷市	14,786	10,159	68.7%	3,168	21.4%	1,459	9.9%	1,071
加茂市	12,091	8,983	74.3%	1,543	12.8%	1,565	12.9%	1,113
十日町市	20,947	13,910	66.4%	4,365	20.8%	2,672	12.8%	987
見附市	13,327	10,033	75.3%	2,511	18.8%	783	5.9%	869
村上市	25,335	19,382	76.5%	3,546	14.0%	2,407	9.5%	1,056
燕市	35,612	22,446	63.0%	5,815	16.3%	7,351	20.6%	1,180
糸魚川市	16,990	9,774	57.5%	6,803	40.0%	413	2.4%	998
妙高市	14,397	9,181	63.8%	4,134	28.7%	1,082	7.5%	1,120
五泉市	21,814	16,340	74.9%	2,712	12.4%	2,762	12.7%	1,100
上越市	69,975	38,499	55.0%	22,756	32.5%	8,720	12.5%	949
阿賀野市	15,814	12,385	78.3%	2,799	17.7%	630	4.0%	957
佐渡市	22,461	16,823	74.9%	4,509	20.1%	1,129	5.0%	1,008
魚沼市	14,712	11,270	76.6%	1,915	13.0%	1,527	10.4%	1,014
南魚沼市	23,499	18,703	79.6%	3,797	16.2%	999	4.3%	1,068
胎内市	12,752	8,196	64.3%	2,994	23.5%	1,562	12.2%	1,132
聖籠町	4,937	3,544	71.8%	682	13.8%	711	14.4%	952
弥彦村	3,002	2,010	67.0%	589	19.6%	403	13.4%	958
田上町	5,145	3,936	76.5%	499	9.7%	710	13.8%	1,117
阿賀町	5,160	3,811	73.9%	632	12.2%	717	13.9%	1,109
出雲崎町	1,243	831	66.9%	313	25.2%	99	8.0%	697
湯沢町	4,829	4,145	85.8%	559	11.6%	125	2.6%	1,590
津南町	4,006	2,882	71.9%	707	17.6%	417	10.4%	1,027
刈羽村	1,911	1,484	77.7%	233	12.2%	194	10.2%	1,091
関川村	2,012	1,518	75.4%	331	16.5%	163	8.1%	863
粟島浦村	207	195	94.2%	12	5.8%	0	0.0%	1,683
合計	893,620	598,230	66.9%	207,479	23.2%	87,911	9.8%	1,039

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 25 年度実績、環境省）

### (3) 色分けマップ

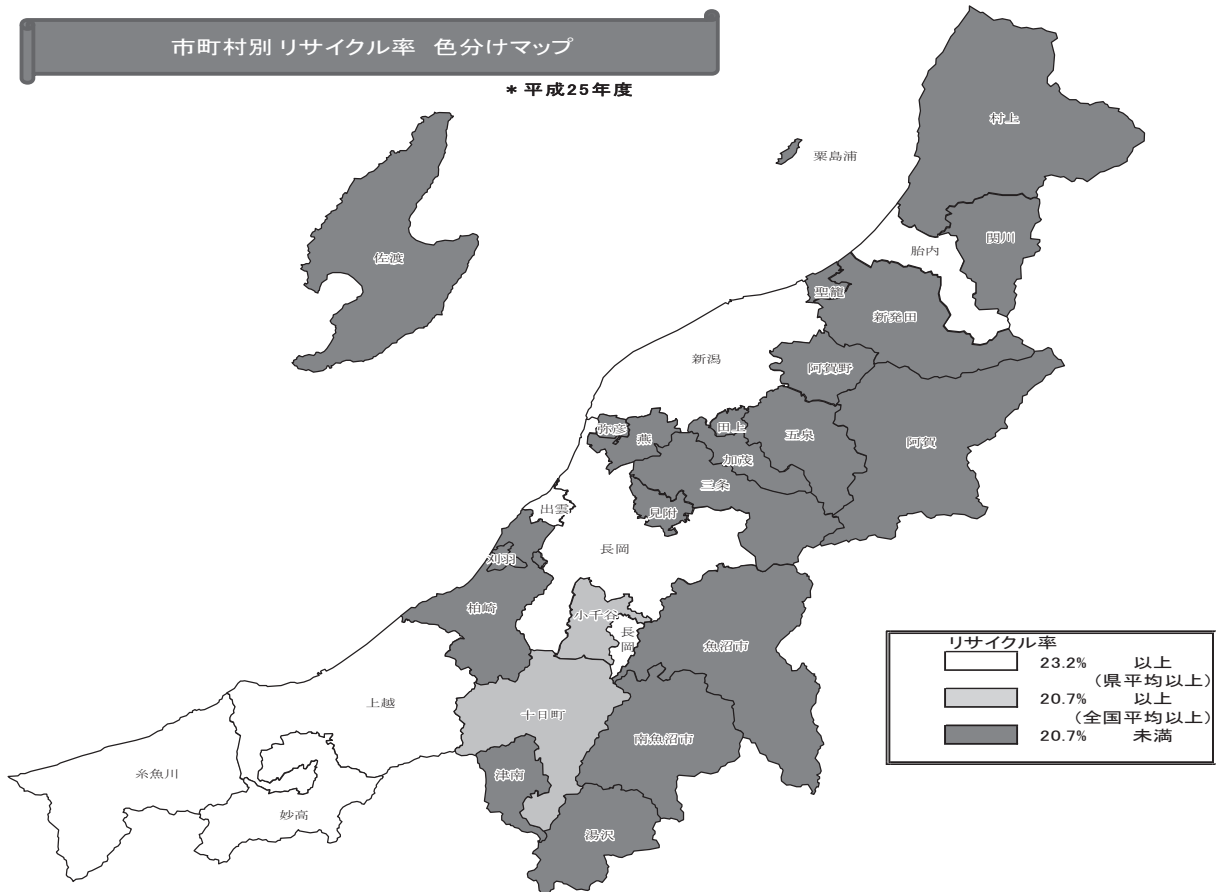
市町村別 一人一日当たりごみ排出量 色分けマップ

\* 平成25年度末現在



市町村別 リサイクル率 色分けマップ

\* 平成25年度



## 1-3 都道府県別し尿処理状況（平成25年度）

都道府県	総人口									水酸化率	汚水衛生処理率
	(人)	水洗化人口						計画収集人口 (人)	自家処理人口 (人)		
		(人)	汚水衛生処理人口			単独処理 浄化槽 人口 (人)					
(人)	(人)	(人)	公共下水道 人口 (人)	コミュニ ティ プラント 人口 (人)	合併処理 浄化槽 人口 (人)	(人)	(人)	(人)			
北海道	5,460,194	5,044,642	4,965,643	4,775,454	396	189,793	78,999	412,134	3,418	92.4%	90.9%
青森県	1,370,288	1,169,908	897,105	692,360	0	204,745	272,803	200,380	0	85.4%	65.5%
岩手県	1,312,383	916,427	870,710	631,977	1,717	237,016	45,717	394,845	1,111	69.8%	66.3%
宮城県	2,327,276	1,978,672	1,896,804	1,723,124	5,935	167,745	81,868	343,584	5,020	85.0%	81.5%
秋田県	1,072,450	803,148	732,854	534,406	0	198,448	70,294	269,302	0	74.9%	68.3%
山形県	1,151,413	1,034,345	875,986	739,387	0	136,599	158,359	117,068	0	89.8%	76.1%
福島県	1,963,872	1,729,141	1,374,416	889,482	6,970	477,964	354,725	234,540	191	88.0%	70.0%
茨城県	2,983,811	2,726,541	2,225,778	1,625,357	16,601	583,820	500,763	256,957	313	91.4%	74.6%
栃木県	2,011,431	1,889,680	1,597,865	1,215,778	851	381,236	291,815	121,751	0	93.9%	79.4%
群馬県	2,022,333	1,898,173	1,377,656	924,662	24,563	428,431	520,517	124,063	97	93.9%	68.1%
埼玉県	7,287,000	7,154,253	6,312,841	5,462,353	9,055	841,433	841,412	132,483	264	98.2%	86.6%
千葉県	6,249,179	6,042,374	5,134,691	4,216,209	8,866	909,616	907,683	205,715	1,090	96.7%	82.2%
東京都	13,195,114	13,167,796	13,110,150	13,067,493	2,400	40,257	57,646	27,199	119	99.8%	99.4%
神奈川県	9,100,237	9,061,406	8,759,331	8,615,440	0	143,891	302,075	38,724	107	99.6%	96.3%
新潟県	2,356,615	2,184,662	1,746,377	1,474,544	0	271,833	483,285	171,703	250	92.7%	74.1%
富山県	1,091,948	1,045,675	944,313	829,751	4,523	110,039	101,362	46,273	0	95.8%	86.5%
石川県	1,163,790	1,119,171	974,208	844,601	5,201	124,406	144,963	44,587	32	96.2%	83.7%
福井県	808,996	771,731	662,674	553,664	0	109,010	109,057	36,395	870	95.4%	81.9%
山梨県	862,122	799,231	600,217	480,404	6,788	113,025	199,014	62,885	6	92.7%	69.6%
長野県	2,157,449	1,949,931	1,847,317	1,636,587	8,374	202,356	102,614	207,124	394	90.4%	85.6%
岐阜県	2,054,775	1,942,435	1,644,526	1,288,690	12,153	343,683	297,909	111,836	504	94.5%	80.0%
静岡県	3,807,508	3,699,432	2,732,207	2,084,832	15,671	631,704	967,225	106,454	1,622	97.2%	71.8%
愛知県	7,494,346	7,328,840	6,272,441	5,269,995	10,736	991,710	1,056,399	165,410	96	97.8%	83.7%
三重県	1,833,056	1,694,666	1,396,722	831,930	3,340	561,452	297,944	138,384	6	92.5%	76.2%
滋賀県	1,421,467	1,349,342	1,284,315	1,144,487	0	139,828	65,027	69,754	2,371	94.9%	90.4%
京都府	2,636,347	2,501,758	2,446,634	2,344,413	7,356	94,865	55,124	132,777	1,812	94.9%	92.8%
大阪府	8,876,996	8,674,002	8,369,421	8,132,900	474	236,047	304,581	202,473	521	97.7%	94.3%
兵庫県	5,651,521	5,513,494	5,376,057	5,094,282	68,333	213,442	137,437	136,537	1,490	97.6%	95.1%
奈良県	1,404,418	1,319,218	1,123,299	975,065	4,335	143,899	195,919	84,918	282	93.9%	80.0%
和歌山県	1,013,459	797,512	516,884	191,376	1,228	324,280	280,628	215,378	569	78.7%	51.0%
鳥取県	586,847	533,315	422,102	349,384	839	71,879	111,213	52,069	1,463	90.9%	71.9%
島根県	712,284	561,293	491,581	278,900	4,488	208,193	69,712	146,901	4,090	78.8%	69.0%
岡山県	1,945,873	1,687,156	1,457,922	1,086,780	0	371,142	229,234	255,015	3,702	86.7%	74.9%
広島県	2,876,954	2,537,297	2,314,186	1,912,254	11,194	390,738	223,111	326,075	13,582	88.2%	80.4%
山口県	1,443,874	1,293,000	1,133,078	850,345	81	282,652	159,922	143,056	7,818	89.6%	78.5%
徳島県	783,118	714,906	402,405	116,029	7,029	279,347	312,501	62,282	5,930	91.3%	51.4%
香川県	1,010,940	893,512	672,509	396,628	418	275,463	221,003	116,460	968	88.4%	66.5%
愛媛県	1,437,797	1,272,697	974,449	665,008	5,725	303,716	298,248	163,391	1,709	88.5%	67.8%
高知県	755,012	593,923	487,776	219,315	7,921	260,540	106,147	159,388	1,701	78.7%	64.6%
福岡県	5,115,924	4,525,698	4,381,958	3,863,118	18,280	500,560	143,740	588,638	1,588	88.5%	85.7%
佐賀県	852,638	631,875	597,820	402,905	626	194,289	34,055	219,541	1,222	74.1%	70.1%
長崎県	1,420,236	1,048,616	1,003,260	775,369	11,847	216,044	45,356	370,208	1,412	73.8%	70.6%
熊本県	1,826,076	1,590,064	1,378,274	1,099,756	564	277,954	211,790	233,269	2,743	87.1%	75.5%
大分県	1,198,767	1,050,007	770,025	484,455	643	284,927	279,982	132,981	15,779	87.6%	64.2%
宮崎県	1,142,864	1,004,477	843,763	556,041	0	287,722	160,714	138,365	22	87.9%	73.8%
鹿児島県	1,701,475	1,471,457	1,187,837	653,717	8,655	525,465	283,620	229,737	281	86.5%	69.8%
沖縄県	1,441,493	1,348,331	1,096,710	884,970	0	211,740	251,621	93,073	89	93.5%	76.1%
全国	128,393,966	120,065,230	107,682,361	92,885,977	304,295	14,492,089	12,382,869	8,242,082	86,654	93.5%	83.9%

水洗化人口 : 汚水衛生処理人口と単独処理浄化槽人口の和

汚水衛生処理人口 : トイレからの排水と生活雑排水を併せて処理している人口（下水道及び合併処理浄化槽（農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設及び林業集落排水処理施設を含む。）人口の和）

計画収集人口 : 市町村の計画収集により、くみとり便所から収集され、し尿処理場で処理される人口

自家処理人口 : し尿を市町村の計画収集によらず、自ら堆肥化に利用し、処理している人口

出典 : 一般廃棄物処理実態調査（平成25年度実績、環境省）

### 1-4 市町村別し尿処理状況（平成 25 年度）

市町村	総人口									水洗化率	汚水衛生処理率
	(人)	水洗化人口						計画収集人口 (人)	自家処理人口 (人)		
		(人)	汚水衛生処理人口			単独処理 浄化槽 人口 (人)					
(人)	(人)	(人)	公共下水道 人口 (人)	コミュニティー プラント 人口 (人)	合併処理 浄化槽 人口 (人)	(人)	(人)	(人)			
新潟市	806,352	773,872	626,729	593,233	0	33,496	147,143	32,480	0	96.0%	77.7%
長岡市	281,286	273,774	259,461	240,882	0	18,579	14,313	7,512	0	97.3%	92.2%
三条市	102,664	92,428	39,659	15,948	0	23,711	52,769	10,236	0	90.0%	38.6%
柏崎市	89,269	88,009	86,595	60,937	0	25,658	1,414	1,260	0	98.6%	97.0%
新発田市	101,708	73,317	42,836	24,570	0	18,266	30,481	28,391	0	72.1%	42.1%
小千谷市	37,836	36,910	34,961	28,222	0	6,739	1,949	926	0	97.6%	92.4%
加茂市	29,760	27,192	17,179	15,352	0	1,827	10,013	2,512	56	91.4%	57.7%
十日町市	58,174	51,690	48,599	38,993	0	9,606	3,091	6,431	53	88.9%	83.5%
見附市	42,034	40,369	36,045	35,145	0	900	4,324	1,665	0	96.0%	85.8%
村上市	65,717	59,752	44,889	30,389	0	14,500	14,863	5,965	0	90.9%	68.3%
燕市	82,711	67,038	29,499	24,605	0	4,894	37,539	15,673	0	81.1%	35.7%
糸魚川市	46,646	44,144	41,143	37,653	0	3,490	3,001	2,502	0	94.6%	88.2%
妙高市	35,225	32,641	24,550	22,344	0	2,206	8,091	2,584	0	92.7%	69.7%
五泉市	54,323	45,601	30,408	22,681	0	7,727	15,193	8,722	0	83.9%	56.0%
上越市	202,079	189,618	161,419	104,773	0	56,646	28,199	12,325	136	93.8%	79.9%
阿賀野市	45,295	39,350	27,036	20,388	0	6,648	12,314	5,945	0	86.9%	59.7%
佐渡市	61,027	47,649	30,121	21,881	0	8,240	17,528	13,378	0	78.1%	49.4%
魚沼市	39,768	38,623	30,020	29,725	0	295	8,603	1,145	0	97.1%	75.5%
南魚沼市	60,305	56,831	49,516	44,878	0	4,638	7,315	3,474	0	94.2%	82.1%
胎内市	30,867	27,982	23,548	15,219	0	8,329	4,434	2,885	0	90.7%	76.3%
聖籠町	14,201	12,949	12,257	11,894	0	363	692	1,252	0	91.2%	86.3%
弥彦村	8,584	8,270	7,453	7,449	0	4	817	314	0	96.3%	86.8%
田上町	12,621	11,618	5,329	2,743	0	2,586	6,289	1,000	3	92.1%	42.2%
阿賀町	12,742	12,711	12,606	7,559	0	5,047	105	31	0	99.8%	98.9%
出雲崎町	4,883	4,697	4,588	2,455	0	2,133	109	186	0	96.2%	94.0%
湯沢町	8,321	8,077	7,055	6,173	0	882	1,022	244	0	97.1%	84.8%
津南町	10,690	8,989	8,119	5,103	0	3,016	870	1,701	0	84.1%	75.9%
刈羽村	4,801	4,789	188	0	0	188	4,601	10	2	99.8%	3.9%
関川村	6,389	5,435	4,569	3,350	0	1,219	866	954	0	85.1%	71.5%
粟島浦村	337	337	0	0	0	0	337	0	0	100.0%	0.0%
合計	2,356,615	2,184,662	1,746,377	1,474,544	0	271,833	438,285	171,703	250	92.7%	74.1%

水洗化人口 : 汚水衛生処理人口と単独処理浄化槽人口の和  
 汚水衛生処理人口 : トイレからの排水と生活雑排水を併せて処理している人口（下水道及び合併処理浄化槽（農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設及び林業集落排水処理施設を含む。）人口の和）  
 計画収集人口 : 市町村の計画収集により、くみとり便所から収集され、し尿処理場で処理される人口  
 自家処理人口 : し尿を市町村の計画収集によらず、自ら堆肥化に利用し、処理している人口  
 出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 25 年度実績、環境省）

## 1-5 市町村及び一部事務組合が設置するごみ焼却施設等及び位置図

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

## (1) ごみ焼却施設の整備状況

市町村・ 一部事務組合	施設名称	規模 (t/日)	炉 数	炉形式 ※	処理方式	余熱利用状況	灰処理方法	使用 開始 年度	備考
新潟市	亀田清掃センター	390	3	全連	流動床	温水(場内・場外) 発電(場内)	薬剤処理	H9	H24-H27 改修
	新田清掃センター	330	3	全連	ストーカー	蒸気(場内・場外) 発電(場内・場外)	薬剤処理 溶融処理	H24	
	新津クリーンセンター	144	2	全連	流動床	温水(場内・場外)	薬剤処理	H7	H12-H13 改修
	鎧湯クリーンセンター	120	2	全連	シャフト	温水(場内) 発電(場内利用)	薬剤処理	H13	
長岡市	寿クリーンセンター	160	2	全連	ストーカー	温水(場内・場外)	セメント固化 薬剤処理	H10	
	鳥越クリーンセンター	150	2	全連	流動床	温水(場内)	薬剤処理	S61	H12-H13 改修
三条市	清掃センター	160	2	全連	流動床式 ガス化溶融	発電(場内・場外)	薬剤処理 溶融処理	H24	
柏崎市	クリーンセンター かしわざき	160	2	全連	流動床	温水(場内) その他	セメント固化	H4	H13-H14 改修 H22-H26 改修
小千谷市	時水清掃工場	120	2	全連	ストーカー	温水(場内)	薬剤処理	H2	H12-H13 改修
十日町市	エコクリーンセンター	90	2	准連	ストーカー	温水(場内)	薬剤処理	H5	H25-H27 改修
見附市	清掃センター	60	2	准連	ストーカー	温水(場内)	薬剤処理	S61	H12-H13 改修
村上市	エコパークむらかみ	94	2	全連	ストーカー	温水(場内) 発電(場内・場外)	セメント固化 薬剤処理	H27	
糸魚川市	清掃センター	70	2	全連	回転式 (炭化)	温水(場内・場外)	薬剤処理	H14	
上越市	第1クリーンセンター	140	2	全連	ストーカー	温水(場内・場外)	薬剤処理	S63	H12-H14 改修
	第2クリーンセンター	98	2	准連	ストーカー	温水(場内)	薬剤処理	H7	
阿賀野市	環境センター	60	2	准連	流動床	温水(場内)	薬剤処理	H5	H17 改修
佐渡市	両津クリーンセンター	40	2	准連	流動床	温水(場内)	薬剤処理	H11	
	佐渡クリーンセンター	120	2	全連	ストーカー	温水(場内・場外)	薬剤処理	H9	
	マルチングセンター 佐渡	14.5	1	全連	灰溶融炉	温水(場内)	その他	H13	
魚沼市	エコプラント魚沼	95	2	准連	流動床	温水(場内・場外)	薬剤処理	H7	H20-H22 改修
南魚沼市	環境衛生センター ごみ処理施設	110	2	全連	シャフト	発電(場内) 温水(場外)	薬剤処理	H16	
阿賀町	クリーンセンター	50	2	准連	ストーカー	温水(場内)	薬剤処理	H6	H13 改修
粟島浦村	ごみ処理場	5	1	バッチ	ストーカー	なし	薬剤処理	H2	H13-H14 改修
津南地域衛生 施設組合	ごみ処理場	36	2	バッチ	ストーカー	なし	薬剤処理	H4	H13 改修
加茂市・田上町 消防衛生組合	清掃センター	60	2	准連	ストーカー	なし	薬剤処理	S55	
燕・弥彦総合 事務組合	環境センター (旧炉)	120	2	准連	ストーカー	なし	薬剤処理	H7	H12-H13 改修 H22-H26 改修
	環境センター (流動床炉)	117	2	准連	流動床	温水(場内)	セメント固化	S59	H22-H26 改修
豊栄郷清掃施設 処理組合	豊栄環境センター (1,2号炉)	80	2	准連	ストーカー	温水(場内)	薬剤処理	S56	H10-H11 改修
	豊栄環境センター (3号炉)	50	1	准連	ストーカー	温水(場内)	薬剤処理	H9	
新発田地域広域 事務組合	中条地区塵芥焼却場	100	2	准連	ストーカー	温水(場内)	セメント固化 薬剤処理	S62	H13-H14 改修
	新発田広域クリーン センター	127	3	准連	ストーカー	温水(場内・場外)	セメント固化 薬剤処理	H10	
新井頸南広域 行政組合	新井頸南クリーン センター	70	2	准連	流動床	温水(場内・場外)	セメント固化 薬剤処理	H8	
五泉地域衛生 施設組合	ごみ焼却場	150	2	全連	ストーカー	温水(場内)	薬剤処理	S59	H12-H13 改修

※ 全連(全連続運転式):ごみの送込、燃焼、搬出などを24時間連続的に自動処理する炉

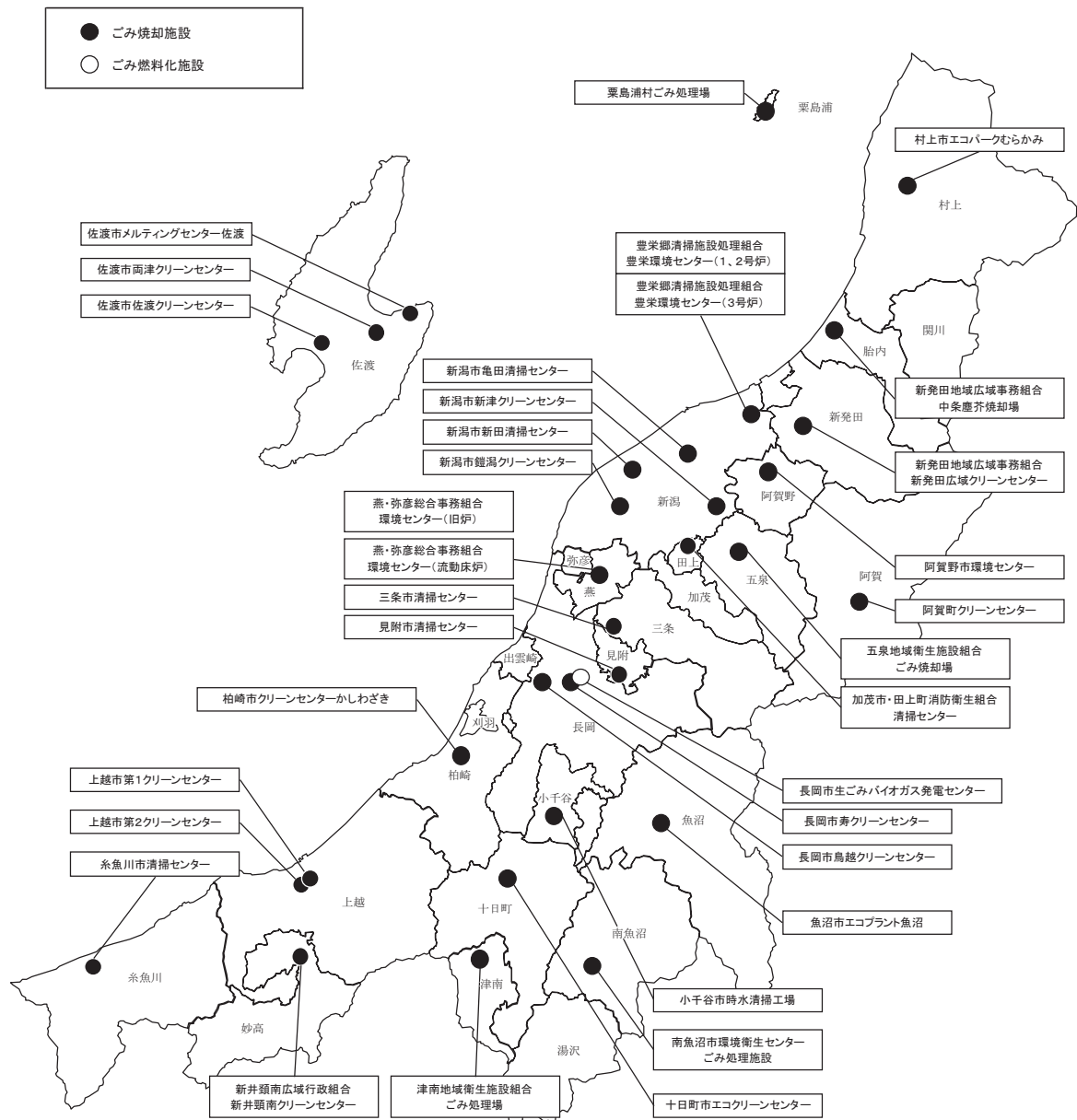
准連(准連続運転式):連続処理するが、間欠運転する炉

バッチ(バッチ式運転式):機械または人力によって、一定量蓄積したごみを焼却させる炉

## (2) ごみ燃料化施設の整備状況

市町村・一部事務組合	施設名称	規模(t/日)	処理内容	使用開始年度	備考
長岡市	生ごみバイオガス発電センター	65	生ごみのメタン化	H25	

## (3) ごみ焼却施設等の位置図



## 1-6 市町村及び一部事務組合が設置する一般廃棄物最終処分場及び位置図

(平成27年4月1日現在)

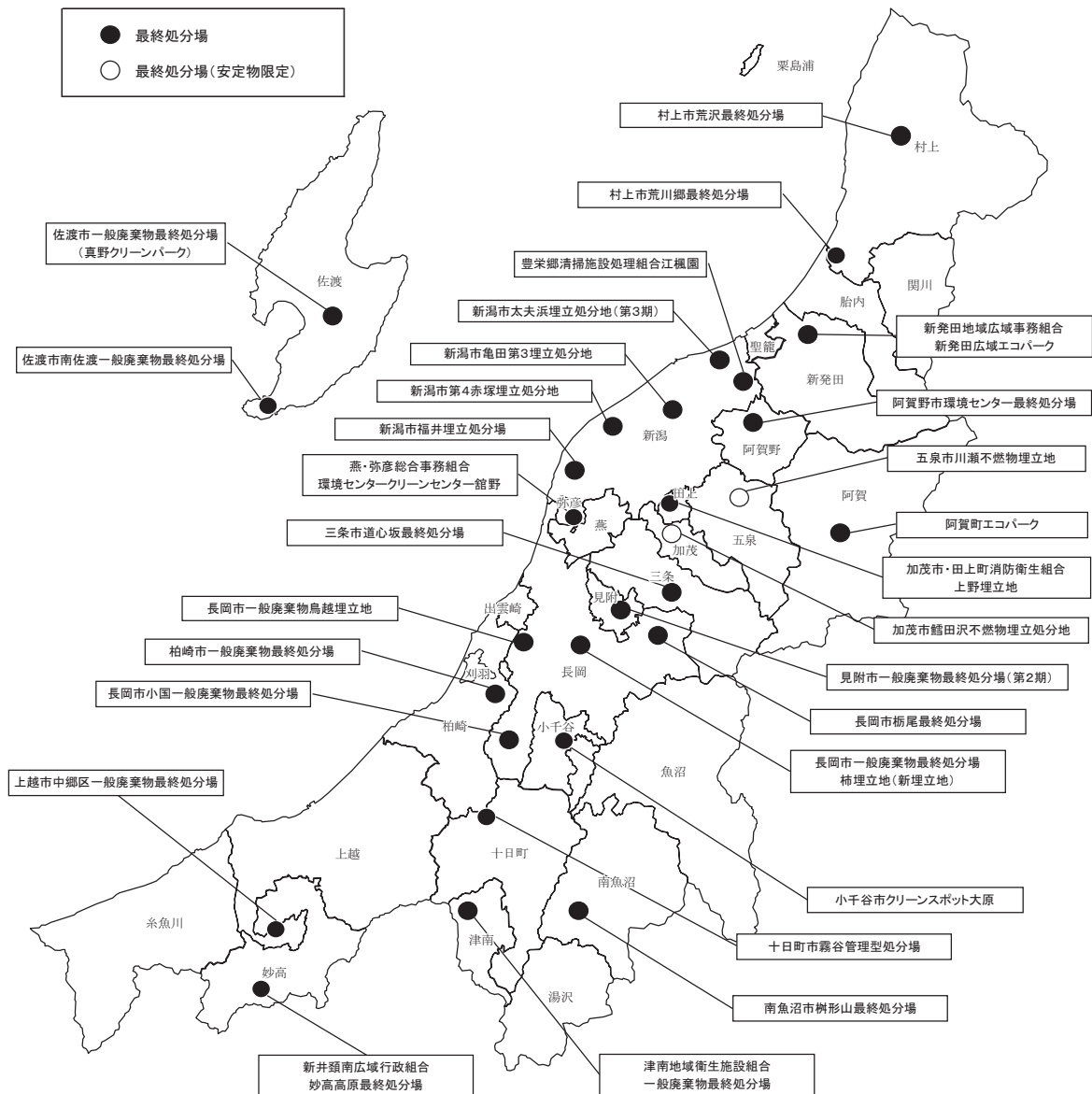
## (1) 一般廃棄物最終処分場の整備状況

市町村・ 一部事務組合	施設名称	不燃 ごみ	焼却 残さ	粗大 ごみ	その他	埋立 開始 年	埋立 面積 (m <sup>2</sup> )	全体 容量 (m <sup>3</sup> )	H25 埋立 実績 (m <sup>3</sup> )	残余 容量 (m <sup>3</sup> )	残余 年数 (年)
新潟市	太夫浜埋立処分地 (第3期)	●	●		●	H13	33,000	182,000	11,382	41,158	4
新潟市	第4赤塚埋立処分地	●	●		●	H24	99,600	492,000	12,668	471,045	37
新潟市	亀田第3埋立処分地	●	●			H18	11,300	33,000	0	1,300	-
新潟市	福井埋立処分場		●			S58	13,400	97,690	1,043	28,478	27
長岡市	一般廃棄物最終処分場柿埋立地 (新埋立地)	●	●		●	H9	30,000	120,000	4,928	41,268	8
長岡市	栃尾最終処分場	●	●			H17	2,100	15,657	196	10,579	54
長岡市	小国一般廃棄物最終処分場	●	●	●		H5	7,400	38,350	90	14,987	167
長岡市	一般廃棄物最終処分場鳥越埋立 地		●			S62	22,500	229,100	10,528	56,847	5
三条市	道心坂最終処分場	●	●			S46	18,580	285,051	2,170	5,630	3
柏崎市	一般廃棄物最終処分場	●	●			H14	17,224	102,256	2,711	62,047	23
小千谷市	クリーンスポット大原	●	●			H10	15,130	121,640	63	40,145	637
十日町市	霧谷管理型処分場	●	●		●	H17	6,500	53,000	2,754	25,464	9
見附市	一般廃棄物最終処分場(第2期)	●	●		●	S63	12,879	85,176	602	12,239	20
村上市	荒沢最終処分場	●	●			H11	11,890	82,522	2,998	31,550	11
村上市	荒川郷最終処分場		●			H7	3,500	17,196	0	9,712	-
上越市	中郷区一般廃棄物最終処分場		●			H8	3,234	10,998	560	1,000	2
阿賀野市	環境センター最終処分場	●	●			S57	11,000	66,000	553	10,556	19
佐渡市	一般廃棄物最終処分場 (真野クリーンパーク)	●	●		●	H15	8,146	46,752	1,383	9,079	7
佐渡市	南佐渡一般廃棄物最終処分場	●	●		●	H8	8,803	47,880	924	30,882	33
南魚沼市	榊形山最終処分場	●				H10	1,904	14,200	404	5,158	13
阿賀町	阿賀町エコパーク		●			H15	3,000	9,500	525	3,847	7
津南地域衛生 施設組合	一般廃棄物最終処分場	●	●	●		H11	9,910	40,050	1,269	20,700	16
加茂市・田上町 消防衛生組合	上野埋立地		●			S58	16,288	15,385	1,715	1,000	1
燕・弥彦総合 事務組合	環境センター クリーンセンター館野(第2期分)	●	●	●		H25	32,400	159,000	27,086	131,914	5
豊栄郷清掃施設 処理組合	江楓園		●			H4	20,699	80,910	2,036	20,337	10
新発田地域広域 事務組合	新発田広域エコパーク	●	●			H13	24,900	197,700	6,880	108,526	16
新井頸南広域 行政組合	妙高高原最終処分場		●			H13	7,265	40,033	1,342	21,973	16
加茂市	鱒田沢不燃物埋立処分場 (安定型処分場)	●				S54	6,600	27,900	453	3,489	
五泉市	川瀬不燃物埋立地 (安定型処分場)	●				S55	5,134	13,194	7	2,831	

残余年数＝残余容量／H25埋立実績

H25埋立実績がない場合は「-」。安定型処分場は埋立物が限定されるため、残余年数は算出していません。

(2) 一般廃棄物最終処分場の位置図





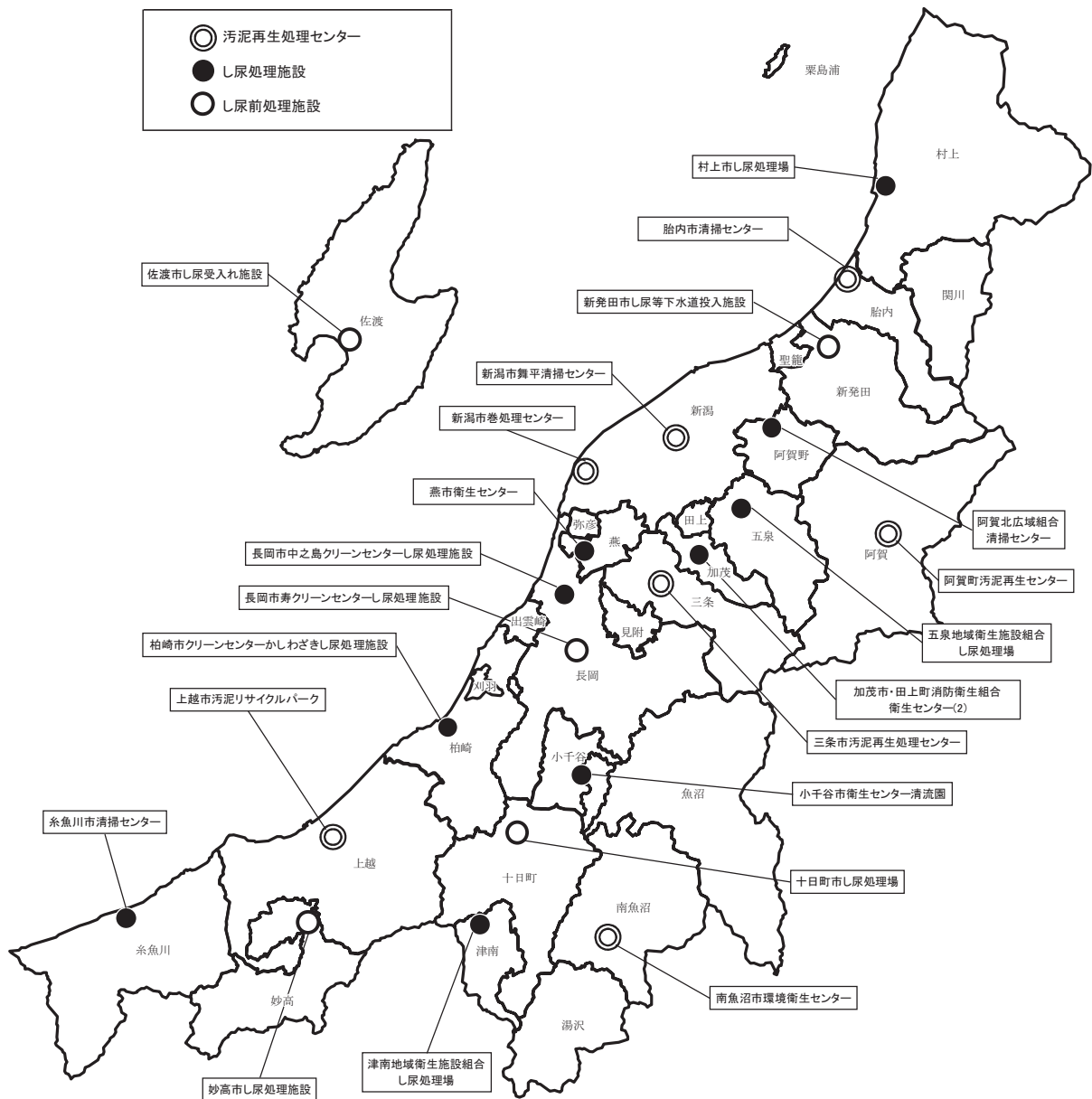
## 1-7 市町村及び一部事務組合が設置するし尿処理施設及び位置図

(平成27年4月1日現在)

## (1) し尿処理施設の整備状況

市町村・ 一部事務組合	施設名称	規模 (kL/日)	処理方式			放流先	使用 開始 年度	備考
			汚水処理	高度処理	汚泥処理			
新潟市	舞平清掃センター	し尿:149kL/日 生ごみ:1.8t/日	高負荷、 膜分離	活性炭	脱水、 メタン発酵、 堆肥化	信濃川	H15	汚泥再生処理 センター
	巻処理センター	し尿:12kL/日 浄化槽汚泥:61kL/日	高負荷、 膜分離	活性炭	脱水、助燃剤	矢川	H24	汚泥再生処理 センター
長岡市	寿クリーンセンター し尿前処理施設	90	一次処理			下水道	H11	下水投入施設
	中之島クリーンセンター し尿処理施設	50	標脱	凝沈、オゾン、 ろ過	脱水、 施設外焼却	猿橋川	H4	
三条市	汚泥再生処理センター	し尿:30.0kL/日 浄化槽汚泥:100.0kL/日 農集排汚泥:6.0kL/日	高負荷、 膜分離	活性炭	脱水、堆肥化、 施設外焼却、 埋立	信濃川	H22	汚泥再生処理 センター
柏崎市	クリーンセンター かしわざき し尿処理施設	85	標脱	凝沈、オゾン、 ろ過、活性炭	脱水、 施設外焼却	鯖石川	H8	
新発田市	し尿等下水道投入施設	95	一次処理			下水道	H26	下水投入施設
小千谷市	衛生センター清流園	25	好気、浄化槽 汚泥専用	凝沈、ろ過	脱水、乾燥、 焼却	信濃川	S51 S57	H24-25 改修
十日町市	し尿前処理施設	49	一次処理			下水道	H25	下水投入施設
村上市	し尿処理場	88	高負荷、 膜分離	活性炭	脱水、焼却、 堆肥化	三面川	H18	
燕市	衛生センター	76	標脱	凝沈、オゾン、 ろ過	脱水、乾燥、 焼却	大通川	H8	H22 増設・稼働
糸魚川市	清掃センター	73	標脱	凝沈、オゾン、 ろ過	脱水、焼却	姫川	H4	
妙高市	し尿処理施設	60	一次処理			下水道	H22	下水投入施設
上越市	汚泥リサイクルパーク	240	高負荷、 膜分離	活性炭	脱水、乾燥、 メタン発酵、 堆肥化、焼却	谷内川	H12	汚泥再生処理 センター H25 改修
佐渡市	し尿受入れ施設	58	一次処理			下水道	H26	下水投入施設
南魚沼市	環境衛生センター し尿・浄化槽汚泥及び 生活雑排水汚泥処理 施設	し尿等:90kL/日 生ごみ:20.0t/日	標脱	凝沈、オゾン、 ろ過	脱水、乾燥、 施設外焼却	魚野川	H2	汚泥再生処理 センター
胎内市	清掃センター	し尿等:81kL/日 生ごみ:0.5t/日	高負荷、 膜分離	活性炭	脱水、乾燥、 堆肥化	胎内川	H14	汚泥再生処理 センター
阿賀町	汚泥再生センター	し尿等:22.3kL/日 汚泥等:3.0t/日 生ごみ:0.5t/日	嫌気、好気、 高負荷、 膜分離	凝集膜、 活性炭	脱水、 メタン発酵、 堆肥化	阿賀野川	H12	汚泥再生処理 センター
津南地域衛生 施設組合	し尿処理場	65	高負荷、 膜分離	凝集、UF膜、 活性炭	脱水	信濃川	S43	
加茂市・田上町 消防衛生組合	衛生センター	40	標脱	凝沈、オゾン、 ろ過	施設外焼却	信濃川	S57	
	衛生センター	20	好二段	凝沈、オゾン、 ろ過	施設外焼却	信濃川	S47	
五泉地域衛生 施設組合	し尿処理場	91	標脱	凝沈、オゾン、 ろ過	脱水、乾燥、 焼却、その他	阿賀野川	H4	
阿賀北広域組合	清掃センター	99	高負荷、 膜分離	凝集膜、 活性炭	脱水、乾燥、 焼却、その他	大通川	H14	

## (2) し尿処理施設の位置図





2-2 産業廃棄物の業種別・種類別再生利用量 (平成 25 年度)

種類	業種	製造	食料・飼料	繊維	木材	家具	ハル	印刷	化学	石油	プラスチック	皮革	ゴム	非金属	鉄	鋼	炭	窯業	土石	はん用機器	生産用機器	業務用機器	電子部品	電気機器	情報通信機器	輸送用機器	その他	電気・水道						その他の業種				
																												電気	水道	ガス	上水道	下水道	工業用水		下水道	下水道	下水道	運送
合計	4,051	1,838	721	41	2	1	3	1	55	15	127	0	44	1	0	155	71	5	112	18	8	1	121	5	3	43	1	424	93	0	295	3	33	12	27	2	39	5
燃え殻	0	3	70	2	0	0	0	35	4	11	0	2	0	0	4	0	0	0	0	6	1	0	1	0	0	2	0	25	23	0	0	2	1	1	1	1	0	
汚泥	184	64	157	8	0	0	0	6	21	0	0	0	0	0	25	0	4	83	0	4	0	4	0	4	0	0	1	380	0	295	3	31	0	1	0	1	2	
有機性汚泥	0	12	18	8	0	0	0	6	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	32	0	0	31	0	1	0	1	0	1		
無機性汚泥	184	52	139	0	0	0	0	1	0	18	0	0	0	0	25	0	4	83	0	4	0	3	0	1	0	0	298	0	295	3	0	0	0	0	0	0	1	
廃油	0	9	71	0	0	0	0	0	0	61	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	
一般廃油	0	9	70	0	0	0	0	0	0	61	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	
廃溶剤	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃酸	0	0	8	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ	0	0	37	0	0	0	0	0	22	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	
プラスチック類	93	2	0	11	83	7	0	0	1	5	0	38	0	1	1	0	1	0	1	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	7	9	0	1	0
プラスチック	2	0	11	82	7	0	0	0	1	4	0	38	0	1	1	0	1	0	1	0	0	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	
廃タイヤ	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7	1	0	0	
繊維くず	21	2	19	0	0	0	0	12	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
木くず	138	0	125	11	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繊維くず	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
動物性残渣	22	0	22	21	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
動物系固形不要物	31	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
ゴムくず	66	0	25	33	1	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	3	0	8	1	1	0	1	0	1	3	2	7	0	0	0	0	0	0	1	4	1	2	0
金属くず	218	0	91	126	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	122	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガラス・陶磁器くず	85	0	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0	0	7	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙くず	1,491	0	1,478	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0	1	0	1	2	0	
コンクリート片	846	0	836	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0	1	0	1	0	0	
廃アスファルト	564	0	564	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	81	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
動物のふん尿	795	795	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん	78	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	62	0	0	0	0	6	0	1	0	0	
その他の産業廃棄物	38	29	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
感染性産業廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
混合物等	38	29	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

単位：千トン

※その他の業種：漁業、情報通信業、物品貸賃業、学術・専門・生活関連業の合計値

「0」表示は500 t /年未満で、空欄は該当値がないものを示す。本表は、中間処理等による産業廃棄物の種類の変化を考慮して集計。

出典：平成 26 年度産業廃棄物実態調査報告書 (平成 25 年度実績) 平成 22 年 3 月 新潟県県民生活・環境部



## 2-4 建設廃棄物の再資源化等の状況

	H14	H17	H20	H24
アスファルト・コンクリート塊の再資源化率 <sup>注1)</sup>	99.5%	98.3%	98.6%	97.9%
コンクリート塊の再資源化率	99.1%	97.5%	98.3%	97.9%
建設発生木材 <sup>注2)</sup> の再資源化率	61.3%	51.2%	72.6%	74.4%
建設発生木材の再資源化等率 <sup>注3)</sup>	89.6%	94.4%	87.6%	82.5%
建設汚泥の再資源化等率	83.4%	90.3%	98.9%	92.4%
建設混合廃棄物の排出量(万トン)	5.3	4.7	6.0	5.8
建設廃棄物の再資源化等率	95.9%	96.0%	96.2%	95.5%

注1) 建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

注2) 伐木材、除根材等を含む数値

注3) 建設廃棄物として排出された量に対する、再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

出典：建設副産物実態調査（北陸地方建設副産物対策連絡協議会調べ）

## 2-5 産業廃棄物処理業の許可状況

		収集運搬業	処分業のうち 中間処理業のみ	処分業のうち 最終処分業	合計
21年度	新潟県	3,568	285	20	3,873
	新潟市	1,860	108	4	1,972
22年度	新潟県	3,885	290	20	4,195
	新潟市	1,843	108	4	1,955
23年度	新潟県	3,587	281	19	3,887
	新潟市	287	109	4	400
24年度	新潟県	3,708	281	18	4,007
	新潟市	256	109	3	368
25年度	新潟県	3,759	282	15	4,056
	新潟市	217	106	3	326

県と市で両方許可を取得している事業者を含む。

単位：事業者数

## 2-6 産業廃棄物処理業に関する行政処分状況

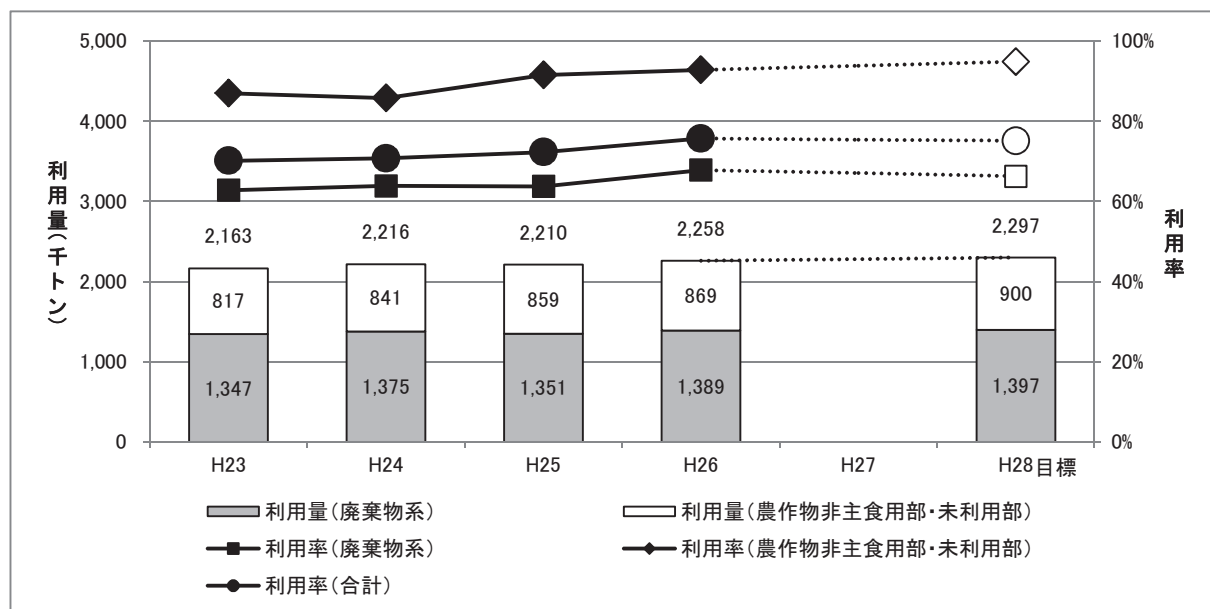
	許可取消	停止命令	措置命令	改善命令	計
21年度	6	2	0	0	8
22年度	9	0	0	0	9
23年度	6	0	0	0	6
24年度	3	1	0	0	4
25年度	5	2	0	1	8

単位：処分者数

## 3-1 バイオマスの利活用状況

区分	用途	H23	H24	H25	H26	目標値 (H28)
廃棄物系	発生量(千トン)	2,147	2,155	2,120	2,049	2,110
	利用量(千トン)	1,347	1,375	1,351	1,389	1,397
	利用率	64%	64%	64%	68%	66%
農作物非主食 用部・未利用部	発生量(千トン)	940	981	939	937	949
	利用量(千トン)	817	841	859	869	900
	利用率	87%	86%	91%	93%	95%
合計	発生量(千トン)	3,086	3,136	3,060	2,986	3,059
	利用量(千トン)	2,163	2,216	2,210	2,258	2,297
	利用率	70%	71%	72%	76%	75%

推計値を含む。四捨五入の関係で利用率が合わない場合がある。  
 出典：バイオマス賦存量調査（新潟県農林水産部農業総務課調べ）





新潟県レジ袋削減県民運動  
キャラクター「エコニャン」

## 第2次 新潟県資源循環型社会推進計画

平成28年3月

### 新潟県県民生活・環境部 廃棄物対策課

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

TEL : 025-280-5160 (直通) FAX : 025-280-5740

E-Mail : [ngt030170@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt030170@pref.niigata.lg.jp)

県庁ホームページ : <http://www.pref.niigata.lg.jp/>

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。